

令和元年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和元(2019)年6月

明海大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準1 使命・目的等	8
基準2 学生	13
基準3 教育課程	46
基準4 教員・職員	64
基準5 経営・管理と財務	79
基準6 内部質保証	90
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	95
基準A 歯科医師生涯研修の推進	95
基準B 地域における初等中等教育機関との連携・支援事業 (地域学校教育センター)	97
V. 特記事項	100
VI. 法令等の遵守状況一覧	101
VII. エビデンス集一覧	112
エビデンス集(データ編)一覧	112
エビデンス集(資料編)一覧	112

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神

明海大学（以下「本学」という。）は、歯科医学・医療に貢献する人材の育成を目的として、昭和45(1970)年、宮田慶三郎が創設した城西歯科大学により、その歴史が始まった。

宮田慶三郎は、建学の精神の基礎にある理念について、「大学は、この歴史の継承にたずさわる有用な人材を育成する使命を担っています。それは、来るべき国際未来社会を切り拓く先見的社会的性と創造性、そして人間性的知性に富む人材を育成することであり、それこそが明海大学の『建学の精神』の基礎にある理念なのです。」と述べている（宮田慶三郎・著『一瞬と永遠ー建学の精神の基礎にあるものー』、1990年）。

この建学の精神の基礎にある理念は、創設から昭和63(1988)年の総合大学化を経て現在に至るまで、時代を超えてもなお建学の精神、大学の使命・目的の中に脈々と受け継がれている。

#### 〈本学の建学の精神〉

社会性・創造性・合理性を身につけ、広く国際未来社会で活躍し得る有為な人材の育成をめざす

#### 社会性

今や、人類共存の理念は、地球の資源問題、環境問題を抜きに考えられない時代を迎えました。地球規模で進行しつつある高齢化社会に伴う労働社会問題、低迷を続ける国際経済問題、発展途上国における社会経済問題等々、解決すべき問題は山積しています。これら全人類の課題と取り組み、人類の繁栄と幸福を推進するため、和を重んじ、心豊かな社会性に富む人間を育成し、学際領域にも及ぶ総合的教育研究を行います。

#### 創造性

今日、科学技術・学術研究の先端が次々に新しい展開をしており、大学としてその時代の最先端をどのようにリードしていくかという課題に直面しています。しかし、大切なことは、一方的な技術の振興を図ることではなく、技術の進歩と人間性の調和を図りつつ世界への貢献を果たさなければなりません。人類の生き方について、未来からの挑戦を受けていると言われる今日において、学問の世界は、まさに自然科学はもとより人文・社会科学などの分野においても激動の時代を迎え、学際的な領域から価値の見直しが迫られています。知の継承、創造の拠点である大学はより国際競争力を強化し、大学の多様性を発揮して、このような時代において、総合的見地から、国際未来社会を切り拓く創造性豊かな教育研究を行います。

#### 合理性

高度情報化社会を迎え、情報量は増大し、情報なくして個々の人間は、自己の意思決定すら出来ない感を呈しています。科学技術の発達、人々の生活様式を変え、価値観にも大きな影響を及ぼすことから、科学技術の独り歩きは許されることはありません。従って、科学技術のコントロールの完全を期するとともに人間性の発揚に心がけ、未来社会を切り拓く信念が重要となります。このため、合理性ある教育研究の場を醸成します。

## 2. 使命・目的

本学は、建学の精神に基づき、その使命・目的を次のとおり明海大学学則（以下「学則」という。）及び明海大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）にそれぞれ定めている。

学則第 1 条 明海大学は、教育基本法ならびに学校教育法の定めるところに従い、広く一般教養および専門教育の学術を教授研究し、社会性、合理性、創造性豊かな人材を育成すると共に、人類共存の理念に基づき広く社会の発展に貢献することを目的とする。

大学院学則第 1 条 明海大学大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

## 3. 個性・特色等

本学は、建学の精神及び使命・目的の具現化を目指して、高度専門職業人又は幅広い職業人を養成するため常に教育研究の質的向上を図るとともに、国際化と社会貢献を積極的に推進することで、個性・特色等を打ち出している。

### (1) 高度専門職業人又は幅広い職業人の養成

ア 歯学部では、広い視野・豊かな感性・国際性を兼ね備えた、常に変化し続ける社会状況に対応可能な“新時代の歯科医師”を養成する。

イ 学部教育においては、学ぶためのモチベーション向上、コミュニケーションスキルの向上、論理的思考力の育成等、人間力を高める授業科目を配置している。

ウ 学部構成では、日本で唯一の不動産学部を擁し、さらには、2003 年 4 月の観光立国懇談会における提言（観光立国を実現し、観光産業の国際競争力を強化するには、それに相応しい能力を備えた人材の育成に努める必要があり、高等教育機関において観光関連の学部を新設すること、産官学の協力・連携体制を観光についても強化することも検討すべきである。）を受けホスピタリティ・ツーリズム学部を開設するなど、個性・特色ある学部を擁している。加えて、周術期等での口腔機能管理、超高齢社会の進展に伴い、介護予防事業における口腔機能向上のための支援や、要介護高齢者施設における誤嚥性肺炎予防のための口腔健康管理が重要になってきており、これらの専門職でもある歯科衛生士不足が社会的問題になってきている。そこで、この 4 月には、東日本の私立大学で初となる 4 年制の歯科衛生士養成課程である保健医療学部口腔保健学科を開設した。

エ 大学院においては、学部同様日本で唯一の不動産学研究科、さらに外国語学部（日本語学科・英米語学科・中国語学科）を基礎とする応用言語学研究科など、個性・特色ある大学院を擁している。また、歯学部を基礎とする歯学研究科では、高度臨床歯科医師をめざす「高度口腔臨床科学コース」と優れた研究者・教育者等をめざす「口腔生命科学コース」を置くなど、高度専門職業人を養成する教育課程を編成している。

### (2) 国際化ビジョンの推進

(<http://www.meikai.ac.jp/01about/information/file/2018-0726-1548.pdf>)

ア 学内の国際化

- ・外国人留学生の受入と学修環境の充実
- ・学修効果の向上を図るため、外国人留学生に対する日本語教育の充実・強化
- ・海外協定校からの研究者等の受入

・外国人教員による教育

複言語・複文化教育センターに、外国語教育に豊かな経験を持つ外国人教員（ネイティブ・スピーカー）を多数採用し、日本人教員とともに、言語力育成を推進している。

・研究の推進

国際学会への積極的な参加を推進している。

・政府機関の国際協力への支援

イ 学生の海外留学の促進

- ・各学部における海外研修制度及び相互交流の推進・充実
- ・海外留学・研修に係る奨学金制度の充実

ウ 外国語教育の充実

・外国語学部グローバル・スタディーズ専攻(GSM)

二言語運用能力に加え、諸外国・地域の文化・社会・経済・ビジネス等幅広い国際教養と、ビジネスの専門知識を備えた、現代社会が求めるグローバル人材を育成する。

・ホスピタリティ・ツーリズム学部グローバル・マネジメントメジャー(GMM)

これからのホスピタリティ・ツーリズム産業を牽引するリーダーに求められる知識やマネジメントスキルを、「国際教養とコミュニケーション」「リーダーシップ」「ホスピタリティ・マインド」を軸として身につけ、ホスピタリティ・ツーリズム産業を中心に国際社会で広く活躍できるリーダーを育成する。

専門科目は全て英語で行われ、また、2年次には協定を締結している海外の大学への1年間の留学を必須とする。

・複言語・複文化教育センター

グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を図るため、「複言語・複文化」主義という考えに立って、充実した言語教育を実施する。「複言語・複文化」主義とは、母語と複数の外国語を効果的に運用する力を一体として育成すると同時に、複数の文化に触れることにより、真の意味でのグローバル精神を持った人間を育成するという考えを意味する。

・外国人留学生に対する日本語教育

本学における学修効果を向上させるため、外国人留学生に対する日本語教育の充実・強化を図る。

エ 外国における就業力の育成、外国人留学生の日本での就職支援

- ・海外におけるインターンシップの実施
- ・外国人留学生のためのキャリア教育の充実・強化
- ・外国人留学生向けのインターンシップの実施（日本国内の企業又は海外の日系企業への就職をめざす）

オ 海外大学等との連携

- ・「国際未来社会」を見据え、創立当初から海外の大学との交流を重ね、世界 14 か国・地域、43 大学に広がる国際交流ネットワークを有し、協定校から教員及び学生を受入れるなど交流を深めている。

カ 大学等の所在する地域の地方自治体・企業・地域住民等のグローバル化への貢献

- ・地域との連携の推進  
浦安市国際交流協会主催イベントへの留学生参加、図書館の市民開放、オープンカレッジによる生涯学習を推進している。
- ・地域学校教育センターの設置  
地域の小学校・中学校・高等学校、これを所管する教育委員会及び地域社会との連携の下、本学の教育研究の成果を発信し、還元することで、地域の初等中等教育機関の教育の充実と発展に資することを目的とする。また、母語を日本語としない小中高生への支援を実施している。
- ・地域における教育の活性化  
高大連携協定や教育連携協定の締結を積極的に実施している。
- ・オープンカレッジにおける外国語講座  
英会話、中国語、フランス語、韓国語などの講座を開講し、地域住民のグローバル化推進に貢献している。

(3) 社会貢献の推進

- ア 臨床歯科医学向上のための社会貢献活動として、最新の歯科医学・臨床を将来にわたりサポートする生涯研修活動を通じ、大学教育を学内に留めることなく、社会のニーズに対応したリカレント教育へと発展させることを目的として、歯科医師生涯研修(CE)事業を展開している。
- イ 教養、ビジネス、健康・スポーツを柱とするオープンカレッジを設け、在学生や卒業生はもちろんのこと広く地域住民にも開放し、知的資源の還元を通じて社会貢献を果たしている。
- ウ 埼玉県坂戸市に付属病院、埼玉県入間市、東京都渋谷区及び千葉県浦安市に PDI(Post Doctoral Institute for Clinical Dentistry) 歯科診療所を開設し、それぞれの地域における歯科医療の提供を通じて社会貢献を果たしている。
- エ 歯科法医学センターを設置し、埼玉県警及び科学捜査研究所と連携し身元確認を始め警察諸活動を支援している。
- オ 坂戸市との協定により、市民の健康づくり活動に参画している。
- カ 浦安市との協定により、各種審議会等への専門家の派遣や図書館の市民開放事業を通じて、地域社会の知の拠点として社会貢献を果たしている。
- キ 公開講座を開催し、地域社会への学習の機会を提供している。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

- 昭和45(1970)年 3月 学校法人城西歯科大学設立  
城西歯科大学（埼玉県坂戸市）を設置し、同年 4月開学
- 6月 歯学部付属病院開設
- 昭和51(1976)年 4月 歯学部歯学科の入学定員を 120 人から 140 人に変更
- 昭和52(1977)年 4月 大学院歯学研究科開設
- 昭和53(1978)年 4月 歯学部歯学科の入学定員を 140 人から 160 人に変更
- 昭和55(1980)年 7月 歯科臨床研究所付属 PDI 埼玉歯科診療所開設  
（現：明海大学 PDI 埼玉歯科診療所）
- 昭和62(1987)年12月 外国語学部第一部・第二部、経済学部第一部・第二部を設置（千葉県浦安市）し、昭和 63(1988)年 4月開設
- 昭和63(1988)年 4月 法人の名称を学校法人明海大学に、大学名を明海大学に改称  
歯学部歯学科の入学定員を 160 人から 120 人に変更
- 平成 2 (1990)年 4月 外国語学部に教職課程を設置
- 平成 3 (1991)年 4月 別科日本語研修課程設置  
経済学部第一部に期間を付した入学定員増実施
- 12月 不動産学部第一部・第二部（千葉県浦安市）を設置し、平成  
4(1992)年 4月開設
- 平成 5 (1993)年 4月 オープンカレッジ（千葉県浦安市）を開設
- 平成 7 (1995)年 4月 外国語学部第一部日本語学科の入学定員を 50 人から 60 人に、  
英米語学科の入学定員を 120 人から 130 人に、経済学部第一部  
経済学科の入学定員を 400 人から 450 人に変更
- 平成10(1998)年 4月 大学院応用言語学研究科修士課程、経済学研究科修士課程、不  
動産学研究科修士課程を設置  
不動産学部第一部不動産学科の入学定員を 200 人から 215 人に  
変更
- 平成11(1999)年 4月 外国語学部第一部日本語学科に編入学定員 5 人、英米語学科に  
編入学定員 10 人、中国語学科に編入学定員 5 人、経済学部第一  
部経済学科に編入学定員 30 人、不動産学部第一部不動産学科に  
編入学定員 15 人を設定
- 平成12(2000)年 3月 教員の免許状授与の所要資格を得るための課程（外国語学部）  
の認定（再課程認定）  
不動産学部不動産学科の環境デザインコース専修コースが二級  
及び木造建築士試験受験資格の認定を受ける。
- 4月 大学院応用言語学研究科、不動産学研究科に博士後期課程を設置  
浦安キャンパスの「外国語学部（第一部・第二部）」、「経済学部  
（第一部・第二部）」、「不動産学部（第一部・第二部）」を昼夜開  
講制に改組  
外国語学部日本語学科夜間主コースの入学定員を 20 人から 25  
人に、外国語学部英米語学科昼間主コースの入学定員を 110 人か  
ら 120 人に、外国語学部英米語学科夜間主コースの入学定員を



## 明海大学

80人から90人に、外国語学部中国語学科昼間主コースの入学定員を40人から45人に、外国語学部中国語学科夜間主コースの入学定員を20人から25人に、経済学部経済学科昼間主コースの入学定員を250人から350人に、経済学部経済学科夜間主コースの入学定員を120人から150人に変更

INT 教育センター（現：浦安キャンパス総合教育センター）を設置

不動産学部不動産学科の環境デザインコースが一級建築士試験受験資格の認定を受ける。

平成 13(2001)年 4月 別科日本語研修課程の入学定員を35人から65人に変更

平成 16(2004)年 7月 明海大学 PDI 東京歯科診療所開設

平成 17(2005)年 2月 明海大学 PDI 浦安歯科診療所開設

4月 ホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズム学科開設

外国語学部日本語学科、英米語学科、中国語学科、経済学部経済学科、不動産学部不動産学科の昼夜開講制を廃止し、外国語学部日本語学科の入学定員を80人、外国語学部英米語学科の入学定員を200人、経済学部経済学科の入学定員を400人に、不動産学部不動産学科の入学定員を250人に変更

平成 18(2006)年 9月 千葉県勝浦市にセミナーハウスをオープン

12月 浦安キャンパスに「不動産研究センター」を設置

平成 26(2014)年 7月 浦安キャンパスに「ホスピタリティ・ツーリズム総合研究所」を設置

平成 27(2015)年 4月 歯学部に「歯学部教育支援センター」を設置

10月 浦安キャンパスに「複言語・複文化教育センター」を設置

平成 28(2016)年 4月 浦安キャンパスに「教職課程センター」を設置

浦安キャンパスに「地域学校教育センター」を設置

平成 29(2017)年 4月 外国語学部、経済学部及び不動産学部の編入学定員を廃止

経済学部経済学科の入学定員を400人から300人に、不動産学部不動産学科の入学定員を250人から180人に変更

平成 31(2019)年 3月 教員の免許状授与の所要資格を得るための課程（外国語学部）の認定（再課程認定）

4月 保健医療学部口腔保健学科開設

外国語学部英米語学科の入学定員を200人から160人に、外国語学部中国語学科の入学定員を70人から40人に変更

## 2. 本学の現況

### ・ 大学名

明海大学

### ・ 所在地

浦安キャンパス：千葉県浦安市明海1丁目

坂戸キャンパス：埼玉県坂戸市けやき台1番1号

・学部構成（令和元(2019)年5月1日現在）

キャンパス	学部等構成	
	学部等	学科等
浦安 キャンパス	外国語学部	日本語学科
		英米語学科
		中国語学科
	経済学部	経済学科
	不動産学部	不動産学科
	ホスピタリティ・ツーリズム学部	ホスピタリティ・ツーリズム学科
	保健医療学部	口腔保健学科（平成31(2019)年4月開設）
	大学院応用言語学研究科	応用言語学専攻 博士前期課程
		応用言語学専攻 博士後期課程
	大学院経済学研究科	経済学専攻 修士課程
大学院不動産学研究科	不動産学専攻 博士前期課程	
	不動産学専攻 博士後期課程	
	別科日本語研修課程	
坂戸 キャンパス	歯学部	歯学科
	大学院歯学研究科	歯学専攻 博士課程

・学生数、教員数、職員数（令和元(2019)年5月1日現在）

（学生数、教員数）

学部構成等		学生数	教員数	
学部等	学科等		専任	非常勤
外国語学部	日本語学科	284人	9人	5人
	英米語学科	518人	17人	6人
	中国語学科	118人	8人	6人
	教職等	—	3人	0人
経済学部	経済学科	1,112人	24人	24人
不動産学部	不動産学科	574人	17人	23人
ホスピタリティ・ツーリズム学部	ホスピタリティ・ツーリズム学科	752人	15人	25人
歯学部	歯学科	743人	128人	101人
保健医療学部	口腔保健学科	31人	16人	1人
共通科目等（各種センター等）		—	28人	62人
学部計		4,132人	265人	253人
大学院応用言語学研究科	応用言語学専攻 博士前期課程	19人	—	4人
	応用言語学専攻 博士後期課程	9人	—	
大学院経済学研究科	経済学専攻 修士課程	18人	—	1人
大学院不動産学研究科	不動産学専攻 博士前期課程	12人	—	0人
	不動産学専攻 博士後期課程	2人	—	0人
大学院歯学研究科	歯学専攻 博士課程	67人	—	0人
大学院計		127人	—	5人
別科日本語研修課程		61人	3人	12人
総合計		4,320人	268人	270人

注：保健医療学部口腔保健学科は平成31(2019)年4月開設

（職員数）

職 種	専任職員	嘱託職員	パートタイマー	計
事務職	115人	46人	69人	230人
医療職	80人	126人	95人	301人
その他	13人	10人	32人	55人
計	208人	182人	196人	586人

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、建学の精神「社会性・創造性・合理性を身につけ、広く国際未来社会で活躍し得る有為な人材の育成をめざす」に基づき、学則第 1 条において、「教育基本法ならびに学校教育法の定めるところに従い、広く一般教養および専門教育の学術を教授研究し、社会性、合理性、創造性豊かな人材を育成すると共に、人類共存の理念に基づき広く社会の発展に貢献することを目的とする。」と規定している。また、本学大学院では、大学院学則第 1 条において、「学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定している。加えて、各学部学科及び各大学院研究科の教育目的を、学則第 2 条の 2 から第 2 条の 9 及び大学院学則第 3 条から第 3 条の 4 に具体かつ明確に規定している。

##### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の建学の精神に基づき定められた使命・目的及び教育目的は、学校教育法第 83 条の規定（「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」）に則り、大学として相応しい意味と内容で構成され、かつ平易な言葉を用い、簡潔に文章化されている。

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、建学の精神そのものであり、この建学の精神に基づき定められた使命・目的及び教育目的にある。加えて、建学の精神及び使命・目的等の具現化を目指して、高度専門職業人又は幅広い職業人を養成するため常に教育研究の質的向上を図るとともに、国際化と社会貢献を積極的に推進していることにある。そして、これらの個性・特色は、不動産学部やホスピタリティ・ツーリズム学部など、個性・特色ある学部を設置するほか、各学部学科及び各研究科の教育課程及び教育活動等に反映させるとともに、ホームページや各種印刷物等に掲載することで明示している。

##### 1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的は、平成 26(2014)年度に外国語学部日本語学科、英米語学科及び中国語学科の教育課程の改編を行った際に当該学部学科の教育目的の見直しを行い、学則第 2 条の 2 から第 2 条の 4 までの一部改正を行った。また、歯科

医師会を始めとする歯科関連団体等からの要請に応え、平成 31(2019)年 4 月に歯科衛生士を養成する保健医療学部口腔保健学科を増設し、学則第 2 条の 9 に当該学部学科の教育目的を加えた。このように、本学の使命・目的及び教育目的は、グローバル化や超高齢社会、平均寿命の延伸又は健康志向の高まりなどの社会情勢の変化を捉え、その都度必要な対応を行っている。

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化等について、定期的に行っている自己点検評価活動に加え、監事及び監査・評価室（内部監査）による監査又は評価の対象に位置づけることで、社会情勢の変化をよりの確に捉え、適時、適切な改善を図ることとする。

#### エビデンス集（資料編）

- 【資料 1-1-1】 明海大学建学の精神
- 【資料 1-1-2】 明海大学学則（抜粋）
- 【資料 1-1-3】 明海大学大学院学則（抜粋）
- 【資料 1-1-4】 ホームページ
  - ・ 大学概要＞建学の精神  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/mind.html>)
  - ・ 大学概要＞大学の使命・目的等  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/mission.html>)
  - ・ 大学概要＞理事長メッセージ  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/2016-0502-0947-18.html>)
  - ・ 大学概要＞学長メッセージ  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/message.html>)
  - ・ 大学概要＞大学情報  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/information/index.html>)
  - ・ 学部・大学院等  
(<http://www.meikai.ac.jp/02dept/index.html>)
- 【資料 1-1-5】 大学案内「MEIKAI UNIVERSITY 2020」
- 【資料 1-1-6】 大学概要
- 【資料 1-1-7】 CAMPUS GUIDE 2019（浦安キャンパス）
- 【資料 1-1-8】 履修の手引き（浦安キャンパス）
- 【資料 1-1-9】 学生便覧（歯学部）
- 【資料 1-1-10】 学則の一部改正 新旧対照表
- 【資料 1-1-11】 学校法人明海大学監事監査規程
- 【資料 1-1-12】 学校法人明海大学監査・評価規程
- 【資料 1-1-13】 学校法人明海大学監事監査実施細則

## 1-2 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的は、学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に規定している。また、各学部学科の教育目的にあつては学則第 2 条の 2 から第 2 条の 9 まで、各大学院研究科にあつては大学院学則第 3 条から第 3 条の 4 までにそれぞれ規定している。

学長は、学則の改正にあつては教務委員会、教授会及び総合協議会の意見を聴き、大学院学則の一部改正にあつては研究科連絡・調整会議（歯学研究科にあつては運営委員会）、研究科委員会及び総合協議会の意見を聴き、その意見を踏まえて常務理事会及び理事会へ具申する。常務理事会及び理事会は、学長の具申に基づき審議し、理事会において最終決定を行う。加えて、最終決定した学則は、理事会決定事項として全教職員に周知されている。

このようなことから、役員、教職員の理解と支持は得られていると評価する。

##### 1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、学則、大学院学則に規定するとともに、ホームページ等に掲載することにより広く学内外に周知している。

##### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

明海大学の建学の精神を具現化するとともに、学校法人明海大学寄附行為（以下この基準において「寄附行為」という。）第 3 条に規定する法人の目的、学則第 1 条に規定する大学の目的及び第 2 条の 2 から第 2 条の 9 に規定する学部学科の目的、大学院学則第 3 条から第 3 条の 4 に規定する研究科の目的を達成するため、①教育の質の保証と向上、②地域交流と社会貢献、③産業界・他大学等との連携、④グローバル化の推進、⑤優秀な学生の受入れ、⑥教育研究環境の充実、⑦財務基盤の安定化、⑧その他業務運営に関する重要事項の 8 つの柱から構成する中期計画を定めるとともに、これに基づく事業計画を毎年度策定している。

このようなことから、本学の使命・目的及び教育目的は中長期的な計画へ反映されていると評価する。

##### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

明海大学の建学の精神を具現化するとともに、学則第 1 条に規定する大学の目的及び第 2 条の 2 から第 2 条の 9 に規定する学部学科の目的、大学院学則第 3 条から第 3 条の 4 に規定する研究科の目的を達成するため、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。これら三

つのポリシーは、学部では全学共通と学部学科及び専攻・コース（履修上の区分）ごとに、大学院では研究科及び課程ごとにそれぞれ定めており、いずれも使命・目的及び教育目的が反映されている。

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、歯科医学・医療に貢献する人材の育成を目的として、昭和 45(1970)年 4 月に城西歯科大学として開学した。その後、建学の精神を具現化するため、社会情勢の変化に対応した学部学科及び大学院研究科等を増設した。

教育研究上の基本組織は、外国語学部日本語学科・英米語学科・中国語学科、経済学部経済学科、不動産学部不動産学科、ホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズム学科、歯学部歯学科及び保健医療学部口腔保健学科（平成 31(2019)年 4 月開設）の 6 学部 8 学科並びに外国語学部を基礎とする大学院応用言語学研究科、経済学部を基礎とする大学院経済学研究科、不動産学部を基礎とする大学院不動産学研究科及び歯学部を基礎とする大学院歯学研究科の 4 研究科で構成する。また、歯学部にあつては、附属明海大学病院、PDI(Post Doctoral Institute for Clinical Dentistry)埼玉歯科診療所、PDI 東京歯科診療所及び PDI 浦安歯科診療所を設置している。加えて、これらの学部又は大学院研究科の教育研究を補完し個性・特色を明確化する組織として、いわゆる教養教育を主に行う浦安キャンパス総合教育センター、語学教育を主に行う複言語・複文化教育センター、教員養成を行う教職課程センター、図書館機能を有するメディアセンター、就職支援を行う浦安キャンパスキャリアサポートセンター、地域の学校教育を支援する地域学校教育センターや、不動産研究センター、ホスピタリティ・ツーリズム総合研究所並びに歯学部実験動物センター、歯科法医学センター、歯学部教育支援センター及び歯科医学総合研究所(M-RIO: Meikai University Research Institute of Odontology)等の歯学関連の教育研究組織を設置するなど、本学の使命・目的及び教育目的は、教育研究組織の構成との整合性が図られている。

#### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

浦安キャンパスの既設学部学科について、より社会的需要のある学部学科への改組に加え、保健医療学部の学科増設を検討する。特に保健医療学部では、少子高齢化のさらなる進展に伴う人口構造の大きな変化とこれに伴う保健医療制度の変革に対応するため、中長期的な視点に立った保健医療分野における教育研究領域の拡充等を考えている。

今後、社会的需要と学生確保の見通し等を慎重に分析した上で学科増設を構想する予定である。

#### エビデンス集（資料編）

- 【資料 1-2-1】 明海大学学則（抜粋）
- 【資料 1-2-2】 明海大学大学院学則（抜粋）
- 【資料 1-2-3】 明海大学浦安キャンパス教務委員会規程
- 【資料 1-2-4】 明海大学歯学部教務委員会規程
- 【資料 1-2-5】 明海大学外国語学部教授会規程

- 【資料 1-2-6】 学長裁定（教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定める事項）
- 【資料 1-2-7】 明海大学総合協議会規程
- 【資料 1-2-8】 明海大学浦安キャンパス研究科連絡・調整会議規程
- 【資料 1-2-9】 明海大学大学院歯学研究科運営委員会規程
- 【資料 1-2-10】 明海大学大学院応用言語学研究科委員会規程
- 【資料 1-2-11】 学校法人明海大学常務理事会規程
- 【資料 1-2-12】 学校法人明海大学寄附行為（抜粋）
- 【資料 1-2-13】 理事会決定事項（見本）
- 【資料 1-2-14】 ホームページ
  - ・ 大学概要＞建学の精神  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/mind.html>)
  - ・ 大学概要＞大学の使命・目的等  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/mission.html>)
  - ・ 大学概要＞理事長メッセージ  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/2016-0502-0947-18.html>)
  - ・ 大学概要＞学長メッセージ  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/message.html>)
  - ・ 大学概要＞大学情報  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/information/index.html>)
  - ・ 学部・大学院等  
(<http://www.meikai.ac.jp/02dept/index.html>)
- 【資料 1-2-15】 学校法人明海大学中期計画及び 2019 年度事業計画
- 【資料 1-2-16】 入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針（学部）  
([http://www.meikai.ac.jp/01about/department\\_policy.html](http://www.meikai.ac.jp/01about/department_policy.html))
- 【資料 1-2-17】 入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針（研究科）  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/policy.html>)
- 【資料 1-2-18】 明海大学組織図
- 【資料 1-2-19】 明海大学浦安キャンパス総合教育センター規程
- 【資料 1-2-20】 明海大学複言語・複文化教育センター規程
- 【資料 1-2-21】 明海大学教職課程センター規程
- 【資料 1-2-22】 明海大学浦安キャンパスメディアセンター規程
- 【資料 1-2-23】 明海大学歯学部メディアセンター規程
- 【資料 1-2-24】 明海大学浦安キャンパスキャリアサポートセンター規程
- 【資料 1-2-25】 明海大学地域学校教育センター規程
- 【資料 1-2-26】 明海大学不動産研究センター規程
- 【資料 1-2-27】 明海大学ホスピタリティ・ツーリズム総合研究所規程
- 【資料 1-2-28】 明海大学歯学部実験動物センター管理運営規程
- 【資料 1-2-29】 明海大学歯学部歯科法医学センター規程
- 【資料 1-2-30】 明海大学歯学部教育支援センター規程

【資料 1-2-31】 明海大学歯学部特別研究室等規程

**【基準 1 の自己評価】**

本学の使命・目的等は、建学の精神に基づき、学則等において具体かつ明確に規定され、これらは簡潔な文章を使用し、個性・特色が明示され社会情勢の変化にも対応している。また、これらは諸規則に基づき、教職員を構成員とする各種会議体の手続きを経て改正等を行っていることから、役員、教職員の理解と支持は得られており、さらにホームページ等により広く学内外に周知している。加えて、本学の使命・目的等は、中期計画、毎年度策定している事業計画及び三つのポリシーに反映され、6 学部 8 学科及び 4 研究科で構成する教育研究の基本組織及びこれらの教育研究を補完する教育研究組織との整合性も図られている。

このようなことから、基準 1「使命・目的等」を満たしていると評価する。

**基準 2 学生**

**2-1 学生の受入れ**

**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

**2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

本学では、学校教育法施行規則第 165 条の 2 に基づき、学則第 1 条及び第 2 条に規定する大学及び学部学科の目的並びに大学院学則第 1 条及び第 3 条に規定する大学院及び各研究科の目的を踏まえて、大学、各学部学科及び大学院各研究科のアドミッション・ポリシー（以下この基準において「AP」という。）を定めている。大学及び各学部学科の AP は、アドミッションセンター委員会、執行部会議（学長のリーダーシップの下、教員及び事務局の管理職で構成）、総合協議会及び教育基本問題協議会（理事長の提案又は諮問に基づき教育に関わる基本問題及び教学に関する重要事項を審議）において、大学院各研究科の AP は、浦安キャンパス研究科連絡・調整会議、歯学研究科運営委員会、研究科委員会、大学院執行部会議及び教育基本問題協議会において策定している。

AP は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、入学試験要項、大学院案内・学生募集要項及びホームページ等により公表するとともに、オープンキャンパス、学外主催の進学ガイダンス、高等学校内ガイダンス、高等学校進路指導担当者連絡協議会、高等学校訪問及び大学院進学説明会等を通じて、生徒、保護者、高等学校進路指導担当教員等及び地域のステークホルダー等に対し、具体的に説明・周知している。

このようなことから、適正な体制の下で AP を募集単位ごとに定め、これを適切な



方法により積極的に広く周知していると評価する。

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、求める学生像を具体的に入学希望者に示すため、平成 24(2012)年度から、各学部学科は入学試験要項に、各大学院研究科は大学院案内・学生募集要項に AP を明記している。平成 29(2017)年度には、入学者選抜段階における目標をより具体かつ明確にするため、AP の内容を一部変更した。

入学者の選抜に当たっては、各学部学科及び各大学院研究科の教育目的達成のために、AO 入試など多様な入試区分を設定している。各入試区分について毎年度、出願資格や選抜方法が AP に沿っているかを検証しており、決定した内容を入学試験要項等で公表し入学試験を実施している。具体的には以下のとおりであり、これらのことにより、本学では AP に沿った入学者選抜を、適切な体制の下、公正かつ妥当な入試方法によって行っていると評価する。

### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

ア AO 入試では、出願時に AP を踏まえた志望理由及び入学後又は卒業後の展望等を記述する出願申請書を受験生に提出させ、面接試験において AP との整合性等を確認している。

イ 外国語学部、経済学部、不動産学部及びホスピタリティ・ツーリズム学部では、推薦入学試験及び特別入学試験において面接試験を課し、個人評価票に基づき AP との整合性等を確認すると同時に、公正な試験となるよう実施体制等の統一を図っている。

ウ 保健医療学部では、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験を含めた全ての入試区分で面接試験を課し、AP との整合性等を確認すると同時に、公正な試験となるよう実施体制等の統一を図っている。

エ 学生募集及び入学試験の実施は、学則第 69 条の規定に基づき浦安キャンパスアドミッションセンターを設置し、学長の推薦に基づき理事長が任命した者をセンター長とし適切な体制の下に運用している。同センター職員には、「明海大学浦安キャンパスアドミッションセンター規程」第 4 条の規定に基づき、教員のほか入学試験の事務を担当する浦安キャンパス事務部企画広報課長も任命している。

オ 学生募集の基本方針及び入学者選抜方法等は、同センターにおいて AP に沿って検証し決定している。

カ 入学試験問題は、AP に沿った選抜方法に留意して全て学内教員で作成している。作成に当たっては、同センターが中心となって具体的な計画を立て、試験科目ごとに委嘱された問題作成者による作問専門委員会を組織している。また、秘密保持に十分配慮した上で学内関係者による相互点検を実施し、厳格な校正を複数回行うことにより、出題ミスの防止を図っている。

キ 入学試験の実施は、浦安キャンパス事務部企画広報課(以下この基準において「企画広報課」という。)において、実施(責任)体制や試験監督者、面接委員等を記載した入学試験実施要項の原案を作成し、同規程第 11 条に規定する浦安キャンパスアドミッションセンター委員会において検証、審議した実施要項に基づき厳格に運用している。可否判定についても、同委員会で案を策定した後、学長が各教授会

の意見を聴きこれを決定しており、厳正に運用している。

**【歯学部】**

- ア 各入試区分では、次のとおり AP との整合性等を確認している。
- ・AO 入試では、記述式の理解力テストにより、「技能・表現」を確認する。
  - ・一般入学試験及び一般入学試験（センタープラス方式）では、個別学力検査により、「知識・理解、思考力・判断力」を確認する。
  - ・大学入試センター試験利用入学試験では、大学入試センター試験の成績の利用により、「知識・理解、思考力・判断力」を確認する。
  - ・指定校推薦入学試験を含む全ての入試区分で面接試験を実施し、「興味・関心・意欲、態度」を確認する。
- イ 学生募集及び入学試験の実施は、学則第 69 条の規定に基づき歯学部アドミッションセンターを設置し、理事長が任命した者をセンター長とし適切な体制の下に運用している。同センター職員には、「明海大学歯学部アドミッションセンター規程」第 4 条の規定に基づき、教員のほか入学試験の事務を担当する歯学部事務部学事課長も任命している。
- ウ 学生募集の基本方針及び入学者選抜方法等は、同センターにおいて AP に沿って検証し決定している。
- エ 入学試験問題は、AP に沿った選抜方法に留意して全て学内教員で作成している。一般入学試験問題においては、作問担当者のほかに、秘密保持に十分配慮した上で、補助者を充てることによりチェック機能を強化し、出題ミスの防止を図っている。
- オ 入学試験の実施は、歯学部事務部学事課（以下この基準において「歯学部学事課」という。）において、実施（責任）体制、試験監督者、面接委員等を記載した入学試験実施要項の原案を作成し、同規程第 10 条に規定する歯学部アドミッションセンター委員会において検証、審議した実施要項に基づき厳格に運営している。合否判定についても、同委員会で案を策定した後に、学長が歯学部教授会の意見を聴きこれを決定しており、厳正に運用している。

**【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】**

- ア 全ての入試区分において面接試験を課し、AP との整合性等を確認すると同時に、公正な試験となるよう実施体制等の統一を図っている。
- イ 学生募集及び入学試験の実施は、浦安キャンパス研究科連絡・調整会議を設置し、学長が指名した研究科長を委員長とし適切な体制の下に運営している。
- ウ 入学試験問題は、同会議が中心となり、AP に沿った選抜方法に留意して具体的な計画を立て、試験科目ごとに委嘱された学内の大学院担当教員が作成している。また、秘密保持に十分配慮した上で、研究科内教員による相互点検を実施し、厳格な校正を複数回行うことにより、出題ミスの防止を図っている。
- エ 入学試験の実施は、企画広報課において実施体制や試験監督者、面接委員等を記載した入学試験実施要項の原案を作成し、同会議において検証、審議した実施要項に基づき厳格に運用している。合否判定についても、同会議で案を策定した後、学長が各研究科委員会の意見を聴きこれを決定しており、厳正に運用している。

【大学院歯学研究科】

- ア 試験科目である英語及び専門科目では、APの専門分野への関心、研究意欲及び国際性を確認し、面接試験では、APの創造性、幅広い視野及びチャレンジする意欲等に関する確認を行っており、APに沿った入学試験を実施している。
- イ 学生募集及び入学試験の実施は、「明海大学大学院歯学研究科委員会規程」第7条の規定に基づき歯学研究科運営委員会を設置し、学長が研究科長の意見を聴き指名した者を委員長とし適切な体制の下に運営している。
- ウ 学生募集の基本方針及び入学者選抜方法等は、同委員会においてAPに沿って決定している。
- エ 入学試験問題は、APに沿った選抜方法に留意し、全て学内教員で作成している。また、秘密保持に十分配慮した上で、複数チェック体制を敷き、出題ミスの防止を図っている。
- オ 入学試験の実施は、歯学部学事課において実施体制や試験監督者、面接委員等を記載した入学試験実施要項の原案を作成し、同委員会において検証、審議した実施要項に基づき厳格に運用している。また、合否判定についても、同委員会で案を策定した後、学長が研究科委員会の意見を聴きこれを決定しており、厳正に運用している。

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

本学では、教育を行う良好な環境の確保のため、入学定員に沿った適切な学生数を維持するように努めている。各学部の収容定員、入学定員及び在籍学生数は、次表のとおりであり、以下に述べるとおり良好な教育環境を確保していると評価する。

<明海大学の在籍学生数、入学学生数（令和元(2019)年5月1日現在）>

学部	学科	在籍学生数			入学者数		
		A 収容定員	B 在籍学生	B/A	A 入学定員	B 入学者	B/A
外国語	日本語	320人	284人	0.89	80人	88人	1.10
	英米語	760人	518人	0.68	160人	164人	1.03
	中国語	250人	118人	0.47	40人	46人	1.15
経済	経済	1300人	1,112人	0.86	300人	351人	1.17
不動産	不動産	790人	574人	0.73	180人	188人	1.04
ホスピタリティ・ツーリズム	ホスピタリティ・ツーリズム	800人	752人	0.94	200人	226人	1.13
歯	歯	720人	743人	1.03	120人	120人	1.00
保健医療	口腔保健	70人	31人	0.44	70人	31人	0.44
合計		5,010人	4,132人	0.82	1,150人	1,214人	1.06

<明海大学大学院の在籍学生数、入学学生数（令和元(2019)年5月1日現在）>

研究科	専攻	在籍学生数			入学者数		
		A 収容定員	B 在籍学生	B/A	A 入学定員	B 入学者	B/A
応用言語学	応用言語学 博士前期	30人	19人	0.63	15人	8人	0.53
	応用言語学 博士後期	15人	9人	0.60	5人	5人	1.00

経済学	経済学 修士	30人	18人	0.60	15人	6人	0.40
不動産学	不動産学 博士前期	30人	12人	0.40	15人	2人	0.13
	不動産学 博士後期	9人	2人	0.22	3人	1人	0.33
歯学	歯学 博士	72人	67人	0.93	18人	19人	1.06
合計		186人	127人	0.68	71人	41人	0.58

**【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】**

これまで、社会や受験生のニーズにあった学部学科の開設、適正な入学定員の見直しを実施してきた。

平成 29(2017)年度には、経済学部経済学科の入学定員を 400 人から 300 人（100 人減）に、不動産学部不動産学科を 250 人から 180 人（70 人減）に変更し、令和元(2019)年度には、外国語学部英米語学科を 200 人から 160 人（40 人減）に、外国語学部中国語学科を 70 人から 40 人（30 人減）に変更した。その結果、令和元(2019)年度の入学者数において、外国語学部（日本語、英米語、中国語学科）、経済学部、不動産学部及びホスピタリティ・ツーリズム学部については、入学定員を充足することができ、年次進行とともに収容定員の充足率も改善する見込みである。また、超高齢社会のニーズに対応して、平成 31(2019)年 4 月に保健医療学部口腔保健学科を新設し、絶対的な人員不足状態にある歯科衛生士の養成に着手した。学生募集は、平成 30(2018)年 8 月の設置認可後から開始し、歯科衛生士という職業に対する理解と現状認識に重点を置いて、高等学校教員及び生徒、またオープンキャンパス等を通じて保護者に対しても広報活動を行い、4 年制教育による歯科衛生士養成の理解度向上に努めたが、結果、入学者は 31 人となった。

**【歯学部】**

過去 5 年間、入学定員を厳守している。また、令和元(2019)年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在学生の比率は 1.03 倍となっており、入学定員に沿った適切な学生受入数を維持、管理している。

**【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】**

近年、入学定員を充足できていないものの、教育指導上支障のない適切な学生数を維持している。

**【大学院歯学研究科】**

令和元(2019)年度入試において入学定員を満たし、かつ同年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在学生の比率は 0.93 倍で、教育指導上支障のない適切な学生数を維持している。

**(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）**

**【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】**

令和元(2019)年度入学定員充足状況について、これまで入学定員確保が課題となっていた外国語学部英米語学科、中国語学科及び不動産学部は、入学定員を充足するこ

とができた。しかし、新たに設置した保健医療学部口腔保健学科については、未充足となった。これは、本格的な広報活動や学生募集が平成 30(2018)年 8 月の設置認可まで行うことができず、受験生やその保護者等に対して本学科の特色等を十分に訴求することができなかつたためである。次年度の学生募集においては、4 年制教育の特色について一層の理解を図り、社会的な評価を早期に高めていく。

高次な教育研究活動の維持向上のためには、入学者数の確保のみならず、一定の質確保も重要であると認識している。これらの対策として、教育力の向上と併せて、本学の教育研究活動に対する十分な理解を促進するために、広く社会に情報発信することを重視し、インターネットを主とした教育研究活動に関する情報の公開と発信を、より積極的に推進する。具体的には、AP の更なる周知を図るために、ホームページ及び入学試験要項への掲載や、オープンキャンパス、進学ガイダンス及び高等学校内ガイダンス等を通じて、より積極的かつ解り易く説明する。また、入学試験での面接試験における質問内容、評価方法及び学力試験結果を引き続きアドミッションセンター委員会において分析し、AP との適合性を検証して見直しを継続的に進める。

#### 【歯学部】

引き続き AP に基づき厳正な入学者の選抜を行うとともに、入学定員を厳守する。

#### 【大学院共通】

令和元(2019)年度入学定員充足状況については、歯学研究科以外の研究科が目下の課題であり、より一層の教育内容への理解及び社会的評価を高める必要がある。また、学部同様、高次な教育研究活動を維持向上させていく上で、入学者数の確保のみならず、一定の質の確保も重要であると認識している。これらの対策として、AP の周知を図る。具体的には、ホームページ及び大学院案内・学生募集要項への掲載や、大学院進学説明会を通して入学希望者に対し積極的に説明する。また、入学試験での面接試験における質問内容、評価方法及び学力試験の結果を、引き続き浦安キャンパス研究科連絡・調整会議及び歯学研究科運営委員会が中心となって分析し、AP との適合性を検証しつつ見直しを継続的に進める。

#### エビデンス集（資料編）

【資料 2-1-1】 明海大学学則（抜粋）

【資料 2-1-2】 明海大学大学院学則（抜粋）

【資料 2-1-3】 浦安キャンパス執行部会議要録

【資料 2-1-4】 明海大学教育基本問題協議会規程

【資料 2-1-5】 入学試験要項 2019（抜粋）

【資料 2-1-6】 大学院案内・学生募集要項 2019（抜粋）

【資料 2-1-7】 ホームページ

大学概要>大学情報>入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針  
<学部・学科>[http://www.meikai.ac.jp/01about/department\\_policy.html](http://www.meikai.ac.jp/01about/department_policy.html)  
<研究科><http://www.meikai.ac.jp/01about/policy.html>

【資料 2-1-8】 オープンキャンパス・パンフレット 2018

【資料 2-1-9】 2018 年度高等学校進路指導担当者連絡協議会実施要項

- 【資料 2-1-10】 2018 年度大学院進学説明会実施要項、案内チラシ
- 【資料 2-1-11】 入学試験要項 2017（抜粋）
- 【資料 2-1-12】 大学院案内・学生募集要項 2017（抜粋）
- 【資料 2-1-13】 入学試験要項 2018（抜粋）
- 【資料 2-1-14】 大学院案内・学生募集要項 2018（抜粋）
- 【資料 2-1-15】 2019 年度アドミッション・オフィス入学試験出願申請書
- 【資料 2-1-16】 2019 年度アドミッション・オフィス入学試験個人評価票
- 【資料 2-1-17】 明海大学浦安キャンパスアドミッションセンター規程
- 【資料 2-1-18】 浦安キャンパス入学試験実施要項
- 【資料 2-1-19】 明海大学歯学部アドミッションセンター規程
- 【資料 2-1-20】 歯学部入学試験実施要項
- 【資料 2-1-21】 明海大学浦安キャンパス研究科連絡・調整会議規程
- 【資料 2-1-22】 浦安キャンパス大学院入学試験実施要項
- 【資料 2-1-23】 明海大学大学院歯学研究科委員会規程
- 【資料 2-1-24】 明海大学大学院歯学研究科運営委員会規程

## 2-2 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

以下に述べるとおり、本学では教職員等の協働により、個々の学生をきめ細かく支援する仕組みを構築し実行するための学修支援体制を、適切に整備・運営していると評価する。

##### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

ア 学修支援は、ゼミ等の授業を担当する教員が、学生個々に対し学生生活全般にわたって行っている。

イ 浦安キャンパス事務部学事課（教務担当）（以下この基準において「学事課教務担当」という。）（専任・嘱託 11 人、非常勤 3 人）は、担当教員と連携して履修指導から学修の進め方、成績・単位修得に関する指導を行っている。

ウ 学修支援に係る委員会組織として、浦安キャンパスに教務委員会及び学生支援委員会を置き、学事課教務担当の職員が教務委員会に、浦安キャンパス事務部学生支援課（学生支援担当）（以下この基準において「学生支援課学生支援担当」という。）の職員が学生支援委員会に委員として参画し、教員と協働して審議及び企画立案等を行っている。

エ 教職員の協働及び学修支援と授業支援の充実を図るために、総合的な学生データベースを構築し、学生の住所、連絡先や出身高校等の基本情報の他、履修、成績、

学生相談や指導内容等のカルテを一元的に管理している。教職員は、Web 上で必要な情報を閲覧し、個々の学生に対し速やかできめ細かい支援を実現している。

**【歯学部】**

ア 学修支援は、各学年に学年主任1人とクラス主任4人を配置し、さらに第5学年、第6学年にはクラス主任の下にアカデミック・アドバイザーとして教員を配置し、「学年主任等による学修指導体制（2016年3月23日歯学部教授会決定）」に基づき行っている。学年主任及びクラス主任には、年度当初に学部長から学修指導体制を説明し徹底を図っている。

イ 歯学部学事課（専任12人、嘱託1人、非常勤3人）は、学年主任等や科目担当教員と連携して、履修指導から学修の進め方、成績・単位修得に関する指導を行っている。

ウ 学修支援に係る委員会等の組織として、歯学部には教務委員会、学生委員会及び歯学部教育支援センターが設置されており、これらの組織に歯学部事務部学事課長が委員又は職員として参画し、教員と協働して審議、企画立案等を行っている。

**【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】**

各大学院生に対し、論文作成指導を行う教員が担当教員となり、履修指導や論文作成指導等の学修支援を行っている。

**【大学院歯学研究科】**

主専攻科目指導教員及び副専攻科目指導教員が、履修指導から論文指導に至るまで指導に当たっている。また、歯学部学事課は、共通教育科目の出席状況や課題提出状況、また大学院セミナーの出席状況を管理し、月1回定例開催している歯学研究科運営委員会にその状況を報告し指導教員と連携を図っている。

**2-2-② TA( Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実**

以下に述べるとおり、本学ではオフィスアワー制度の徹底やTA( Teaching Assistant) の活用、障がいのある学生への支援及び中途退学や留年等の課題に対する抑制策を実行するなど、適切かつ充実した学修支援を行っている」と評価する。

**【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】**

ア 障がいのある学生への配慮

出願時には、身体機能に障がいがあり修学上特別な配慮を必要とする場合は、事前に相談するよう入学試験要項に記載し対応している。入学後は、学生定期健康診断の際に回収する健康管理票に、その障がいの種類及び程度等を自ら記載し、後日、障害者手帳の写しを提出してもらうことで、支援が行き届くよう把握に努めている。授業に関しては、車いす学生用の机の設置、板書やプリント等の文字の拡大、拡大鏡の使用等、障がいのある学生からの要望に応じて柔軟に対応している。学内環境については、道路の舗装や段差の解消、手すりやスロープ、障がい者用トイレの設置及び障がい者専用駐車場の確保等、学内をバリアフリー化し、障がいのある学生への適切な配慮を行っている。

イ オフィスアワー制度の実施

オフィスアワー制度を導入している。全教員が、特定の曜日・時限に各研究室（非常勤教員の場合は非常勤講師室）及びファカルティ・オフィス（ホスピタリティ・

ツーリズム学部及び保健医療学部) に待機し、学生からの質問や相談に応えられる体制を整えており、これを CAMPUS GUIDE 及び掲示によって学生に周知している。

#### ウ TA の活用

学部生に対する教育効果を高め、かつ大学院生に教育指導に関する実務の機会を与えるため、「明海大学大学院（応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科）ティーチング・アシスタント資格規程」に基づき、TA を活用している。平成 30(2018)年度は、外国語学部にも 7 人、経済学部にも 4 人、不動産学部にも 7 人の TA を配置し、指導教員の指示の下、主に専門科目の必修科目を中心に学部生に対する教育の補助を行っている。

#### エ 中途退学、休学及び留年の対策

中途退学者（退学者・除籍者）への対応は、クラス担任制度及び学生データベース（Web ポータルシステム）によりきめ細かく行っている。また、各教員は、週 1 回以上オフィスアワーの時間を設け、学生の相談に応じている。

不動産学部では、成績や授業への出席状況が芳しくない学生の保証人に対し文書を送付し、必要に応じて保証人との面談を実施している。ホスピタリティ・ツーリズム学部では、学生の夏季休暇中に、担当教員が保護者と面談を行い、授業の出席状況や単位の修得状況等を説明の上、保護者からの相談に応じている。

学生支援課学生支援担当では、学事課教務担当と連携して、再三の督促にもかかわらず履修登録をしない学生（平成 30(2018)年度実績 16 人）及び保証人へ連絡し、面談等によって履修申請に向けた指導・支援を行っている。また、中途退学や留年防止の早期対策として、教員の協力の下、授業出欠席状況調査を前後学期各 2 回、計 4 回実施している（平成 30(2018)年度実績延べ 478 人）。これによって授業欠席回数が多い学生を把握し、本人及びその保証人へ連絡を取り、面接等によって相談、指導等を行っている。このほかにも、浦安キャンパス教育後援会が主催する地区教育懇談会で保護者面談を行い、中途退学者及び留年者の抑制を図っている。この懇談会は、大学と教育後援会が連携して毎年度全国 11 か所で開催している。学長をはじめ教職員がこれに出席し、保護者と交流し様々な情報共有を行っており、この機会に面談を行えるよう、教育後援会からの開催案内に欠席及び無回答の保護者に対し、学生支援課学生支援担当から再度参加を促している。面談は、各学部及び学事課教務担当と連携して成績、履修状況及び出席状況等の情報を基に、教職員が一体となってきたきめ細かく対応している。

#### オ 学生の出欠管理等

学生の出欠管理は、Web ポータルシステムによる出欠管理システムを導入している。これにより、教職員が学生の授業出席状況をリアルタイムに把握することができ、よりきめ細かい学修指導を可能にしている。また、Web ポータルシステムでは、平成 29(2017)年度から、学生に加え保護者に対しても、時間割や成績、授業出欠席状況等を公開し学生支援体制の充実を図っている。

#### カ 学籍異動

学生が退学又は休学を願い出る場合は、事前に、担当教員、学生支援委員、学科主任、学部長のうちのいずれか一人と必ず面談し了承を得ることとしている。



その後、当該学生からの退学又は休学の願い出に基づき、学長が浦安キャンパス学生支援委員会及び各学部教授会の意見等を聴きこれを決定しており、厳正に運用している。

#### 【歯学部】

##### ア 障がいのある学生への配慮

出願時に身体機能に障がいがあり修学上特別な配慮を必要とする場合は、事前に相談するよう入学試験要項に記載し対応している。学内環境については、学内施設及び付属病院に身体障がい者用トイレを始め、スロープ、点字ブロックを整備し、通路や床等も極力段差を無くすように配慮している。

##### イ オフィスアワー制度の実施

オフィスアワー制度を導入している。全教員が、各教授室、分野研究室及び非常勤講師室にて授業に関する質問・相談に応えられる体制を整え、これを学生便覧及び掲示にて学生に周知している。

##### ウ TA の活用

学部生に対する教育効果を高め、かつ大学院生に教育指導に関する実務の機会を与えるために、「明海大学大学院歯学研究科ティーチング・アシスタント資格規程」に基づき、TA を活用している。3年次以上の大学院生をTAとして学部生の実習、実験、演習等の教育補助業務に携わせて、大学教育の充実及び指導者としてトレーニングする機会の提供を図っている。

##### エ 中途退学、休学及び留年の対策

中途退学、休学及び留年の対策は、早期把握と対応が最も重要であり、「学年主任等による学修指導体制（2016年3月23日歯学部教授会決定）」に基づき、年度始めに、全学生を対象に学年主任又はクラス担任との個人面談を行っている。また、欠席の多い学生や、成績不良の学生についても、適宜個人面談や三者面談を行う体制を整えている。

##### オ 学生の出欠管理等

学生の出欠管理は、スマートフォン及び携帯電話を利用した出席管理システム（QRコードによる出席登録）を導入している。登録結果は、翌日夕方以降には学生及び保護者がインターネットを利用して確認できる。また、学年主任及びクラス主任に対して、出席不良の学生一覧表を毎週メール配信している。これにより学生の出欠状況を早期に把握し学生指導に役立てている。

##### カ 学籍異動

学生が退学又は休学を願い出の場合は、必ず事前に学年主任と面談を行い、予め了承を得ることとしている。この面談に基づき学年主任が作成する事由書及び当該学生からの願い出に基づき、学長が歯学部学生委員会及び教授会の意見を聴きこれを決定しており、厳正に運用している。

#### 【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】

ア 大学院生に対しては、主に指導教員（演習担当）が学修を支援しており、複数の研究科に及ぶ事例や指導教員の範疇を超える問題については、浦安キャンパス研究科連絡・調整会議及び各研究科が対応している。施設・設備等の問題等、研究科の

範疇を超える内容のものは、必要に応じて事務局の関係課と連携を図りながら、適時、適切に対応している。

イ 応用言語学研究科及び不動産学研究科の博士後期課程学生に対し、RA(Research Assistant)として教員のリサーチプログラムに所属させ、学位研究の研究手技や研究思考方法を習得する機会を提供している。平成30(2018)年度は、応用言語学研究科に4人、不動産学研究科に1人が採用されている。経済学研究科では、大学院運営委員、関係事務局及び学年ごとに設けられた「世話役」の大学院生が協力して、大学院生の支援に当たっているほか、学部の若手教員を中心としたワークショップにできる限り大学院生を出席させることで、研究に向け支援している。不動産学研究科では、大学院生に対し不動産学に係る広い見識と研究適応力が身につく、教員との意見交換を行える機会を提供するために、学内で開催している教員の研究交流会(通称「木曜サロン」)に積極的に出席するよう促している。

#### 【大学院歯学研究科】

歯学研究科では、1・2年次の大学院生に対し、RAとして教員のリサーチプログラムに所属させ、学位研究の研究手技や研究思考方法を習得する機会を提供している。また、学位研究の成果を国際学会で発表し国際的な視野を涵養する機会を増やす目的で、国際学会の発表旅費を補助しているほか、学内科研費として「宮田研究奨励金制度」により、大学院生の優れた学位研究に対し研究費の補助を行っている。

### (3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

#### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

教職員の学生データベース(Webポータルシステム)の閲覧範囲を、個人情報の保護及びセキュリティに十分配慮した上でさらに拡大することで、学生の状況把握と必要かつ適切な対応をより一層速やかに行える環境を整える。併せて、これまで進めてきた中途退学者等の実態分析を基に、各学部学科の傾向に即した具体的方策を立て、全教職員が共通認識をもってよりきめ細かな学生支援・指導を推進する。

#### 【歯学部】

個人情報管理を徹底した上で学生データベースを充実させ、多様化する現代学生の特徴に合わせたきめ細かな学生支援を、歯学部学生委員会と歯学部学事課との密接な連携の下に推進する。

#### 【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科、歯学研究科】

大学院生に対する教育研究指導を充実させるため、学部学生同様、学生データベース(Webポータルシステム)を利用したきめ細かな学修指導が求められる。現在、履修登録、成績及び出欠席状況等最低限の情報のみであるため、研究の指導状況や論文作成状況の管理等、Webポータルシステムを介した研究指導機能等の拡充を図る。

#### 【大学院歯学研究科】

成績、論文作成状況の管理はもちろん、RAとしての活動や国際学会における発表の記録などをデータベース化することにより、大学院生の情報の一元化を図り、よりきめ細かな研究指導を行えるよう努める。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-2-1】 明海大学浦安キャンパス教務委員会規程
- 【資料 2-2-2】 明海大学浦安キャンパス学生支援委員会規程
- 【資料 2-2-3】 学生 DB・Web ポータルシステム概要
- 【資料 2-2-4】 学年主任等による学修指導体制（2016年3月23日歯学部教授会決定）
- 【資料 2-2-5】 2019年度クラス主任一覧（歯学部）
- 【資料 2-2-6】 明海大学歯学部教務委員会規程
- 【資料 2-2-7】 明海大学歯学部学生委員会規程
- 【資料 2-2-8】 明海大学歯学部教育支援センター規程
- 【資料 2-2-9】 2018年度第6回大学院歯学研究科運営委員会議事録及び別紙資料 1、4
- 【資料 2-2-10】 入学試験要項 2018（抜粋）
- 【資料 2-2-11】 健康管理票
- 【資料 2-2-12】 CAMPUS GUIDE 2018（抜粋）
- 【資料 2-2-13】 2018年度浦安キャンパスオフィスアワー一覧
- 【資料 2-2-14】 明海大学大学院（応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科）  
ティーチング・アシスタント資格規程
- 【資料 2-2-15】 2018年度ティーチング・アシスタント委嘱関係資料
- 【資料 2-2-16】 2018年度少人数クラス制の対応に関する学科別アンケート調査結果
- 【資料 2-2-17】 不動産学部保護者への通知文書
- 【資料 2-2-18】 ホスピタリティ・ツーリズム学部保護者面談実施要領及び関係資料
- 【資料 2-2-19】 2018年度履修未登録者対応関係資料
- 【資料 2-2-20】 2018年度授業出欠席状況調査関係資料
- 【資料 2-2-21】 2018年度浦安キャンパス教育後援会地区懇談会関係資料
- 【資料 2-2-22】 2018年度教育後援会地区懇談会における個別面談関係資料
- 【資料 2-2-23】 MEIKAI UNIVERSITY 浦安キャンパス Web ポータルシステム利用マニ  
ュアル（教員用）
- 【資料 2-2-24】 明海大学浦安キャンパス Web ポータルシステム利用マニュアル（学生  
用）
- 【資料 2-2-25】 明海大学浦安キャンパス Web ポータルシステム利用マニュアル（保護  
者用）
- 【資料 2-2-26】 退学願・休学願様式（浦安キャンパス）
- 【資料 2-2-27】 学生異動台帳（見本）
- 【資料 2-2-28】 2019年度歯学部学生便覧、2019年度オフィスアワー掲示文書
- 【資料 2-2-29】 明海大学大学院歯学研究科ティーチング・アシスタント資格規程
- 【資料 2-2-30】 2018年度歯学部第3回教務・学生合同委員会議事録
- 【資料 2-2-31】 出席管理システム関係資料
- 【資料 2-2-32】 退学願・休学願様式（歯学部）
- 【資料 2-2-33】 明海大学浦安キャンパス研究科連絡・調整会議規程
- 【資料 2-2-34】 明海大学リサーチ・アシスタント資格規程
- 【資料 2-2-35】 2018年度大学院経済学研究科オリエンテーション資料

【資料 2-2-36】 不動産学研究科木曜サロン実施関係資料

【資料 2-2-37】 明海大学歯学部宮田研究奨励金規程

【資料 2-2-38】 浦安キャンパス離学者抑制対策会議議事録

## 2-3 キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

以下に述べるとおり、本学では教育課程内外において充実したキャリア教育科目及びインターンシップ制度を設けるなど、社会的・職業的自立に向けたキャリア支援体制が適切に整理・運営していると評価する。

#### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

##### ア 教育課程内

- ・授業科目区分「共通科目」の「キャリア形成教育」において、就職活動を乗り切り社会で活躍する人材に必要な力とスキルを伸ばすことを目的とした科目として、1年次に、建設的議論能力の伸長と職業観醸成を目指す「キャリアプランニングⅠ」（必修）、2年次に、論理的問題解決力及びプレゼンテーション能力の向上を目指す「キャリアプランニングⅡ」（必修）、進路選択に向けた企業研究の観点を理解する「キャリアプランニングⅢ」（必修）、3年次に、仕事研究、自己理解、インターンシップ体験を通じた就職スキル向上を目指す「キャリアデザイン」（選択）を開設している。
- ・「キャリアデザイン」の履修者（平成 30(2018)年度 419 人）には、一人一人に専属の就職活動コーチングスタッフ（キャリアカウンセラー有資格者）が付き、4年次には、就職先の決定まで引き続き伴走し支援している。
- ・外国人留学生については、就職活動等に必要な日本語力が早期に身に付くよう、平成 28(2016)年度から 1 年次前学期に「アカデミック日本語Ⅰ～Ⅳ」を開設している。また、「キャリアプランニングⅠ～Ⅲ」において、外国人留学生クラスを設定し、個々の日本語能力に応じた教育を行っている。
- ・より実践的なキャリア教育の展開と学生の職業観の醸成を目的に、企業との連携による教育プログラムや、インターンシップに係る授業科目として「共通科目」の「キャリア形成教育」の中に、「インターンシップ A～D」（1～4 年次選択科目）を開設している。また、各学部学科でも積極的にインターンシップに取り組んでいる。ホスピタリティ・ツーリズム学部では、「専門科目」の中に「ホスピタリティ・ツーリズム産業実地研修Ⅰ～Ⅵ」と「ホスピタリティ・ツーリズム産業海外研修Ⅰ、Ⅱ」（1～4 年次選択科目 ※2016 年度以前入学生）、「ホスピタリティ・ツーリズム産業実地研修 A～H」（1～4 年次選択科目 ※2017 年度以降入学生）、「ホスピタリティ・ツーリズム産業海外研修 A、B」（1～3 年次選択科目 ※2017

年度以降入学生)を開設しており、特に、長期海外インターンシップについても力を注いでいる。

- ・インターンシップの派遣実績は、平成 30(2018)年度に延べ 98 人を企業等に派遣し、一定の条件を満たす者に単位を認定した。このほか、前述した「キャリアデザイン」においても、インターンシップへの参加及び事前準備と事後の振り返りを授業内容に組み入れており、平成 30(2018)年度は延べ 375 人の履修学生が参加した。
- ・これらの授業運営を組織的に行うために総合教育センターを設置し、その中に「キャリア教育部門」を置き、後述のキャリアサポートセンターと連携して取り組んでいる。また、学事課教務担当及び浦安キャンパス事務部学生支援課(就職支援担当)(以下この基準において「学生支援課就職支援担当」という。)が連携し、これを全面的にサポートしている。
- ・教職志望者への支援体制も整備している。外国語学部日本語学科では、中学校教諭一種免許状(国語)、高等学校教諭一種免許状(国語)、同学部英米語学科では、中学校教諭一種免許状(英語)、高等学校教諭一種免許状(英語)、同学部中国語学科では、中学校教諭一種免許状(中国語)、高等学校教諭一種免許状(中国語)の取得に加え、小学校教諭二種免許状(全科)を取得できる小学校教員養成特別プログラム制度を設け、これらを支援する授業運営及び指導を行っている。また、平成 28(2016)年度には副学長をセンター長とした教職課程センターを設置した。同センターでは、教職を志す学生に対して、中学校・高等学校の教員経験者等、長年にわたり教育界で活躍し、豊富な経験を積んだ専任教員が、教育職員免許状の取得に向けて実践的な指導を行っており、平成 30(2018)年度には、こうした教員が常駐して、学生からの相談に即対応でき、教職志望学生がアクティブ・ラーニングを実践できる施設として METTS Commons(Meikai Teacher Training Support Commons)を開設した。このように環境面からもさらなるサポート体制を整えた結果、平成 30(2018)年度には延べ 40 人の学生が免許状を取得するなど、徐々にその成果が認められるようになった。

#### イ 教育課程外

- ・3、4 年次に、就職ガイダンス、SPI・筆記試験対策講座・対策模試、OB・OG から学ぶ業界・職種研究セミナー、仕事研究セミナー、自己分析、女子学生へア&メイク講座、内定者による就職活動アドバイス、グループディスカッション講座、公務員試験対策講座、履歴書用写真撮影会及び学内企業セミナー等、多彩な講座を開講している。特に3年次の就職ガイダンスは、大講義室で一般的な就職の流れや諸注意事項等を一方的に説明するのではなく、就職活動の流れに沿って必要な情報や知識が身に付くようにテーマを分割し、体系的にきめ細かく実施している。
- ・eラーニングシステムによる SPI 対策(名称: MEIKAI SPI)を導入し、学生がいつでも SPI 対策ができる環境を整えている。
- ・外国人留学生の就職支援として、外国人留学生に特化した就職活動オリエンテーション、合同企業説明会を開催している。また、ハローワーク市川、東京外国人

雇用サービスセンターと連携して就職活動を総合的に支援している。

- ・浦安キャンパスキャリアサポートセンターでは、平成 25(2013)年度から、一人一人に合った理想の進路・就職の実現を目指し、1年次から4年次まで一貫して継続するキャリアプログラム(MGO:Meikai University Growth and Opportunity Through Learning)を提供している。就職の指導・支援体制としては、キャリアサポートセンター運営委員会(センター長、副センター長2人、運営委員8人、計11人)を組織し、学生支援課就職支援担当(専任7人、非常勤1人、計8人。職員のうち1人は同センター副センター長)、キャリア担当教員5人、キャリアカウンセラー7人が同センターに常駐して、各学部学科教員と連携しながら学生を支援しており、平成 30(2018)年度は延べ 5,161 人の学生が利用している。
- ・教育課程外の講座等は、同センター及び学生支援課就職支援担当が企画、運営、管理を行っている。

ウ その他

- ・資格取得に向けた様々な方策を講じ、就職活動を側面から支援している。オープンカレッジでは、宅地建物取引士資格試験や総合旅行業務取扱管理者試験等の対策講座を実施し、資格試験によっては受験申込受付も代行している。指定資格等の取得学生に対する奨学金制度も整備しており、平成 28(2016)年度以前入学生に対しては、取得資格等の難易度及び学部学科の推奨度合等に応じて、1件につき 30,000 円から 150,000 円の奨学金を給付している。平成 29(2017)年度以降の入学生に対しては、オープンカレッジで資格対策講座を受講し資格を取得した場合、講座受講料相当額を奨学金として給付し、併せて、その難易度及び学部学科の推奨度合等に応じて単位を認定している。また、不動産学部では、学部独自に宅地建物取引士資格試験対策のための合宿勉強会を毎年開催し成果を上げている。

【歯学部】

ア 教育課程内

歯学部の教育目的から、開講している全ての科目がキャリア教育に相当するものであるが、特に、早期体験学修として1・3年次の「臨床実習体験」においては、歯学部附属明海大学病院での実習を通じて歯科医学・歯科医療の見学・体験を行い、2年次の「福祉と介護」では、他職種連携の観点から、介護老人保健施設の協力を得て見学及び介護体験の実習を行っている。5年次では、「臨床実習」において歯学部附属明海大学病院、PDI 埼玉歯科診療所、さらには高齢者施設の協力の下に実習を行い、多様化する歯科治療ニーズへの対応や多職種連携、訪問歯科診療等、超高齢社会に適応した歯科医師の在り方についての意識づけと基本技能の修得に努めている。

イ 教育課程外

歯科医師法の改正により、平成 18(2006)年4月から歯科医師免許取得後1年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院等において臨床研修を受けることとなり、一般財団法人歯科医療振興財団の歯科医師臨床研修マッチング協議会が行うマッチングにて研修施設を決定し、臨床研修を行っている。

ウ その他

医療機関以外の就職先として、毎年6年次を対象に海上自衛隊歯科幹部候補生の採用に関する説明会を開催し、海上自衛隊勤務の本学歯学部卒業生等から、採用された場合の研修や業務内容等の説明等を行っている。

**【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】**

大学院生に係る社会的・職業的自立に関する指導は、指導教員及び学生支援課就職支援担当が連携し個別に対応している。

**【大学院歯学研究科】**

ア カリキュラム（口腔生命科学コース（基礎歯科医学）と高度口腔臨床科学コース（臨床歯科医学）の2コース制）そのものがキャリア教育と言えるものであり、指導教授を中心に社会的・職業的自立に関する支援を行っている。

イ 大学院生を対象に、大学院総合セミナーを開催し、歯科医療に関する最新理論から、グローバルなカレントトピックまで、国内外の気鋭の講師を招き、様々な情報を得る機会を提供している。

ウ 明海大学歯学部生涯研修部との連携制度を設けており、高度口腔臨床科学コース（臨床歯科医学）において、歯科医師として必要となる最先端の歯科治療技術や高い専門性を有する分野の知識を習得するため、ベーシックコースの受講を必須とし、職業観の養成を図っている。

**(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）**

**【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】**

キャリア支援に関する現行の教育課程は、平成25(2013)年度にキャリア形成教育科目の改正を行った時のものである。必要に応じてその都度、授業内容・授業方法等の改善を図ってきたが、AI時代へと拍車がかかり、社会が様々に変化する中に学生を送り出すに当たっては、現行の教育課程及び支援体制が、大学設置基準第42条の2が言う、「自らの資質を向上させ、社会的、職業的自立するために必要な能力」を培い、世の中の変化に対応できる人を育てられるのかという視点をもって検証を進め、改善・向上策を策定する。

教育課程外では、年間を通して多彩な講座等を今後も体系的に実施し、不安定要素の多い企業の採用スケジュールに応じた適切な就職活動サポート体制を整える。

就職率は年々上昇してきたが、公務員や社会的認知度が高く学生の満足度も高い企業等への就職についても高い意識をもって支援していく。また、本学の外国人留学生の就職率は、平成31(2019)年春入社では88.1%と、全国的に見ても高いレベルと考えているが、多くの留学生在が卒業後にわが国で就職できるよう、特に日本語指導体制の充実を図る。

**【歯学部】**

引き続き、教育課程を通じて歯科医療人としてのキャリア教育の充実を図るとともに、教員及び担当事務課が連携を図り、大学院進学や卒業後の臨床研修等の情報を積極的に提供する。

**【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】**

大学院生に対して、就職に関するより多くの情報提供や就職支援行事等の充実を

図る。

**【大学院歯学研究科】**

引き続き、各コースにおける研究指導を通じて、また、大学院総合セミナーや明海大学歯学部生涯研修部の研修受講により、キャリア教育の一層の充実を図る。

**エビデンス集（資料編）**

- 【資料 2-3-1】 2018 年度浦安キャンパス講義概要（抜粋）
- 【資料 2-3-2】 キャリアデザイン（コーチング）に関する学生向け案内チラシ
- 【資料 2-3-3】 2018 年度産学連携教育プログラム手続要項、案内チラシ
- 【資料 2-3-4】 明海大学浦安キャンパス学生のインターンシップ派遣に関する規程
- 【資料 2-3-5】 インターンシップガイド 2018
- 【資料 2-3-6】 2018 年度インターンシップ派遣実績
- 【資料 2-3-7】 2018 年度キャリアデザインにおけるインターンシップ参加報告書
- 【資料 2-3-8】 明海大学浦安キャンパス総合教育センター規程
- 【資料 2-3-9】 小学校教員養成特別プログラム説明会資料
- 【資料 2-3-10】 明海大学教職課程センター規程
- 【資料 2-3-11】 教職課程履修者数及び免許状取得者数
- 【資料 2-3-12】 2018 年度就職支援行事月別年間スケジュール
- 【資料 2-3-13】 MEIKAI SPI 学生向け案内資料
- 【資料 2-3-14】 留学生向け就職活動支援行事案内チラシ
- 【資料 2-3-15】 MGO 概要資料
- 【資料 2-3-16】 明海大学浦安キャンパスキャリアサポートセンター規程
- 【資料 2-3-17】 2018 年度キャリアサポートセンター年間利用状況
- 【資料 2-3-18】 明海大学オープンカレッジ規程
- 【資料 2-3-19】 オープンカレッジ 2018 年度講座案内パンフレット
- 【資料 2-3-20】 明海大学資格取得奨励奨学金給付に関する規程
- 【資料 2-3-21】 資格取得奨励奨学金給付実績
- 【資料 2-3-22】 明海大学浦安キャンパス単位認定に関する規程
- 【資料 2-3-23】 2018 年度単位認定状況（大学以外の教育施設等における学修）
- 【資料 2-3-24】 2018 年度不動産学部宅地建物取引士資格試験対策夏合宿関係資料
- 【資料 2-3-25】 2018 年度不動産学部宅地建物取引士資格試験実績
- 【資料 2-3-26】 2018 年度歯学部授業要綱（抜粋）
- 【資料 2-3-27】 2018 年度臨床研修生必携
- 【資料 2-3-28】 2019 年度明海大学歯学部付属明海大学病院臨床研修歯科医師募集要項
- 【資料 2-3-29】 2018 年度歯科医師臨床研修マッチング結果
- 【資料 2-3-30】 海上自衛隊説明会関係資料
- 【資料 2-3-31】 大学院案内・学生募集要項 2019（抜粋）
- 【資料 2-3-32】 2018 年度大学院歯学研究科 FD 研修会（総合セミナー）開催実績一覧
- 【資料 2-3-33】 2019 年度大学院歯学研究科オリエンテーション資料（1 年生用）
- 【資料 2-3-34】 2018 年度進路状況について



## 2-4 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

以下に述べるとおり、本学では学生の心身の健康支援を目的とする保健管理センター及び学生相談室の設置や、学生生活に係る経済的支援及び活発な課外活動に向けた支援などを行っていることから、学生生活の安定を図るための組織や取り組みを適切な人員配置の下に設置、運営していると評価する。

#### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

##### ア 組織等について

- ・学生生活支援全般を統括する組織として、浦安キャンパス学生支援委員会を設置している。委員会を月 1 回開催し、「明海大学浦安キャンパス学生支援委員会規程」第 2 条に規定する重要事項を審議しており、必要に応じて学長にその結果等を報告し、学長の命により教授会に報告し必要な処理等を行っている。委員は、学生部長を委員長とし、学長が各学部長の意見を聴き指名した教員、学長が浦安キャンパス保健管理センター所長の意見を聴き指名したセンター職員、学長が浦安キャンパス事務部長の意見を聴き指名した学生支援課学生支援担当の職員、その他学長が必要と認めた者で構成されている。
- ・浦安キャンパス学生支援委員会の事務を所掌し、かつ学生生活・修学支援全般の支援を行う事務組織として、学生支援課学生支援担当（専任 6 人、嘱託 4 人、非常勤 1 人）を設置している。学生支援課学生支援担当では、各学部学科のクラス担任及び学生相談室等と連携しながら、学修、課外活動等学生生活全般に至る幅広い内容の相談、指導等を行っており、特に、中途退学防止を目的として、学生の様々な悩みに対する初動の相談窓口を担っており、教員、関係部署及び保護者等と連携を図りながら学生を適切に支援している。平成 30(2018)年度の相談実績は延べ 467 件である。

##### イ 経済支援について

- ・学生生活の安定のための経済的支援策として、私費外国人留学生の授業料減免、学修成果に対して給付する学修奨励奨学金、各学科の教育目的に沿う各種資格等の取得を支援する奨学金など、本学独自の各種奨学金制度を設けている。また、独立行政法人日本学生支援機構を始めとする諸団体からの奨学金についても、修学継続のため真に必要なとする学生に対し積極的に周知している。

##### ウ 課外活動サポートについて

- ・学生体育クラブの強化及び支援の充実を図り、大学の活性化を推進することを目的として、体育会を設立している。現在の所属競技は、サッカー部、ヨット部、空手道部、女子硬式庭球部、陸上競技部及び女子バレーボール部の 6 クラブである。入学時に、技術レベルが高く、一定の学業成績を有する選手に対しては、「明

海大学スポーツ奨励奨学金規程」第4条に規定する選考手続を経て、奨学金を給付し、学費の支援を行っている。

- ・学生の自治組織として設置されている浦安キャンパス学友会に、体育会とは別に様々な課外活動団体が所属している。その活動目的は、自主活動を通じた会員相互の人格向上及び学生生活の向上をもって本学の発展に資することである。これに所属する各種委員会、学術文化系又は体育系の部やサークルなど計46の団体に対して、学生支援課学生支援担当が中心となり、活動全般に関する指導・助言及び必要に応じてクラブ活動資金の一部支援等を行っている。また、課外教育活動について大学と学生との意見交換等協議及び連絡を行う組織として、「明海大学浦安キャンパス課外教育活動団体の組織等に関する規程」第13条の規定に基づき、学生部長を議長とし、学長が学生部長に意見を聴き指名した顧問会議委員（顧問会議は、学生部長及び浦安キャンパス学友会所属団体の顧問で構成）、浦安キャンパス事務部学生支援課長、学友会会長及び学友会各種委員会委員長で構成される浦安キャンパス課外教育活動連絡協議会を設置している。
- ・体育会及び学友会に所属する課外活動団体については、グラウンド、体育館、テニスコート、トレーニングルーム及びクラブハウス等各種施設の利用を許可し、活動を支援している。また、クラブハウスを設置し、各クラブ又は団体に対して専用の部屋を提供し活動を支援している。

#### エ 健康・生活支援について

- ・学生の心身の健康保持・増進を図り、健康診断、健康管理に必要な指導・相談及び精神衛生に関する助言を行うため、浦安キャンパスに、学校保健安全法第7条に規定する浦安キャンパス保健管理センターを設置している。同センターは、所長1人、看護師3人、カウンセラー4人、事務職員1人で構成され、学生支援課学生支援担当と連携して運営している。平成30(2018)年度に同センターを利用した学生は延べ484人である。
- ・同センターには、学生相談室及びトレーナーズ・ルームが併設され、クラス担任又は学生支援課学生支援担当と連携しながら、学生生活における様々な悩みの相談や心身の健康問題等に関する支援を行っている。平成30(2018)年度に学生相談室を利用した学生は延べ526人である。
- ・同センター業務の円滑な運営を図るため、「明海大学浦安キャンパス保健管理センター規程」第4条の規定に基づき、保健管理センター運営委員会を設置している。同委員会は、所長が委員長となり、学生部長、各学部教員、カウンセラー、浦安キャンパス事務部長、同庶務課長及び同学生支援課長で構成している。
- ・学内外におけるマナーや安全な学生生活を送るための各種対策、学生支援システム等、学生生活全般に関わる手引書として、**CAMPUS GUIDE**を作成し学生に周知している。重要事項について、新入生に対しては、入学時の学生生活オリエンテーションにおいて、在学生に対しては、年度始めに実施するオリエンテーションにおいて伝達し、周知の徹底を図っている。なお、新入生対象の学生生活オリエンテーションでは、消費生活専門相談員による「消費生活講座」及び警察署員による「防犯・交通安全・違法薬物等講習会」を行い、注意喚起を行っている。

- ・健康増進法第 25 条の規定に基づき、平成 28(2016)年 3 月 25 日から学内全面禁煙としている。その目的は、受動喫煙による健康被害を防止して学生、教職員及び大学に集う全ての人々の健康増進を図り、公共性の高い大学として快適な学修環境を整備・構築することにある。併せて、学内のみならず大学周辺の歩道及び近隣店舗等における喫煙も禁止し、学生のマナー・モラルの向上、社会性の醸成を図っている。教職員が協働して定期的に学内外を巡回・指導することで、学内全面禁煙の維持及び学内外の美化に努めている。毎年 6 月と 11 月の各 1 か月間は「クリーンキャンペーン月間」として、学内外におけるマナー向上及び美化に取り組んでいる。同キャンペーンは、浦安キャンパス学友会が主催となり、学生と教職員がチームを組んで学内外を巡回し、理解を呼びかける活動を実施している。

オ 留学生支援について

- ・浦安キャンパスでは、多くの外国人留学生（平成 30(2018)年度在籍者数 526 人、在籍人数比率 16.6%）を受け入れている。留学生は、在留手続、資格外活動申請手続、アパート等の住居を借りる際の機関保証、その他日本人学生とは異なる学生生活上の支援を必要としていることから、学生の厚生業務等を行う学生支援課学生支援担当とは別に浦安キャンパス事務部学事課(留学支援担当)を設置し、英語又は中国語で対応できる職員等を配置して留学生に対する様々な支援を行っている。同課では、浦安キャンパス国際・地域交流推進委員会と連携し、年度始めには、新入留学生ウェルカムパーティーを開催するほか、浦安市国際交流協会などの浦安市各種団体等と連携して、日本文化を体験するための様々な行事を実施している。

【歯学部】

ア 組織等について

- ・学生生活支援全般を統括する組織として、歯学部学生委員会を設置している。委員会を月 1 回開催し、「明海大学歯学部学生委員会規程」第 2 条に規定する審議事項の他、各学年主任から、学生の状況（授業出欠席の状況、問題のある学生、学籍異動等）の詳細が報告されており、適切に機能している。委員は、学生部長を委員長とし、副学生部長、保健管理センター所長、各学年主任、歯学部事務部学事課長等で構成している。委員会の事務を所掌し、かつ学生生活全般の支援を行う事務組織として、歯学部学事課（専任 12 人、嘱託 1 人、非常勤 3 人）を設置している。

イ 経済支援について

- ・歯学部の学費（6 年間納入金額）は、1,888 万円であり、私立大学歯学部の中でも低額な金額となっている。これは、健全な経営基盤と安心して学修に専念できる環境づくりに尽力してきた成果である。学生生活の安定のための経済的支援策として、本学独自で実施している奨学金制度のほか、歯学部教育後援会、独立行政法人日本学生支援機構、学外諸団体からの奨学金や本学・みずほ銀行提携の独自の奨学融資制度についても、修学継続のため真に必要とする学生に対し積極的に周知している。

ウ 課外活動サポートについて

- ・学生の課外活動の組織として、歯学部学生会が設置されている。学生会のクラブは「体育会」と「文化会」に分類され、体育会に26団体、文化会に9団体が所属している。これらの公認団体には、それぞれ専任教員が顧問となり指導、助言を行っている。また、歯学部教育後援会を通じ、学生会のクラブや学園祭等の課外活動に対して活動資金等の支援を行っている。
- ・「明海大学歯学部学生会会則」第108条の規定に基づき、学生会役員と学生部長等との連絡協議会を開催しており、課外活動はもちろん、学生生活全般の意見交換の場として機能している。

エ 健康・生活支援について

- ・学生の心身の健康保持・増進について指導・援助を図り、健康診断、健康管理に必要な指導・相談及び精神衛生に関する助言を行うため、学校保健安全法第7条に規定する歯学部保健管理センター（所長1人、准看護師1人）を設置している。また、隔週で土曜日にカウンセラー（1人）による相談も予約制で行っている。平成30(2018)年度に同センターを利用した学生は延べ182人である。
- ・学生の様々な悩みや問題の相談相手になり、解決への指導助言を行うために、学生委員会の下に学生相談室（室長1人、相談員5人）を設置している。平成30(2018)年度に相談室を利用した学生は195人である。
- ・同センター業務の円滑な運営を図るため、「明海大学歯学部保健管理センター規程」第4条の規定に基づき、歯学部保健管理センター運営委員会を設置している。同委員会は、所長が委員長となり、病院長、学生部長、副学生部長、歯学部教員、歯学部事務部長、同庶務課長、同学事課長及び同病院事務課長で構成している。
- ・学生と教職員が一体となってキャンパス全体のマナー向上のための活動を行う組織として、歯学部学生委員会の下にマナー向上委員会を設置している。
- ・学生便覧には、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、悪質商法等についての定義や具体的な例を挙げ、被害にあわないための注意喚起を行っており、これらの相談も学生相談室が担当している。消費生活専門相談員による消費生活講座を1年次のオリエンテーションで、警察署員による交通安全・違法薬物等講習会を全学年のオリエンテーションで毎年行い注意喚起を行っている。
- ・健康増進法第25条の規定に基づき、平成27(2015)年4月から学内全面禁煙としている。これは、受動喫煙による健康被害を防止して学生、教職員及び大学に集う全ての人々の健康増進を図り、公共性の高い大学として快適な学修環境を整備・構築することを目的としており、公共の場所でも喫煙マナーを守り、歯科学生として恥ずかしくない行動を心がけるよう指導している。

【大学院共通】

大学院生に対する学生生活の安定のための支援体制及び支援策は、基本的には学部生に準じた対応を行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

近年、課外活動に参加する学生が減少傾向にあり、学生の大学に対する帰属意識及

び関心が薄れている。大学における課外活動は、人間形成の補完教育であり、学生にとって人生の財産となり得ることから、課外活動への参加学生を増やし、その活性化を積極的に進めていく。大学に帰属意識を持つ学生が増え、大学に対する関心が高まるほど、学生の意見や要望を聴く機会も増し、学生生活の安定と向上、ひいては大学全体の改善、向上に繋がるものと考えている。

学内全面禁煙のルールは、実施から3年が経過して既に学生に浸透している。今後は、巡回指導のほか、浦安キャンパス保健管理センターなどによる禁煙指導や喫煙の害に関するセミナーの実施など、学生が自ら喫煙をしない選択をするような施策を検討し、学生の健康増進及び社会性の醸成をより一層図っていく。

#### 【歯学部】

学生が抱える悩み、学生間等のトラブルなどが年々多様化、複雑化していることから、学生指導に係る学外研修会への参加、学内 FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会の実施などを通じて、指導にあたる教職員の資質向上を図る。

#### エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-4-1】 明海大学浦安キャンパス学生支援委員会規程
- 【資料 2-4-2】 2018 年度学生支援課（学生支援担当）修学支援業務スケジュール
- 【資料 2-4-3】 2018 年度相談内容別集計表
- 【資料 2-4-4】 明海大学私費外国人留学生授業料減免規程
- 【資料 2-4-5】 明海大学浦安キャンパス学修奨励奨学金規程
- 【資料 2-4-6】 明海大学資格取得奨励奨学金給付に関する規程
- 【資料 2-4-7】 2018 年度浦安キャンパス各種奨学金一覧（揭示文書）
- 【資料 2-4-8】 明海大学体育会規程
- 【資料 2-4-9】 明海大学体育会運営細則
- 【資料 2-4-10】 明海大学スポーツ奨励奨学金規程、クラブ別対象基準
- 【資料 2-4-11】 明海大学浦安キャンパス学友会規約
- 【資料 2-4-12】 浦安キャンパス課外活動紹介冊子 2018
- 【資料 2-4-13】 CAMPUS GUIDE 2019（抜粋）
- 【資料 2-4-14】 明海大学浦安キャンパス課外教育活動団体の組織等に関する規程
- 【資料 2-4-15】 浦安キャンパスクラブハウス見取図、部室貸与資料
- 【資料 2-4-16】 2018 年度浦安キャンパス保健管理センター業務報告書
- 【資料 2-4-17】 トレーナーズ・ルーム業務実施状況報告書
- 【資料 2-4-18】 明海大学浦安キャンパス保健管理センター規程
- 【資料 2-4-19】 2018 年度学生支援課オリエンテーション実施要項
- 【資料 2-4-20】 学内全面禁煙実施関係資料
- 【資料 2-4-21】 2018 年度学年暦
- 【資料 2-4-22】 2018 年度クリーンキャンペーン実施要領
- 【資料 2-4-23】 CAMPUS GUIDE 2019（抜粋）
- 【資料 2-4-24】 明海大学浦安キャンパス国際・地域交流推進委員会規程
- 【資料 2-4-25】 地域連携行事实施関係資料

- 【資料 2-4-26】 明海大学歯学部学生委員会規程
- 【資料 2-4-27】 2018 年度歯学部第 3 回教務・学生合同委員会議事録
- 【資料 2-4-28】 2018 年度歯学部各種奨学金制度一覧
- 【資料 2-4-29】 2018 年度歯学部奨学金対象実績
- 【資料 2-4-30】 明海大学歯学部学生会会則
- 【資料 2-4-31】 歯学部教育後援会 2018 年度事業概要
- 【資料 2-4-32】 明海大学歯学部教育後援会クラブ指導者援助金の支給基準
- 【資料 2-4-33】 学生連絡協議会関係資料
- 【資料 2-4-34】 2018 年度歯学部保健管理センター利用状況
- 【資料 2-4-35】 2018 年度歯学部学生相談室利用状況
- 【資料 2-4-36】 2018 年度マナー向上委員会資料
- 【資料 2-4-37】 2019 年度歯学部学生便覧
- 【資料 2-4-38】 2019 年度歯学部オリエンテーション関係資料

## 2-5 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

以下に述べるとおり、本学の校地、校舎等は、大学設置基準を上回ることはもちろんのこと、学修環境として適切に整備し、教育目的の達成に適した管理・運営のもと有効に活用していると評価する。

##### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

浦安キャンパスは、千葉県浦安市に 135,120.0 m<sup>2</sup>の校地面積、44,270.5 m<sup>2</sup>の校舎面積を有し、校地面積・校舎面積ともに大学設置基準第 37 条に規定されている基準を上回る面積を有しており、その上で、教育目的の達成に支障をきたすことのないよう施設設備及び学修環境を次のとおり整備し、これらを有効活用して適切に運営している。また、安全性の確保も適切に行っている。

#### ア 校舎について

教育目的の達成のため、各種 AV 機器を備えた講義室に加え、中国語同時通訳演習室・情報処理演習室・製図室・材料実験室を備えている。教員研究室は 136 室の個室を確保しており、専任教員全員に貸与している。非常勤講師には非常勤講師室を備え、授業の準備や休憩等に利用できるスペースを確保している。また、共同研究室を外国語学部及び経済学部で 1 室、不動産学部で 1 室備えている。ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部では、ファカルティ・オフィスを設置し、

専任教員等が常駐する環境を整備することで学生指導等の充実を図っている。

イ 体育施設について

グラウンド及び陸上トラックを有する運動場、体育館、テニスコート 13 面、サブグラウンド等を設置している。トレーニングセンター内には柔道場及びトレーニングルームを設置し、講義及び部活動等で使用している。整備・改修も計画的に進めており、平成 27(2015)年 3 月にはサブグラウンドに夜間用照明を設置した。また、平成 31(2019)年 1 月にはグラウンドに観覧席を設置し、利用者の利便性向上に努めている。

ウ 環境面について

空地部分に芝や常緑樹等の植栽を計画的に配置し、学生が休息に利用できるスペースを整備している。

エ 施設整備面について

委託業者によるキャンパス内の清掃管理を行うとともに、空調設備・消防設備・受電設備・昇降機設備等の保守点検も専門会社と委託契約を締結し、維持管理を行っている。給排水等の衛生設備は、受水槽・高架水槽が年 1 回、汚水槽・雑排水槽が年 2 回で法定定期清掃を実施している。飲料水は、残留塩素濃度測定を毎日行い、年 1 回の水質検査を保健所にて実施している。特殊建築物にあたる建物は、有資格者による建築物調査を 3 年に 1 回実施し、安全確保と法令遵守に努めている。

オ 安全面について

建物全体は、火災や防犯等に備え、機械警備システム及び防犯カメラにて常時監視する体制となっており、警備員も 24 時間常駐することにより安全確保に努めている。消防法及び「学校法人明海大学防火・防災管理規程」に基づき、教職員及び学生による防火・防災訓練を年 1 回実施しており、大規模災害時等に備え、飲料水及び簡易食糧の備蓄も適切に行っている。

カ 校外施設について

千葉県勝浦市に敷地面積 59,355.0 m<sup>2</sup>、延床面積 1,854.4 m<sup>2</sup>のセミナーハウスを有し、正課内外の学修活動に利用している。なお、セミナーハウスは歯学部や大学院各研究科の学生も利用可能である。

**【歯学部】**

坂戸キャンパスは、東武鉄道の越生線川角駅から西へ 700m の緑豊かな自然環境の中に位置しており、その環境を活かしながら教育研究及び学修環境の整備を進めている。校地面積は 55,824.0 m<sup>2</sup>、その内運動場用地面積は 27,778.0 m<sup>2</sup>で、校舎面積は 28,317.0 m<sup>2</sup>であり、校地面積・校舎面積ともに大学設置基準第 37 条に規定されている基準を十分に上回る面積を有している。その上で、教育目的の達成に支障をきたすことのないよう、施設設備及び学修環境を次のとおり整備し、これらを有効活用して適切に運営しており、安全性の確保も適切に行っている。

ア 校舎について

講義室・診療室・研究室等、計画的に改修している。建物は防犯カメラにて常時監視しており火災や防犯等にも備えている。さらに警備員が 24 時間常駐しており安全確保に努めている。

イ 体育施設について

屋外施設は、野球、ラグビー、サッカーが行える多目的グラウンド及びアーチェリー場、弓道場を設置している。屋内施設は、柔道、剣道、ウエイトトレーニング等が行えるクラブハウスとバスケットボール、バレーボール、卓球、バドミントン等が行える体育館等を設置しており、正課体育授業及び体育会等における課外活動で使用している。

ウ 環境面について

芝生・常緑樹、花壇の整備等を中心に行い、緑豊かなキャンパスを目指し計画的な植栽管理を行っている。

エ 施設整備面について

給水等の受水槽、高架水槽の法定定期清掃を年1回実施している。飲料水は、末端蛇口にて残留塩素濃度測定を毎日実施し、埼玉県及び坂戸市による年1回の水質検査を受けている。電気関係は、日々の点検をメンテナンス技術員が行い、月次点検及び年1回の法定点検については、専門技術員による点検整備を実施している。消防設備は、年2回法定定期点検を実施している。ガス機器関係は、使用ガス会社の保守要員による容器（プロパン）交換時の点検を随時、機器及びガス栓の点検を2年に1回、警報器交換を4年に1回行っている。日々の点検は、メンテナンス技術員が実施している。

オ 安全面について

特定施設である付属病院の建築物及び設備については、建築物は2年に1回、設備は1年に1回と定期的に検査を行い埼玉県に報告している。また、消防法に基づく防火防災訓練は、大学は学生教職員合同で年1回、病院は入院患者を含め年2回実施している。

カ 学生食堂について

採光を十分に取込んだ明るい雰囲気、メニューもバラエティー豊かに揃えており、安価にて提供している。アメニティープラザにおいては軽食がとれ、グループ学修及び学生同士のコミュニケーションの場として7時から22時までオープンしている。また、専門業者による害虫駆除を年2回行っている。

**2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用**

以下に述べるとおり、本学では充実した学修支援機能を備えた図書館や実習室を設けるなど、教育目的の達成のための学修環境を整備し、適切な管理・運営の下、有効に活用していると評価する。

**【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】**

ア 実習室について

情報処理演習室9室を整備し、PC328台を設置している。情報処理関連科目を中心とした授業を行っているが、授業で使用していない時間帯にはオープンルームとして学生に開放することで施設を有効活用している。

イ 図書館（メディアセンター）について

・蔵書数 29万5,059冊、学術雑誌 985種類のほか、視聴覚資料 7,147点、電子ジャーナル 23,633種類の資料を所蔵している（令和元(2019)年5月1日現在）。所



蔵データは、館内設置の OPAC 端末のほか、館外からも図書館ホームページにアクセスすることで検索できる。平成 30(2018)年度の利用者は年間 71,082 人(学外者 6,216 人を含む。)、貸出冊数は年間 8,599 冊を数える。

- ・ 図書館の収集・整備に関しては、浦安キャンパスメディアセンター委員会において選書を行い、毎年継続的に購入し、管理を行っている。
- ・ 開館時間は、平日 9 時から 20 時まで、土曜日 9 時から 17 時までとしている。年間 269 日開館することにより ILL (図書館間相互貸借) サービス等を含め利用者の要望に応じている。
- ・ 運営に当たっては、浦安キャンパスメディアセンター長を始め、専任職員 3 人、嘱託職員 4 人及び非常勤職員 7 人、計 14 人の職員を配置し、うち 13 人が司書資格を有しており、利用者への確かな情報提供ができる体制を整えている。
- ・ 施設面については、閲覧スペース 2,430.0 m<sup>2</sup>、書庫スペース 460.0 m<sup>2</sup>を有し、一般閲覧室に加え、コンピュータを備えた個室閲覧室 12 室、グループ学習室 2 室を設置し、閲覧座席数は 554 席である。平成 28(2016)年 4 月には、ラーニング・コモンズ(MLC:Meikai Learning Commons)を整備し、プレゼンテーションエリア、グループワークエリアを利用した授業・ゼミ、オリエンテーション及び講演会等が行われている。MLC 内には、アクティブ・ラーニングチェア等 142 席を設け、デスクトップ PC28 台のほか、ノート PC50 台を貸し出しており、無線 LAN 環境も整っている。MLC の一角には、コンピュータの使い方等を相談できるコンピュータ・コンサルティング・サロンを設けている。授業終了後も夜間対応が可能な施設の一つとして、図書館資料の探し方やレポート作成の相談、PC 貸出等の人的サービスを提供し、学生のアクティブ・ラーニングを支援し、かつ有効に活用されている。
- ・ 利用教育の一環として、図書館オリエンテーションを実施している。新入生を対象に、館内見学ツアー、図書貸出体験及び PC を使った資料検索を行い、在学生には、論文作成や就職活動に役立つオンライン・データベース活用方法等を指導している。
- ・ 学外者向けサービスでは、卒業生、在学生の保護者等への貸出のほか、平成 14(2002)年から図書館の市民開放を行っており、本学図書館が地域における生涯学習推進の中核的な拠点となっている。

#### ウ その他施設について

本学が言語教育の基本理念としている複言語・複文化主義の実践の場として、明海複言語・複文化教育コモンズ(MPPEC:Meikai Plurilingual and Pluricultural Education Commons)を設置し、外国語の学修、学修成果を試す場として、あらゆるグローバル活動に対応できる施設を整えている。また、教員を目指す学生のサポートを主な目的とした教職課程センター・地域学校教育センターの施設である METTS Commons(Meikai Teacher Training Support Commons)を設置し、同センター内に教職課程の教員が常駐することで、学修や進路に関する相談を気軽に行える環境を構築しており、平成 30(2018)年度は 13,323 人の学生が利用した。

#### 【歯学部】

ア 実習室について

基礎系実習室 6 室、臨床系実習室 6 室のほか、201 実習室、保存系実習室 2 室、シミュレーション実習室、研修生技工室等を整備している。

イ 図書館（メディアセンター）について

- ・蔵書数 11 万 7,701 冊、学術雑誌 1,014 種類のほか、視聴覚資料 866 点、電子ジャーナル 1,672 種類の資料を所蔵している（令和元(2019)年 5 月 1 日現在）。所蔵データは、館内設置の OPAC 端末のほか、館外からも図書館ホームページにアクセスすることで検索できる。平成 30(2018)年度の利用者は年間 53,052 人（学外者 190 人を含む。）、貸出冊数は年間 8,305 冊を数える。
- ・図書の収集・整備に関しては、歯学部メディアセンター委員会において選書を行い、毎年継続的に購入し、管理を行っている。
- ・開館時間は、平日 9 時から 22 時まで、土曜日 9 時から 17 時までとしている。年間 271 日開館することにより、ILL サービス等を含め利用者の要望に答えている。
- ・運営に当たっては、歯学部メディアセンター長を始め、専任職員 4 人（うち兼務 1 人）、嘱託職員 1 人及び非常勤職員 4 人、計 9 人の職員を配置し、うち 7 人が司書資格を有しており、利用者への確かな情報提供ができる体制を整えている。
- ・施設面については、閲覧スペース 779.09 m<sup>2</sup>、書庫スペース 143.37 m<sup>2</sup>、閲覧席 171 席、デスクトップ PC 席 10 席を設けている。平成 28(2016)年 4 月には、ラーニング・コモンズを整備し、プレゼンテーションエリアを利用したオリエンテーション、授業、ゼミ及び講演会等が行われている。ラーニング・コモンズ内には、アクティブ・ラーニングチェア等 56 席を設け、ノート PC10 台を貸し出しており、無線 LAN 環境も整っている。授業終了後も夜間対応が可能な施設の一つとして有効に活用されている。
- ・利用教育の一環として、図書館オリエンテーションを実施している。新入生を対象に、館内見学ツアー、図書貸出体験及びノート PC を使った資料検索を行い、論文作成に役立つ医中誌（NPO 医学中央雑誌刊行会）Web 等のオンライン・データベース活用方法を指導している。

ウ その他施設について

IT 施設として CAI(Computer Assisted Instruction)教室、歯科医療コンピュータ演習室を備えている。CAI 教室は、1、2 学年のコンピュータ・リテラシー教育、「歯学教養ゼミ」「歯学基礎科学」における情報検索等に学生が使用するだけでなく、「臨床実習開始前の共用試験」における CBT(Computer Based Testing)にも使用している。大講義室、実習室、演習室、進学棟に Wi-Fi 環境を整備しており、IT 機器をどの教室でも使用できる環境を整えることにより教育環境の充実を図っている。

**2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性**

以下に述べるとおり、本学ではバリアフリーの整備を適切に行うなど、施設・設備の利便性に配慮していると評価する。

**【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】**

誘導用点字ブロック・車椅子用スロープの設置、身体障がい者用トイレの整備等、バリアフリーの整備を行ってきている。講義室についても、車椅子で通行可能な通路

幅を確保し、可動式の什器を設置するなど、順次整備を進め、バリアフリーを始めとする施設・設備の利便性を確保している。

**【歯学部】**

身体障がい者用トイレ（男女）を始め、出入口、階段等にスロープ、敷地内に点字誘導ブロックを設置し、通路や床等についても極力段差をなくす等、バリアフリーを始めとする施設・設備の利便性を確保している。

**2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理**

以下に述べるとおり、本学では、授業は出来る限り少人数による運営を基本としており、教育効果を上げるための学生数の管理を適切に行っていると評価する。

**【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】**

各学部学科ともに少人数のクラス編成を推進している。定員を超える学生の履修希望が想定される科目については、複数コマの開講を積極的に実施する等、教育効果が十分に上がるよう授業を行う学生数の適切な管理に努めている。

**【歯学部】**

1・2年次に開講している人間力形成教育科目においては、科目により2クラス（各60人）又は4クラス（各30人）で実施しているほか、「歯学基礎ゼミ」や「歯学基礎科学」は少人数（7～8人）によるチュートリアル教育や臨床実習体験などの小グループ単位での授業も行っている。2年次以降も専門教育系の実習科目では少人数グループ制を導入し、20～30人のグループごとに実習指導教員を配置するなど、教育効果が十分に上がるよう授業を行う学生数の適切な管理に努めている。

**(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）**

**【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】**

施設設備の保守及び維持管理については、適切な教育研究活動のための適切な管理体制を今後も堅持していく。施設設備の安全性の推進については、関連法令に基づき今後も改善及び向上に努める。講義室については、より効果的な教育に資することを目的として、平成21(2009)年以降年次計画に基づき順次内装改修、椅子等の什器及びAV設備機器更新を進めている。情報システム及びネットワーク環境は、教育研究活動のために不足なく整備されているものの、タブレットPCやスマートフォンを用いた無線LAN利用者の増加や同時アクセス数急増に対応できるよう、今後も継続して利用環境の整備及び機能強化等に取り組んでいく。

**【歯学部】**

施設・設備については、引き続き定期的にメンテナンスを行うとともに、計画的な改修を推進する。また、教育効果を高めるためにも今後も引き続き適切な学生数を維持し、さらに少人数教育やアクティブ・ラーニングを推進する施設・設備などの充実を図る。

**エビデンス集（資料編）**

**【資料 2-5-1】** 浦安キャンパス管理委託業務一覧

**【資料 2-5-2】** 歯学部施設設備法定点検等一覧

- 【資料 2-5-3】 学校法人明海大学防火・防災管理規程
- 【資料 2-5-4】 図書館の所蔵数、年間利用実績、職員数及び施設・設備
- 【資料 2-5-5】 明海大学浦安キャンパスメディアセンター委員会規程
- 【資料 2-5-6】 図書館利用案内（浦安キャンパス）
- 【資料 2-5-7】 METTS Commons 入室状況
- 【資料 2-5-8】 明海大学歯学部メディアセンター委員会規程
- 【資料 2-5-9】 図書館利用案内（歯学部）
- 【資料 2-5-10】 授業科目別履修者数一覧（浦安キャンパス）

## 2-6 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談・経済支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

以下に述べるとおり、学修支援に関する学生の意見や要望を把握し分析、検討するシステムを適切に整備し、学修支援体制等の改善に活用していると評価する。

##### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

ア 学修支援に関する学生の意見・要望は、クラス担任や授業担当教員を通じて学生本人から直接申し出てくるほか、教育の質的改善を目的に年 2 回実施している授業評価アンケートで把握している。また、学生は電子メールによって直接学長に意見・要望等を申し出ることができる。

イ 学生の抱える様々な悩みや意見・要望を把握し、学内組織や教員等と連携してその問題解決を図るとともに、学修支援に係る諸問題を分析・検討し対策を講じる組織として、学生支援課学生支援担当を設置している。学生支援課学生支援担当では、人間関係や事故、病気など様々な事由から授業や学生生活に支障をきたし学修の継続に悩みを抱える学生を、学事課教務担当及び教員と連携して日常的に支援するほか、履修未登録者のフォローや、授業出欠席調査（前・後学期各 2 回実施）を毎年度定期的に行っている。これらにより顕在化した要支援学生や保護者との面談等を通して把握した個々の状況や要望等は、学修への適応支援に活かすほか、当該調査結果及び退学・除籍等学籍異動に係る個別相談結果などは、定期的に分析し、中途退学等の抑制に効果的な学修支援体制の改善に活かしている。

##### 【歯学部】

学生の学生生活等に関する満足度及び意見・要望を把握し、学生支援体制等の改善に資することを目的に、平成 30(2018)年度に全学年の学生を対象に学生満足度調査（以下この基準において「満足度調査」という。）を実施した。この調査において、

学修支援に関する事項として「カリキュラム」「学修・生活指導等の教員の対応」の質問項目を設け、学生の意見要望等を体系的に汲み上げている。この調査結果を分析し、令和元(2019)年度に、「明海大学歯学部学生会会則」第 108 条に規定する学生連絡協議会において協議を行う予定である。なお、この調査は、令和元(2019)年度からは、第 1、3、5 学年を対象に在学中 3 回の実施を予定している。

**【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】**

学修支援に関する意見・要望については、指導教員及び浦安キャンパス事務部の関係各課が連携して把握した問題等を分析・検討し、個別に対応している。

**【大学院歯学研究科】**

学修支援に関する意見・要望については、学生代表（世話人）を通じて歯学研究科運営委員会、指導教員及び関係事務課が連携して対応している。

**2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

以下に述べるとおり、本学では学生生活に関する学生の意見や要望を把握・分析し検討する仕組みを適切に整備し、学生生活の改善に反映していると評価する。

**【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】**

学生の心身の健康を管理する浦安キャンパス保健管理センター及び学生相談室が、定期健康診断及び学生の精神健康スクリーニング(UPI:University Personality Inventory)を毎年度実施し、健康状態に心配のある学生から状況や要望等を聴き取り、早期支援対策を講じている。また、これらの組織と学生支援課学生支援担当の連携を強固にして、自発的な来談者を待たずに積極的に大学から学生にアプローチする仕組みを機能させている。これにより、心身の健康状態や経済的状况など学生生活に係る学生個々の危機に応じた適切な危機介入を可能とすると同時に、学生生活に関する意見や要望等を汲み取り、組織的な支援体制の構築に活かしている。

**【歯学部】**

ア 満足度調査において、学生の学生生活に関する事項として「保健管理センター利用環境」「学修・生活指導等の教員の対応」「学事課職員の対応」「図書館職員の対応」「奨学金制度」「学生相談室」「大学生生活全般」の質問項目を設け、学生の意見要望等を体系的に汲み上げている。

イ 前掲 2-6-①の学生連絡協議会を定期的に開催しており、学生代表である執行委員長と学生部長、歯学部事務部学事課長等により、学生生活に関する意見・要望について協議を行っている。この結果は、歯学部学生委員会を通じて関係部局へ報告され対応を行っている。

**【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】**

学生生活全般に関する意見・要望については、指導教員及び浦安キャンパス事務部の関係各課が連携して把握した問題等を分析・検討し、個別に対応している。

**【大学院歯学研究科】**

学生生活全般に関する意見・要望については、学生代表（世話人）を通じて歯学研究科運営委員会、指導教員及び関係事務課が連携して対応している。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

以下に述べるとおり、本学では施設・設備などの学修環境に関する学生の意見や要望を把握・分析し検討するシステムを適切に整備し、学修環境の改善に活用していると評価する。

#### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

ア 毎年度、学生と教職員等によるサマーキャンプ（1泊2日）を夏季休暇期間中に実施し、学修環境に関する学生の意見・要望等を把握している。平成30(2018)年度は、9月5日から6日にかけて群馬県渋川市伊香保町で実施し、外国人留学生30人を含む学生91人、教職員44人、浦安キャンパス教育後援会役員5人、浦安キャンパス同窓会役員1人、計141人が参加した。毎回、テーマを分けて編成した各分科会で、施設・設備、授業、学内イベントなど学修環境に関する様々な意見や要望が学生から提案される。これを浦安キャンパス学生支援委員会など学内へ報告し、併せて所管部署で具体的な対応を検討している。その対応結果は、翌年度の同キャンプで参加学生に報告し、新たな検討に活かしている。また、同キャンプ中に、教学事務の支援体制等に関するアンケート調査を実施して、事務体制の改善に活用している。

イ 「明海大学浦安キャンパス課外教育活動団体の組織等に関する規程」第13条の規定に基づき、浦安キャンパス課外教育活動連絡協議会を毎年3月に開催し、課外教育活動に係る施設や設備等の改善を図るべく学友会各課外教育活動団体の代表学生から意見・要望を聴取し協議している。

#### 【歯学部】

ア 前掲2-6-①の満足度調査において、学修環境を含む大学施設に関する事項として「授業時の教室環境（大講義室、進学棟、実習室等）」「放課後・休日の学修施設」「図書館の利用環境（蔵書・設備等）」「情報システムの利用環境」「課外活動施設」「学生食堂」の質問項目を設け、学生の意見要望等を体系的に汲み上げている。

イ 前掲2-6-②の学生連絡協議会において、学修環境を含む大学施設に関する意見・要望について協議を行っている。

#### 【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】

各研究科では、次のとおり学修環境に関する大学院生の意見・要望を把握して、その問題等を分析・検討して対応している。

ア 応用言語学研究科では、年に数回（2～3回）程度、学生と教員の懇談の場を設けて交流を図り、学生の要望等の把握に努めている。

イ 経済学研究科では、学年ごとに「世話役」を任命し、日頃の大学院生の意見や要望を把握している。

ウ 不動産学研究科では、前期課程、後期課程それぞれに複数名の幹事を任命し、院生研究室担当の教員と連携し、要望の集約やアドバイスをを行っている。

#### 【大学院歯学研究科】

学修環境に関する意見・要望については、学生代表（世話人）を通じて歯学研究科運営委員会、指導教員及び関係事務課が連携して対応している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

**【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】**

学生からの意見・要望を広く集めるため、メールや SNS を利用した意見聴取システムの構築を検討する。教育の質的改善に役立てることを目的に授業評価アンケートを年 2 回実施しているが、学生生活満足度を把握し学生からの意見を汲み上げる方策として、全学生又は特定の学年を対象にした学生生活アンケートの実施を検討する。障がいのある学生に対する配慮については、学生からの要望に応じて、浦安キャンパス保健管理センター、学生相談室及び学生支援課学生支援担当等で適宜対応しているが、障害者差別解消法の施行に伴い、より積極的な対応が求められるため、学内規則を整備し、学生のニーズに対応できる支援体制やシステム構築の整備を検討する。

**【歯学部】**

平成 30(2018)年度から導入した満足度調査に関して、PDCA サイクルを構築し、学生満足度の向上に繋がる改善を行う。

**【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】**

学修支援に関する意見・要望については、今後も学生との懇談又は学生代表との連携を通して対応していく。

**【大学院歯学研究科】**

学修支援に関する意見・要望については、今後も学生代表（世話人）と歯学研究科運営委員会等の連携を密にして対応していく。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-6-1】 2018 年度授業評価アンケート実施関係資料
- 【資料 2-6-2】 CAMPUS GUIDE 2018（抜粋）
- 【資料 2-6-3】 学生支援課相談記録シート、個別相談メモノート
- 【資料 2-6-4】 2018 年度履修未登録者対応関係資料
- 【資料 2-6-5】 2018 年度授業出欠席状況調査関係資料
- 【資料 2-6-6】 2018 年度学生支援課相談内容別集計表
- 【資料 2-6-7】 退学願様式（浦安キャンパス）
- 【資料 2-6-8】 2018 年度前学期離学者分析資料
- 【資料 2-6-9】 歯学部学生満足度調査関係資料
- 【資料 2-6-10】 明海大学歯学部学生会会則
- 【資料 2-6-11】 学生連絡協議会関係資料
- 【資料 2-6-12】 明海大学大学院歯学研究科運営委員会規程
- 【資料 2-6-13】 世話人に関する資料
- 【資料 2-6-14】 2018 年度 UPI 調査票
- 【資料 2-6-15】 2018 年度 UPI 実施要領
- 【資料 2-6-16】 2018 年度 UPI 実施結果集計等関係資料
- 【資料 2-6-17】 2018 年度学友会サマーキャンプしおり
- 【資料 2-6-18】 2018 年度学友会サマーキャンプ報告会資料
- 【資料 2-6-19】 2017 年度学友会サマーキャンプにおける意見・要望進捗状況

【資料 2-6-20】 2018 年度教学関係アンケート調査用紙、アンケート調査結果

【資料 2-6-21】 2018 年度浦安キャンパス課外活動連絡協議会関連資料

【資料 2-6-22】 2018 年度大学院経済学研究科オリエンテーション資料

【資料 2-6-23】 不動産学研究科 2018 年度オリエンテーション資料

## 【基準 2 の自己評価】

本学は、建学の精神を具現化し、本学の使命、目的を達成するために策定した大学、各学部学科及び大学院各研究科の AP を公表・周知し、様々な媒体や機会を通じて、求める学生像を具体的に説明している。AP は、適宜、審議・検証し、入学試験において、出願者の志望理由や入学後及び将来の展望などがこれに沿っているかを確認している。入学試験問題の作成は、本学の専任教員が行い、専門委員会を組織し厳正に管理・運営している。また、入学定員、収容定員に基づき、受け入れる学生数を適正に管理し、教育にふさわしい環境を確保している。

学生の入学後は、教育職員及び事務職員が連携して大学への適応を図り卒業に向けて支援している。教職員の方から学生の様子に気づき、声をかけ、早期に関わることで、一人一人が抱える様々な問題や悩みを、保護者との連携も図りながら一緒に解決することを目指しており、障がいのある学生への配慮や中途退学などの対策もこの体制の中で取り組んでいる。学生相談室や保健管理センターも自発的な来談者を待つのではなく、教職員と連携しながら積極的に運営している。各種奨学金制度や人間形成の補完教育としての課外活動支援も適切に整備し、学生生活の安定と充実を図っている。

学生が卒業後に社会的・職業的に自立し、自己の可能性を高める能力を培うために、早期からの就業意識の芽生えを重視し、これに基づき教育課程を編成している。歯科医師養成では臨床実習の充実を、浦安キャンパスでは多様なキャリア教育の充実を図っており、留学生の日本語能力を伸ばす教育体制にも注力している。インターンシップの推進は、キャリアサポートセンター及び全学部学科で積極的に派遣先を確保し学生を送り出している。公務員、特に教職志望者への支援も強化しており実績も上がってきている。教育課程外では、全ての学生にとって納得のいく就職がかなうよう、様々な講座や現場体験の機会を提供し、知識やスキル、意識の向上に繋げている。担当の教職員は、学生の悩みや相談に対して機会を逃さず適切に対応できるよう、キャリアサポートセンター及び教職課程センターに常駐して情報を共有し、連携して支援している。学生は自由に入出りでき、積極的に活用されている。このように、本学は教職協働体制の下、教育研究活動を組織的かつ効果的に運営している。

教育研究活動を支える学修環境は、図書館のラーニング・コモンズの整備を始めアクティブ・ラーニングに対応する施設、教室、設備を充実させてきた。学生はこれらを活発に利用するようになり、効果的な教育研究活動が実現されている。本学の学修環境は、大学設置基準に則っており、安全性も確保され、教育目標達成のための施設・設備が整っている。

学修のための環境整備は、学生の意見や要望を把握する仕組みを通して学生の声に耳を傾け、これを適切に反映させている。



以上のことから、基準2「学生」を満たしていると評価する。

### 基準3. 教育課程

#### 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

###### (2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

卒業時に身に付けるべき能力や資質を明確にするため、本学のディプロマ・ポリシー（以下この基準において「DP」という。）は学則及び大学院学則に定める各学科・研究科の目的に基づき、全学共通のDP、各学部学科のDP、各研究科のDPが策定されている。また、DPは履修の手引、学生便覧、ホームページ及び大学ポートレート等に掲載することで周知を図っている。

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

DPを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、大学全体、各学部学科及び各研究科のDPを踏まえ、学則、大学院学則及び諸規則等により、次のとおり策定、周知されている。

#### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

ア 単位認定及び成績評価の基準は学則に明確化されており、その評価に当たっては、単位認定及び成績評価に関するガイドライン（学長裁定）に基づき公平性を保った評価を行うとともに、学生に対しては、講義概要に当該授業科目の「到達目標」と「評価基準・方法」を明示し、周知している。

イ 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位等の単位の認定は、編入学の場合を除き、その上限を60単位とし、学則及び関連規則に明示し、履修の手引に掲載するとともに、オリエンテーションで学生に周知している。

ウ 3、4年次の高次の教育研究活動を維持向上させていくための中間指標として、全学部学科において2年次から3年次に進級する際の進級基準を設けている。なお、不動産学部及びホスピタリティ・ツーリズム学部においては、2年次から3年次のほかに、初年次から段階的にDPに掲げる学修の成果を測定するため、1年次から2年次に進級する際にも進級基準を設けており、これらは履修の手引に掲載され、オリエンテーションで周知を図っている。

エ 卒業認定基準は、卒業要件単位数を大学設置基準の定める124単位（保健医療学

部は 125 単位) としており、学則別表に定める要件を履修の手引に掲載するとともに、オリエンテーションで学生への周知を図っている。

**【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】**

ア 単位認定及び成績評価の基準は大学院学則に明確化されており、講義概要に当該授業科目の「到達目標」と「評価基準・方法」を明示している。

イ 修了認定基準は、修了要件単位数を博士前期課程及び修士課程は 32 単位、博士後期課程は 20 単位とし、必要な研究指導を受けた上、論文の審査及び最終試験に合格することとしている。また、各研究科の修了認定基準は、教育要覧に掲載するとともに、オリエンテーションで学生への周知を図っている。

**【歯学部・大学院歯学研究科】**

ア DP を踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は学則等に明確に定めている。

イ 各基準はホームページ、学生便覧等に掲載するとともに、年度始めのオリエンテーションにおいて学生への周知徹底を図っている。

ウ 各科目の単位認定については、授業要綱に「General Instructional Objective (学修目標)」、「Specific Behavioral Objectives (到達目標)」及び「評価方法」を示しており、授業担当者が初回授業において学生に周知している。

**3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

単位認定、進級基準、卒業認定及び修了認定基準等の厳正な運用については、学則及び大学院学則に明示された基準を基に、次のとおり厳正に行っている。

**【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】**

ア GPA(Grade Point Average)制度を導入し、一定期間内の履修及び学修状況を学生自らが把握できるようにしている。また、この数値は、各学部学科における修学指導を行う際の指標として活用するほか、奨学金給付対象者の選考、卒業に際しての学業成績優秀者表彰の選考及び派遣留学の対象者選考等の基準に用いている。

イ 成績評価の公平性を保つ工夫として、成績評価について疑義がある学生が、教員に対して確認を依頼することができる仕組みを構築している。

ウ 進級判定及び卒業の認定に当たっては、浦安キャンパス教務委員会において原案策定の後、学長が当該学部教授会の意見を聴き決定しており、厳正な運用が行われている。なお、進級判定は、教授会規程第 6 条第 3 項の規定に基づき、学長裁定として教授会の意見を聴くことが必要なものとして定めている。

**【歯学部】**

進級及び卒業認定については、歯学部教務委員会において原案策定の後、学長が歯学部教授会の意見を聴きこれを決定しており、厳正な運用が行われている。なお、進級判定は、教授会規程第 6 条第 3 項の規定に基づき、学長裁定として教授会の意見を聴くことが必要なものとして定めている。

**【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産研究科】**

ア 単位認定については、講義概要に記載された「到達目標」「評価基準・方法」を基に客観的な成績評価を行っている。

イ 修了要件は、大学院学則第 27 条第 1 項および第 2 項に規定する。大学院の課程

による者の学位申請は、「明海大学学位規程」（以下この基準において「学位規程」という。）に定めるところにより、学位論文申請書、学位論文等を学長に提出する。学位論文の審査及び最終試験については、学位規程第4条及び第15条の定めに基づき、論文審査及び試験は、主査1人、副査2人以上の審査委員が行い、最終試験については、学位論文を中心として、その関連分野について口述試験等により実施している。学長は各研究科委員会の意見を聴いて、学位の授与を決定する。

ウ 課程修了認定については、浦安キャンパス研究科連絡・調整会議において原案を協議の後、学長が当該研究科委員会の意見を聴き決定しており、厳正な運用が行われている。

#### 【大学院歯学研究科】

ア 修了要件は、大学院学則第27条第3項に規定する。大学院の課程による者の学位申請は、学位規程に定めるところにより、学位論文申請書、学位論文等を学長に提出する。学位論文の審査および最終試験については、学位規程第15条の定めに基づき、論文審査及び試験は、主査1人、副査3人の審査委員が行い、最終試験については、学位論文を中心として、その関連分野について口述試験等により実施している。学長は研究科委員会の意見を聴いて、学位の授与を決定する。

イ 課程修了認定については、大学院運営委員会において原案策定の後、学長が歯学研究科委員会の意見を聴き決定しており、厳正な運用が行われている。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

#### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

単位の認定及び成績の評価に当たっては、ガイドライン（単位認定及び成績評価に関するガイドライン）の運用の徹底を図り、これらの実効性を組織的に検証し、より厳正な単位の認定及び成績の評価に繋げるとともに、建学の精神を具現化し、社会的要請に呼応した人材を育成するため、継続的な DP の見直しを検討していく。

#### 【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】

単位認定及び成績評価について、学部同様のガイドラインの制定を検討し、成績評価についてより厳格な適用を図るとともに、継続的な DP の見直しを検討し、引き続き、各基準の厳正な運用に努める。

#### 【歯学部・大学院歯学研究科】

学修状況をより明確に把握するために、学部では今年度から GPA(Grade Point Average)制度を導入し、学生の修学指導体制の強化を図るとともに、引き続き、各基準の厳正な運用に努める。

### エビデンス集（資料編）

【資料 3-1-1】 明海大学学則

【資料 3-1-2】 明海大学大学院学則

【資料 3-1-3】 入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針（学部）  
([http://www.meikai.ac.jp/01about/department\\_policy.html](http://www.meikai.ac.jp/01about/department_policy.html))

【資料 3-1-4】 入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針（研究科）

(<http://www.meikai.ac.jp/01about/policy.html>)

- 【資料 3-1-5】 履修の手引
- 【資料 3-1-6】 学生便覧（歯学部）
- 【資料 3-1-7】 大学ポータルサイト（日本私立学校振興・共済事業団）  
(<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000156301000.html>)
- 【資料 3-1-8】 明海大学浦安キャンパスにおける単位認定及び成績評価に関するガイドライン（2019年4月改正学長裁定）
- 【資料 3-1-9】 講義概要（学部）（抜粋）
- 【資料 3-1-10】 明海大学浦安キャンパス単位認定に関する規程
- 【資料 3-1-11】 明海大学外国語学部における進級基準等に関する規程  
明海大学経済学部における進級基準等に関する規程  
明海大学不動産学部における進級基準等に関する規程  
明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部における進級基準等に関する規程  
明海大学保健医療学部における進級基準等に関する規程
- 【資料 3-1-12】 講義概要（大学院）（抜粋）
- 【資料 3-1-13】 大学院教育要覧（抜粋）
- 【資料 3-1-14】 歯学部授業要綱
- 【資料 3-1-15】 宮田賞授与選考基準
- 【資料 3-1-16】 奨学海外研修派遣候補者選考基準  
海外研修奨学金給付候補者選考基準
- 【資料 3-1-17】 明海大学浦安キャンパス教務委員会規程
- 【資料 3-1-18】 明海大学外国語学部教授会規程  
明海大学経済学部教授会規程  
明海大学不動産学部教授会規程  
明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部教授会規程  
明海大学保健医療学部教授会規程
- 【資料 3-1-19】 教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定める事項に関する件（2019年4月1日施行学長裁定）
- 【資料 3-1-20】 明海大学歯学部教務委員会規程
- 【資料 3-1-21】 明海大学歯学部教授会規程
- 【資料 3-1-22】 明海大学学位規程
- 【資料 3-1-23】 明海大学大学院応用言語学研究科委員会規程  
明海大学大学院経済学研究科委員会規程  
明海大学大学院不動産学研究科委員会規程
- 【資料 3-1-24】 明海大学浦安キャンパス研究科連絡・調整会議規程
- 【資料 3-1-25】 明海大学大学院歯学研究科委員会規程
- 【資料 3-1-26】 明海大学大学院歯学研究科運営委員会規程
- 【資料 3-1-27】 GPA(Grade Point Average)制度の導入について（歯学部）

### 3-2 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

DP の目的を実現するための適切な教育課程を編成し、体系的・組織的な教育活動を行うため、全学共通のカリキュラム・ポリシー（以下この基準において「CP」という。）、各学部学科の CP、各研究科の CP を策定している。また、CP はホームページ、履修の手引、学生便覧、大学ポートレート等に掲載し、周知を図っている。

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

##### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

学部全体の DP において、社会性の資質、創造性の資質、合理性の資質が認められる人材を学位授与の基礎としており、これを具現化するカリキュラムの構成を大学全体の CP で「共通科目」「専門科目」に分け定義している。さらに、学部学科ごとに専門科目に対する CP を策定している。各学部学科の CP に沿って設置されている各授業科目と、DP がどのように関連づけられているかを明示した「カリキュラムマップ（履修系統図）」により、CP と DP の相互の一貫性が明確にされている。

##### 【歯学部】

履修する科目が DP とどのように関連しているかを明確にするため、「歯学部履修系統図」を作成している。履修系統図では、全ての科目について、DP に掲げる 5 つの要件にそれぞれ位置づけがなされており、CP と DP の一貫性が明確にされている。

##### 【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】

各研究科の DP に到達するために、CP において具体的な授業科目区分と配置すべき科目の内容が示されており、DP と CP の一貫性が明確にされている。

##### 【大学院歯学研究科】

DP に到達する人材育成を目的に、CP において具体的なコース編成が示されており、DP と CP の一貫性が明確にされている。

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

##### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部の教育課程は、大学全体の CP と各学部学科の CP に基づき、5 学部 7 学科共通である「共通科目」（一部科目は保健医療学部を除く。）と各学部学科の専門領域を学ぶ「専門科目」の 2 つに区分され編成されている。

ア 共通科目

- ・「共通科目」は「基礎教育」「人間力形成教育」「キャリア形成教育」の3つの柱から編成されている。
- ・「基礎教育」では、4年間主体的に学ぶためのモチベーションを形成する「学修の基礎I（スタディプロモーション）」、日本語のコミュニケーションスキルを修得する「学修の基礎II（コミュニケーションスキル）」、ロジカルシンキングの基本を身につける「学修の基礎III-a（論理的推論）」、PCやWebのスキルを修得する「学修の基礎III-b（情報リテラシー）」の4科目を必修科目として1年次に配当している。さらに、外国人留学生の学修効果の向上を図るため、特別科目として「アカデミック日本語I～IV」を1年次に配当し、日本語教育を強化している。
- ・「人間力形成教育」では、明海大学の建学の精神にある、「社会性」「創造性」「合理性」からなる人間力を育成するための多彩な授業科目を選択必修科目として4年間にわたり配当している。
- ・「キャリア形成教育」では、ジェネリックスキルを修得する「キャリアプランニングI」（1年次必修科目）・「キャリアプランニングII・III」（2年次必修科目）、基礎力と行動力を伸ばす「キャリアデザイン」（3年次選択科目）を配当している。

イ 外国語学部日本語学科の専門科目

- ・1年次では、広く日本語に関する基礎力の養成を図る科目を配置している。2年次以降においては、将来の進路に応じた体系的な履修が行えるよう次の専攻を設けて、各専攻の専門科目を段階的に学び、各専門分野の基礎力及び高度な専門能力の養成を図ることができる科目を配置している。

グローバル・スタ ディーズ専攻	日本語、英語、中国語を身につけ、日本及び周辺諸国の文化・経済を幅広く学ぶ。
日本語専攻	日本語教育の理論的な学修と国内外での日本語教育実習を経て日本語と日本文化を教える日本語教員、国語科教員を育成する。

- ・1年次から4年次までの少人数クラス編成の必修ゼミを配置し、基礎学力の育成と専門知識に関する課題探究能力を涵養し、また個別指導による卒業研究を通じて、職業人としての総合力の育成を図っている。
- ・中学校及び高等学校教諭一種免許状（国語）を取得するための教職課程を設置している。

ウ 外国語学部英米語学科の専門科目

- ・1、2年次の必修英語プログラム「Intensive English Program(IEP)」において、週6コマのレベル別少人数クラスで、「読む」「聞く」「書く」「話す」の4技能の育成の徹底を図っている。2年次以降においては将来の進路に応じた体系的な履修が行えるよう次の専攻を設けて各専門分野の基礎力及び高度な専門能力の養成を図ることができる科目を配置している。

グローバル・スタ ディーズ専攻	実践的英語力とビジネス思考を身につけ、グローバルな企業や機関で活躍できる人材を育成する。
英米語専攻	高度な英語運用能力と異文化に関する知識を身につけ、国内外の民間企業で活躍できる人材や、中学校、高等学校の英語科教員を育成する。

- ・1年次から4年次までの少人数クラス編成の必修ゼミを配置し、基礎学力の育成と専門知識に関する課題探究能力を涵養し、また個別指導による卒業研究を通じ

て、職業人としての総合力の育成を図っている。

- ・中学校及び高等学校教諭一種免許状（英語）を取得するための教職課程を設置している。

エ 外国語学部中国語学科の専門科目

- ・1、2年次には、独自の教授法により、「読む」「書く」「聞く」「話す」の4技能を育成するとともに、中国の社会、現代史、文学、思想についての基本的知識の修得を図っている。2年次以降においては将来の進路に応じた体系的な履修が行えるよう次の専攻を設けて各専門分野の基礎力及び高度な専門能力の養成を図ることができる科目を配置している。

グローバル・スタディーズ専攻	中国語、英語を修得し、ビジネスや会計に関する知識をつける。
中国語専攻	中国語を修得し、中国の文化、歴史、社会などに精通した人材や、中学校、高等学校の中国語科教員を育成する。

- ・1年次から4年次までの少人数クラス編成の必修ゼミを配置し、基礎学力の育成と専門知識に関する課題探究能力を涵養し、また個別指導による卒業研究を通じて、職業人としての総合力の育成を図っている。
- ・中学校及び高等学校教諭一種免許状（中国語）を取得するための教職課程を設置している。

オ 経済学部の専門科目

- ・1年次には、経済に関する関心を深め、経済学の基本的な考え方の修得を図る科目を配置している。2年次以降においては、現代ビジネス社会において必要不可欠な実践的知識と能力を育成するため、目標進路別にコース制を編成し、各分野のコア科目（必修科目）、コース基礎科目、コース発展科目を段階的に学ぶことにより、高度な専門能力の養成を図ることができる科目を配置している。

グローバル経済コース	経済学全般を学ぶとともに、国際的な視野と感覚を身につけ、さらに、グローバル時代に見合ったダイナミックな国際的視野と感覚を養い、国際社会で活躍できる人材を育成する。
グローバル経営コース	企業経営にかかわる理論と実践を学び、会計や財務等の専門知識を身につけた経営のスペシャリストを育成する。

カ 不動産学部の専門科目

- ・1年次には、広く不動産に関する基礎学力の養成を図るため、それぞれの分野から全学生対象の必修科目を複数配置している。2年次以降においては、目標進路別に次のとおりコース制を編成し、各分野の基礎力及び進路に応じたさらに高度な専門能力の養成を図ることができる科目を配置している。

ビジネスコース	不動産ビジネスを適切に行うための基礎知識をはじめ、不動産の取引や事業経営に必要な法制度、経営手法を身につけることで、不動産会社・マンション管理会社や事業経営などで活躍できる人材を育成する。
ファイナンスコース	不動産金融の基礎知識及び特性を理解し、不動産の価格・投資に関する知識を身につけることで、銀行や商社、証券会社、保険会社などで活躍できる人材を育成する。
デザインコース	不動産のデザインとマネジメント、建物・街のデザインや管理についての知識・技術を学ぶことで、インテリアデザイナーや都市プランナー、建築デザイナーとして活躍できる人材を育成する。

キ ホスピタリティ・ツーリズム学部の専門科目

- ・ホスピタリティ・ツーリズム学部では、1年次からグローバル・マネジメントメジャー及びホスピタリティ・ツーリズムメジャーの2つの専攻に分かれ、専門教育を行っている。

グローバル・マネジメントメジャー	専門科目の授業は全て英語で行い、日常的に英語を使用する環境で学ぶことで、グローバル社会に求められる思考力を身につける。また、2年次以降においては、海外大学への留学が必須であり、在学中から国際感覚を養いつつ、世界に通じるホスピタリティ・マインドを身につける。講義においては、マネジメントとリーダーシップに関する専門研究を通じて「社会人基礎力」強化を図ることができる科目を配置している。
ホスピタリティ・ツーリズムメジャー	1年次から、高度な英語コミュニケーション能力を修得するために、TOEICをベースにしたシステムティックな独自の英語教育を展開し、ホスピタリティ業界で必要となる高度な英語コミュニケーション能力を修得する。3、4年次からは、関心のある専門領域の探究を通じて、各分野におけるスペシャリストの育成を図ることができる科目を配置している。また、実務家出身の教員とのグループワークやケーススタディ、ロールプレイ等を取り入れた実践教育により、実社会に必要なスキルや心構えを養う。

- ・1年次から4年次までの少人数クラス編成の必修ゼミを配置し、基礎教養と基礎学力の修得を図っている。

ク 保健医療学部の専門科目

- ・口腔保健分野における学識、高度な臨床能力と研究能力を養いつつ、英会話・歯学英语等の語学教育によって国際社会で活躍できる人材を育成する。専門科目においては、基礎分野、専門基礎分野、専門分野等の分野から、人体の構造・機能、歯科衛生士の役割を学び、卒業研究において歯科衛生士として活躍できる力を修得する。

ケ 海外留学及び海外研修

- ・建学の精神にある国際性の涵養のため、全学部において、海外研修費用の全額を大学負担とする奨学海外研修派遣制度を設けているほか、海外留学又は海外研修費用の一部を奨学金として給付する制度を設けている。また、浦安キャンパスでは、長期留学の単位認定のほか、短期研修の事前学修・事後報告会などを含めた一連の研修プログラムの修了要件を満たした場合、単位の認定を行っている。なお、これらの制度による平成30(2018)年度の浦安キャンパスにおける派遣実績は、10か国、115人（企業研修・実地調査を含む。）である。

コ シラバス

- ・講義概要では、各学部学科のCPに沿って配置されている専門科目のそれぞれがDPのどの項目を目指す科目であるかを明記している。

サ 年次（学期）別基準単位数

- ・CPに即した体系的な学修をスムーズに進めるため、各学部学科において共通科目と専門科目の科目区分ごとに年次（学期）別基準単位数を設定している。

シ 履修単位数上限

- ・単位制度の趣旨に鑑み、学生の十分な授業外の学修時間を確保するために、年次



に応じた年間履修単位数の上限を設けている。

### 【歯学部】

歯学部の教育課程は、「人間力形成教育」と「専門教育」の2つに区分し、CPに基づき編成されている。

#### ア 人間力形成教育

- ・教養、外国語、ITスキルの修得を通じて人間性の涵養や国際的視野を有する人材を育成し、幅広い教養を身につけるため「人間科学」、「自然科学」及び「コミュニケーション」の3区分により科目を配当している。

#### イ 専門教育

- ・基礎・臨床歯科医学ならびに関連する医学知識を幅広く理解し、応用・実践する能力を育成する、講義、実習、少人数制及び実習体験など、様々な形態の授業を配当している。
- ・6年間の課程は次のとおり大きく3期に区分され、CPに沿った体系的な編成がなされている。

##### <前期（1-2学年）>

- ・主として人間力形成科目を履修し、高度の教養を身につけ、歯学を学修する基礎を養うとともに、人間形成を行う。

##### <中期（3-4学年）>

- ・専門教育科目の履修により歯学基礎系学科目の実習を行い、理解を深めるとともに、歯学臨床系学科目の基礎学力を培い、臨床実習を行うための基礎を養う。

##### <後期（5-6学年）>

- ・5学年では、主として臨床実習を行い、歯科医学の復習と診療実習をすることによって、歯科医術を修得する。併せて、隣接医学を修得し、医療の知識を深める。さらに、6学年では「総合歯科医学」の講義を行い、一般臨床歯科医師となる最終仕上げを行う。
- ・歯学部の授業科目は全て必修科目又は選択必修科目としており、6年間で学生が段階を追って、かつ系統的に履修できるよう教育課程を編成している。なお、「人間力形成教育」は単位制、「専門教育」は大学設置基準第32条第2項に基づき、時間制を採用している。
- ・シラバスは、「General Instructional Objective（学修目標）」、「Specific Behavioral Objectives（到達目標）」及び「評価方法」等を明確にしており、適切に整備されている。

#### ウ 海外研修

- ・「学生奨学海外研修制度」を設け、国際性の涵養を図っている。【特記事項参照】

### 【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】

#### ア 応用言語学研究科

- ・博士前期課程

応用言語学研究科博士前期課程では、専門基礎分野において、応用言語学に関する研究法と基礎的な知識を学び、研究分野ごとに配置した「言語教育コース」、

「言語理論コース」及び「言語文化コース」で研究テーマに応じた知識を修得する。コース選択時には、3つのコースから主専攻と副専攻を1つずつ選択することとし、各自の研究テーマがより総合的に探究できるような制度を整えている。

高度専門職業人としての高度な専門スキルを修得させるため、特定の分野に対し特別プログラムを設け、その学修成果に応じて単位や修了証書を授与するシステムを構築している。

・博士後期課程

応用言語学研究科博士後期課程では、応用言語学のための1専攻としており、博士前期課程の上に一貫性を持たせた授業科目を配置している。

イ 経済学研究科

・経済学研究科修士課程では、専門分野を「基礎」「学術および実務科目群」「演習」に区分し、理論的な基盤を踏まえたうえで、高度な専門性を修得することができる科目を配置している。

ウ 不動産学研究科

・博士前期課程

不動産学研究科博士前期課程では、講義科目を「不動産学基礎・概論」と「不動産アナリシス」、「不動産ポリシー」及び「不動産ビジネス」の専門分野に分け、各自の問題意識や関心に応じ、授業科目を履修する。また、講義科目については Semester 制度を採用し、多岐にわたる授業科目をより多く履修できるよう制度を構築している。

・博士後期課程

講義科目においては既成学問と不動産の関わり方や不動産の諸現象を研究する方法論を学び、3年間の「特別研究」での博士論文作成を通じて、不動産の諸問題を学問上の課題としてとらえる能力を養成することができる科目を配置している。

【大学院歯学研究科】

ア 高度で優れた臨床の知識と技術を兼ね備えたスーパードクターを目指す「高度口腔臨床科学コース」と、教育者、研究者や優れた研究能力を有する歯科医師等を目指す「口腔生命科学コース」を設置しており、コースに即した科目を履修することでスペシャリティを磨き、かつジェネラルな視点を修得できるカリキュラムを組んでいる。

イ 基礎と臨床の領域間、あるいは分野単位の垣根を越えた研究指導体制を敷いている。多くの指導者から専門知識を共有することで研究を多面的にみることもできるよう、共同指導体制を編成している。

3-2-④ 教養教育の実施

【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

ア 教養教育に相当する共通科目の授業運営を組織的に行うために、総合教育センターを設置し、センターに「基礎教育部門」、「人間力形成教育部門」及び「キャリア教育部門」の3部門を置き、センター長、各教育部門長及び主任コーディネーターを中心に組織的な教育を展開している（詳細は基準 3-2-③「共通科目」の記述参照）。

イ 教養教育に相当する共通科目における複言語・複文化教育を複言語・複文化教育センターの「日本語・日本文化教育部門」「英語・英米文化教育部門」「中国語・中国文化教育部門」及び「諸言語・諸文化教育部門」の4部門が担い、より効果的な成果を達成するための諸活動や研修を行っている。

#### 【歯学部】

ア 歯学部の人間力形成教育（教養教育）は、3-2-③で述べたとおり、「人間科学」「自然科学」「コミュニケーション」の3つに区分されており、各科目は履修系統図によりDPと明確に関連づけがなされ、適正に配置され、運用が図られている。

イ 専門教育との関連が強い「自然科学」担当教員は、歯学部講座内に所属し、基礎歯学分野と臨床歯学分野との連携を図っている。

ウ 平成30(2018)年5月には、より教育効果を高めることを目的に「教養系科目に関するFD(Faculty Development)研修会」を開催し、専門科目（基礎系）と教養系科目（数学、物理、化学、生物）の連携についての意見交換が行われている。

エ 教養教育の統括は教務部長が当たり、全体を掌握している。

オ 歯学部教務委員会の委員には、人間力形成担当教員1人が委員として参画しており、教育課程全般との連携を図っている。

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部】

ア 「学修の基礎I」、「学修の基礎II」及び「学修の基礎III-a」では、本学で独自に作成した教科書を使用している。また、「学修の基礎I」では、各学部学科から選出された構成員によるコーディネーター会議及びワーキンググループにおいて運営方針等の検討を行い、全ての学部学科の第1回目の授業において学長講話を実施する等、全学的に教員が組織的に関与しながら授業が運営されている。

イ 「キャリア形成教育」では、「キャリアプランニング」、「キャリアデザイン」の他、企業との連携による教育プログラムやインターンシップなどの授業科目を配当している。

ウ 教育の一環として行われる学生の実社会体験活動を支援する取り組みとして、「明海大学浦安キャンパス課題探究活動支援規程」に基づき、活動に係る経費を支給し、アクティブ・ラーニングの推進を図っている。

エ Eラーニングシステムを導入し、授業に関する資料、課題、小テスト、動画等を配信することで授業外学修の推進を図っている。

オ 教育方法等の改善を進めるために、浦安キャンパスファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、各学部学科等の教育研究活動に係るFDを実施している。

カ シラバスの第三者チェック機能として、学部長・学科主任・センター長・センター部門長による原稿の確認を行い、必要に応じて各授業担当者に修正等の指示を行っている。

#### 【歯学部】

ア 教授方法の工夫・開発

第1学年の「歯学基礎ゼミ」及び第2学年「歯学基礎科学」ではチュートリアルシステムを原則としている。学生は7~8人にわかれ、各グループに一人チュータ

一がついて指導に当たっている。

専門教育系の実習科目では少人数グループ制を導入し、20～30人の班に分かれグループごとに実習指導教員を配置することで、教育効果を十分高めることができるよう配慮している。

#### イ Syllabus Testing System

STS(Syllabus Testing System)は、本学の学修支援のために独自に開発されたシステムで、予めシラバスに記載されている各講義回の講義内容について、関連する項目から抽出された20～30題の問題を授業中に通信機器を使用して回答し、リアルタイムで採点結果がわかるシステムとなっている。

#### ウ 歯学部教育支援センター

教育プログラムの研究開発並びに教育方法の評価及び改善を行うことで教育支援機能を強化し、教育の質の向上を図ることを目的に、平成27(2015)年に歯学部教育支援センター（以下この基準において「支援センター」という。）を設置した。支援センターは、委員会形式はとらず、歯学部教職員の中から、センター長及び職員を任命（兼任）し、学長、学部長の直轄組織として、日常的に「明海大学歯学部教育支援センター規程」第3条に掲げる業務に当たっている。

#### エ シラバス

シラバスの第三者チェック機能として、学部では教務部長、研究科では大学院研究科運営委員長が内容全般について最終的なチェックを行っている。

### (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

#### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

現行の教育課程は、DP達成に向けての中間指標となる授業科目を進級要件の一つとして組み込んでおり、これらの運用に関しては、その都度、授業内容及び方法等の改善を進めているところである。今後も三つのポリシーとの整合性を検証しながら、教育課程全体の再点検を実施し、必要な改善・向上策の策定に努めていく。

#### 【歯学部】

現行の教育課程は平成27(2015)年度から運用（1、2年生から適用）しており、今年度で完成年度を迎える。今年度の歯科医師国家試験の合格率から、教育課程全体の点検・評価を実施し、変化しつづける社会環境に応じて、人材養成の目的、教育研究上の目的に十分即しているか見直しを行い、引き続き改善・向上に努めていく。

#### エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-1】 入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針（学部）

([http://www.meikai.ac.jp/01about/department\\_policy.html](http://www.meikai.ac.jp/01about/department_policy.html))

【資料 3-2-2】 入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針（研究科）

(<http://www.meikai.ac.jp/01about/policy.html>)

【資料 3-2-3】 履修の手引

【資料 3-2-4】 学生便覧（歯学部）

【資料 3-2-5】 大学ポートレート（日本私立学校振興・共済事業団）

(<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000156301000.html>)

- 【資料 3-2-6】 カリキュラムマップ
- 【資料 3-2-7】 歯学部履修系統図
- 【資料 3-2-8】 明海大学学則
- 【資料 3-2-9】 キャリアプランニング I～III、キャリアデザイン学修成果報告
- 【資料 3-2-10】 明海大学学生奨学海外研修派遣規程
- 【資料 3-2-11】 明海大学浦安キャンパス派遣留学生奨学金規程
- 【資料 3-2-12】 海外研修成果報告書
- 【資料 3-2-13】 講義概要（抜粋）
- 【資料 3-2-14】 授業要綱（歯学部）
- 【資料 3-2-15】 大学院教育要覧
- 【資料 3-2-16】 学生便覧（歯学研究科）
- 【資料 3-2-17】 明海大学浦安キャンパス総合教育センター規程
- 【資料 3-2-18】 明海大学複言語・複文化教育センター規程
- 【資料 3-2-19】 2018 年度複言語・複文化教育センター活動実績
- 【資料 3-2-20】 「国内集中英語研修」資料
- 【資料 3-2-21】 歯学部教員一覧
- 【資料 3-2-22】 「教養系科目に関する FD 研修会」資料
- 【資料 3-2-23】 明海大学歯学部教務委員会規程
- 【資料 3-2-24】 基礎教育科目の教科書
- 【資料 3-2-25】 明海大学浦安キャンパス学生のインターンシップ派遣に関する規程
- 【資料 3-2-26】 課題探求活動支援関係資料
- 【資料 3-2-27】 Eラーニングシステム利用実績
- 【資料 3-2-28】 明海大学浦安キャンパスファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 【資料 3-2-29】 ファカルティ・ディベロップメント活動実績一覧
- 【資料 3-2-30】 講義概要原稿確認関係資料
- 【資料 3-2-31】 歯学部教授方法の工夫・開発関連資料
- 【資料 3-2-32】 STS 関連資料
- 【資料 3-2-33】 明海大学歯学部教育支援センター規程
- 【資料 3-2-34】 シラバス校正依頼（歯学部）
- 【資料 3-2-35】 シラバス校正依頼（歯学研究科）

### 3-3 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

ア 学修状況に関する調査

- ・山形大学を代表校とする「FD ネットワークつばさ」に連携校として加盟しており、その活動の一環として「学習成果等アンケート」を毎年実施し、学生の学修状況を把握している。本学への入学を決めた理由を複数選択した上で、①本学の授業について、②授業を受けてどんな知識や能力を身につけることができたか、③本学が今後取り組むべき事項といった内容について5段階評価で回答する。さらに1日当たりの予習復習時間や本学に入学してよかったかを5つの選択肢から回答できるようになっている。

イ 進級基準

三つのポリシーを踏まえた学修成果点検・評価のため、全学部学科において3年次へ進級するための基準を設け、また、不動産学部及びホスピタリティ・ツーリズム学部においては、2年次に進級する際にも進級基準を設けている。この基準は、教育課程における科目区分ごとの修得単位数だけでなく、外部試験による資格取得等を達成目標に掲げる特定授業科目の単位修得を必須条件として位置づけており、DP 達成に向けての中間指標としている。

- ・外国語学部日本語学科では、3年次への進級時に日本語検定3級程度に相当する日本語能力を求めることにより、DP に即した点検・評価が行われている。
- ・外国語学部英米語学科では、3年次への進級時に CEFR B レベルの英語力を求めることにより、DP に即した点検・評価が行われている。
- ・外国語学部中国語学科では、3年次への進級時に、中国語専攻では中国語検定3級又は漢語水平考試5級程度、グローバル・スタディーズ専攻では中国語検定4級又は漢語水平考試4級程度の中国語運用能力を求めることにより、DP に即した点検・評価が行われている。
- ・経済学部では、3年次への進級時に、グローバル経済コースでは経済学検定試験 B (ERE ミクロ、マクロ含む) 以上、グローバル経営コースでは日商簿記検定2級の取得を求めることにより、DP に即した点検・評価が行われている。
- ・不動産学部では2年次、3年次への進級時に宅地建物取引士の資格取得を求めることにより、DP に即した点検・評価が行われている。
- ・ホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズムメジャーでは、2年次への進級時に TOEIC 500 点、3年次への進級時に TOEIC 600 点を課すことにより、DP に即した点検・評価が行われている。
- ・ホスピタリティ・ツーリズム学部グローバル・マネジメントメジャーでは、2年次への進級時に TOEFL(iBT)60 点又は IELTS 5.0、3年次への進級時に TOEFL(iBT)80 点又は IELTS 6.0 の取得を課すことにより、DP に即した点検・評価が行われている。

ウ 就職状況調査

- ・キャリアサポートセンターによる調査に基づいた教授会への内定状況報告、日常

的なゼミ担当教員との連携による報告等により就職状況の把握に努めている。

エ 保護者・卒業生・企業アンケート調査

- ・キャリアサポートセンターにおいて、在学生の保護者、卒業生及び企業に対するアンケートを実施している。調査項目の中で、保護者には大学に期待する教育内容、卒業生には大学における教養教育及び専門教育を活かしているか、企業には卒業生のスキルや能力に対する評価を問い、学修成果の把握の一助として、キャリアサポート委員会を通じて共有している。

オ その他

- ・資格等取得状況を教育基本問題協議会へ適時報告し、教育目的の達成状況の点検・評価の一助としている。

**【歯学部】**

ア 共用試験の実施

- ・臨床実習前における学力判定試験として、4年次の学年末に全国の国公立大学歯学部・歯科大学共通で実施する共用試験 CBT(Computer Based Testing)及び OSCE(Objective Structured Clinical Examination)を受験することとしており、進級要件に組み入れている。

イ 授業アンケート（6年生）

- ・第6学年の「総合歯科医学」では、講義内容を大きく4つの区分（期間）に分けて実施しており、適宜授業に関するアンケートを実施、集計結果をフィードバックしており、学修成果の把握に努めている。

ウ 外部模擬試験の実施

- ・6年次では、外部模擬試験を積極的に取り入れ、その結果から教育成果の到達度を客観的に点検・評価している。（DES・全国统一模擬試験、麻布デンタルアカデミー・全国公開模擬試験）

エ 6年生教育関係アンケート

- ・教育効果の把握、学修成果の検証を行うために、卒業予定者に対して、6年間の学修状況アンケートを実施している。アンケートの集計結果、分析を通じて、教育の点検、質の向上に努めている。

オ 歯科医師国家試験結果分析

- ・歯学部における学修成果は、歯科医師国家試験の結果に明確に反映されることから、結果の分析、学内試験、講義内容の検証等、教育内容・方法及び学修指導等の改善に努めている。

**【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】**

ア 博士前期・修士課程においては、2年次中間発表及び論文審査により成果を点検・評価し、博士後期課程においては、1年次末の研究経過報告書、2年次中間の研究経過報告会及び2年次末の研究経過報告書において研究の進捗状況を点検し、3年次の論文審査により厳正に成果を評価している。

イ 応用言語学研究科では、在学生、教員及び修了生で構成する応用言語学会における研究発表を行うことにより、自己の研究の到達度を確認させている。

ウ 経済学研究科では、大学院担当教員及び大学院生の教育研究活動の成果を公開す

る場として、「大学院紀要」を発行している。

エ 不動産学研究科では、学生の研究成果を審査付論文として論文の投稿と公刊を積極的に指導しており、博士後期課程では審査に当たり一編以上の審査付論文を義務づけている。

オ 応用言語学研究科及び経済学研究科では、研究紀要を刊行することにより、内外からの点検評価を受ける体制を整えている。

#### 【大学院歯学研究科】

1年～2年修了時に研究プロジェクト成果報告書により、研究進捗状況を点検している。また、3年次では中間発表、4年次では研究発表により進捗状況と評価及び論文審査等により教育目標の達成状況等を把握している。

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】

ア 学習成果等アンケート

「FD ネットワークつばさ」連携活動において実施した学習成果等アンケートについては、代表校である山形大学において集計され研究年報として刊行される。その結果を各学部学科にフィードバックしている。

イ 授業評価アンケート

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックとしては、毎年実施する学生による授業評価アンケートの集計結果を、教員個人へはもちろんのこと、学部学科又は科目区分ごとのFD担当教員へフィードバックしている。なお、これらの集計結果は、学内のポータルシステムにおいて公表している。

フィードバックされた授業評価アンケートの集計結果に対して、各授業担当教員は、その改善策等を浦安キャンパスFD委員長へ報告する。また、各学部学科又は科目区分のFD担当教員は、この集計結果に基づき総括した改善策等を浦安キャンパスFD委員長へ報告する。授業評価アンケートは、アンケートのフィードバック、集計結果を受けての改善策等に関するフィードバックといったサイクルで、点検・評価・改善が着実に行われている。

ウ 学修成果の点検及び授業改善の取り組み

浦安キャンパスFD委員会において、各学部学科における進級要件達成に向けての取り組みと成果を発表するFD・SD研修会を実施し、全学的に情報を共有するとともに、教育内容・方法及び学修指導の改善に努めている。

#### 【歯学部】

FD活動の一環として、全ての授業について授業評価アンケートを実施しており、授業、実習等の内容や進め方について学生の声、感想を収集して授業方法、教育環境などの改善に努めている。また、第6学年の「総合歯科医学」において適宜実施しているアンケートの集計結果、外部模擬試験の結果についても、全て教授会に報告しており、点検・評価・改善が着実に行われている。

国家試験終了後においては、全教員を対象として、国家試験問題検討会を実施して



おり、講義内容の検証等、教育内容・方法及び学修指導等の改善に努めている。

**【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】**

学生による授業評価アンケートの集計結果を、教員個人へフィードバックしている。なお、これらの集計結果は、学内のポータルシステムにおいて公表している。

授業評価アンケートは、アンケートのフィードバック、集計結果を受けての改善策等に関するフィードバックといったサイクルで、点検・評価・改善が着実に行われている。

**【大学院歯学研究科】**

授業評価アンケートの全評価票を授業担当者へフィードバックしており、教育内容・方法、学修指導等の改善に向けて取り組んでいる。

**(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）**

**【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部】**

授業評価アンケートについては、引き続き FD 委員会及び浦安キャンパス事務部学事課（教務担当）（以下この基準において「学事課教務担当」という。）を中心に、各学部学科等の意見を聴取しながら点検評価を実施し、必要な改善・向上策を講じる。

単位の修得状況や成績の分布状況等を、主に教務委員会及び学事課教務担当が中心となり定期的に調査・分析し、単位認定及び成績評価に関するガイドライン（平成 29 年 2 月改訂学長裁定）との整合性等を検証することで、引き続き単位の実質化と質の保証のための必要な改善・向上策を策定する。

**【歯学部】**

引き続き、歯科医師国家試験の結果から学修成果の点検・評価・改善を行い、教育力向上に努めていく。また、アンケート調査により、学生からの評価・要望を積極的に反映する。

**【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】**

授業評価アンケートに関しては、学部と同様に浦安キャンパス大学院授業評価アンケート専門委員会及び学事課教務担当を中心に、各学研究科等の意見を聴取しながら点検評価を実施していく。また、研究活動についても、研究科ごとの進捗確認の他、浦安キャンパス合同の研究発表会を実施する等により、学生の研究活動の活性化を図るとともに、必要な改善・向上策を講じる。

**【大学院歯学研究科】**

引き続き、授業アンケートの結果をフィードバックし、教育内容・方法の改善に努めていく。また、研究の進捗状況の確認、点検評価を実施し、必要な改善、向上策を講じる。

**エビデンス集（資料編）**

**【資料 3-3-1】** 学習成果等アンケート（2018 年度）

**【資料 3-3-2】** 明海大学外国語学部における進級基準等に関する規程  
明海大学経済学部における進級基準等に関する規程  
明海大学不動産学部における進級基準等に関する規程

明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部における進級基準等に関する  
規程

- 【資料 3-3-3】 進級基準科目のシラバス（資格取得等を達成目標に掲げる科目）
- 【資料 3-3-4】 4年生内定状況（教授会資料）
- 【資料 3-3-5】 明海大学に関するアンケート調査  
明海大学卒業生への就職に関するアンケート調査  
明海大学卒業生に関するアンケート調査
- 【資料 3-3-6】 2018年度アクションプラン
- 【資料 3-3-7】 学生便覧（歯学部）
- 【資料 3-3-8】 6年生授業アンケート（様式）
- 【資料 3-3-9】 2018年度総合歯科医学試験日程
- 【資料 3-3-10】 6年生教育関係アンケート
- 【資料 3-3-11】 歯科医師国家試験結果分析（抜粋）
- 【資料 3-3-12】 大学院教育要覧（抜粋）
- 【資料 3-3-13】 明海大学大学院応用言語学会会誌
- 【資料 3-3-14】 不動産学研究科における課程博士学位論文の審査手続き等に関する内規
- 【資料 3-3-15】 明海大学大学院応用言語学研究科紀要  
明海大学大学院経済学研究科紀要
- 【資料 3-3-16】 歯学研究科教育目標の達成状況の把握関連資料
- 【資料 3-3-17】 授業評価アンケート
- 【資料 3-3-18】 2018年度第2回浦安キャンパスFD・SD研修会関係資料
- 【資料 3-3-19】 歯学部授業評価アンケート（様式）
- 【資料 3-3-20】 浦安キャンパス大学院授業評価アンケート
- 【資料 3-3-21】 歯学研究科授業評価アンケート（様式）

### 【基準3の自己評価】

本学は、建学の精神の具現化のため、学則に定める教育上の目的に基づき DP が定められており、これを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準が策定され、DP を達成するための CP に基づく体系的な教育課程が編成されている。これにより、DP と CP の一貫性が保たれ、各基準を厳正に適用している。特に、外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部にあつては、学修成果の点検・評価方法として、2年次から3年次への進級基準において、中間指標としての外部試験による学修の成果の測定を行い、この結果を経た上での卒業認定基準を厳正に適用している。この学修成果の点検・評価の結果は、FD 研修会等で全学的に情報共有され、それぞれの学部学科において学修指導の改善策に反映されている。また、学習成果アンケートの結果、資格取得状況、就職状況などを教授会等で情報共有し、教育の質的向上に努めている。また、歯学部にあつては、歯科医師国家試験の結果により学修の成果が明確に反映されるため、厳正な卒業認定基準の適用と、試験の結果などの分析により、教育内容・方法及び学修指導の改善を図っている。

大学教育全体として、教育課程の点検評価については、年度当初に学部学科として

目標の設定の確認を行い、学生の出席状況と授業中間での学生による授業評価により評価を実施する。その状況を教員にフィードバックして授業後半での改善を図るとともに、次年度への対応を図ることでPDCAサイクルを回すこととしている。

以上のことから、基準 3「教育課程」を満たしていると評価する。なお、保健医療学部にあつては、平成 31(2019)年 4 月開設のため、進級基準及び卒業認定基準の厳正な適用については評価対象外とした。

## 基準 4 教員・職員

### 4-1 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の職務と権限は、「明海大学学長等の選任及び職務規程」（以下この基準において「学長等の選任及び職務規程」という。）第 2 条第 2 項の規定により、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としている。学則等においては、入学、転学、休学、復学、留学、転学部、転学科、退学、単位の認定、進級、卒業、学位の授与、表彰及び懲戒等は学長が決定すると明確に規定している。加えて、全学的な教育研究に関する重要事項等に関しては、学長は各学部教授会等の意見を聴するほか、学長、副学長、研究科長、学部長、メディアセンター長、病院長、教務部長、学生部長、事務局長及びその他学長が指名した者で構成する総合協議会を招集し、意見を聴いた上で意思決定を行う。また、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、3 人の副学長を置いている。

このように、学長の職務と権限が明確になっていることから、学長が大学の意思決定と教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮できる体制と機能が確立されていると判断する。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、3 人の副学長を置いている。副学長の職務と権限は、学長等の選任及び職務規程第 3 条第 2 項の規定により、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」とし、副学長が学長の命を受けてつかさどる校務の分掌に関しては学長裁定により定めている。

学部長等（学部長及び教育センター長）は、「明海大学学部長等職務規程」（以下この基準において「学部長等職務規程」という。）第 2 条により、「学部長等は、学長の

命によりその担当する学部等に関する校務をつかさどるものとし、次の各号に掲げる業務を責任をもって実行し、学部等の教育職員を統括し、学部等の円滑な運営と発展を図ることを職務とする。」としている。その具体的な業務は、学生募集、入学試験、教育、研究、社会貢献、国際・地域交流、学生の課外活動・生活指導、就職指導、ファカルティ・ディベロップメント、教員の評価、教員の選任及び昇任についての意見具申、医療（歯学部長及び保健医療学部長に限る。）、歯科医師国家試験受験（歯学部長に限る。）、歯科衛生士国家試験受験（保健医療学部長に限る。）等を掲げている。また、学部長等職務規程第3条の規定により、「学部長等は、前条の職務を遂行するため、次の事項を行う権限を有するものとし、これを忠実に行使しなければならない。」とし、その具体的な権限事項として、教授会運営、教員の教育・研究の方法等及び勤務状況についての調査検討、第2条に定める業務についての教員への実行指示、教学及び管理・運営上の重要事項についての学長への報告、第2条に定める業務の実行についての学長への意見具申等を掲げている。さらに、学部長等職務規程第4条第1項の規定では「学部長等は学科主任に対し、学科に関する事項について補佐させるものとする。」とし、同条第2項の規定では「学部長等は教育職員に対し、特定の事項について権限の行使を委任し、又は補助執行させることができる。」としている。

学長が入学、卒業、課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要事項で教授会及び大学院研究科委員会（以下この基準項目において「教授会等」という。）の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めたものについて決定を行うに当たり、教授会等は、当該事項を審議し、学長に意見を述べることとしている。また、教授会等は、これらの審議事項のほか、学長及び学部長（大学院にあっては研究科長）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べるができることとしており、教育研究に関する学長の権限が担保されている。

このようなことから、学長並びに学長を補佐する副学長及び学部長等において、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築され、適切に機能していると判断する。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務組織は、「学校法人明海大学事務組織および職務規程」に基づき、事務局長の下に3つの部と18の課で編成し、必要な職員を配置している。また、「学校法人明海大学事務分掌規程」に基づき、各部課の事務分掌を定めるとともに、「学校法人明海大学職務権限規程」に基づき、管理職及びこれに準ずる者の職務権限を明確にしている。

職員の採用・昇任に関することは、「学校法人明海大学任用規程」及び「学校法人明海大学事務職員等・医療職員採用及び昇任手続規程」に基づき行うほか、定期的な配置換えを行うことで、人材育成と適材適所の職員配置に配慮している。

加えて、大学の業務執行に当たり、教学に係る各種委員会等の委員又は担当事務局として事務職員が加わるなど、教職協働による学生教育及び学生生活支援等を行っている。

このように、適切な職員の配置と役割の明確化などにより、教学マネジメントは有効に機能していると判断する。

(事務局組織の全体像)

部	課	主要業務
法人事務部 (東京都渋谷区)	財務課	財務、資産運用・管理業務等
	秘書課	役員秘書業務
浦安キャンパス事務部 (千葉県浦安市)	庶務課	庶務業務等
	経理課	会計業務等
* 外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部、大学院応用言語学研究科・経済学研究科・不動産学研究科、別科	管理課	建物、施設の維持管理業務等
	学生支援課	学生生活支援・就職支援業務等
	企画広報課	広報、入学試験業務等
	学事課	教務、留学支援、オープンカレッジ業務等
	メディアセンター事務課	図書館業務等
歯学部事務部 (埼玉県坂戸市) * 歯学部、大学院歯学研究科	庶務課	庶務業務・庶務業務統括等
	経理課	会計業務・会計業務統括等
	管理課	建物、施設の維持管理業務等
	学事課	教務、学生生活支援、研究支援業務等
	メディアセンター事務課	図書館業務等
	附属明海大学病院事務課	病院の医事、管理業務等
	明海大学 PDI 埼玉歯科診療所事務課	診療所の医事、管理業務等
	明海大学 PDI 東京歯科診療所事務課	診療所の医事、管理業務等
明海大学 PDI 浦安歯科診療所事務課	診療所の医事、管理業務等	

(事務職員が委員として加わっている主な教学関連委員会等 (教職協働) の例)

区分	委員会等名称	事務職員の選任根拠等
全学	明海大学教育基本問題協議会	事務局長、その他理事長が指名した者
	明海大学総合協議会	事務局長、その他学長が指名した者
浦安キャンパス	明海大学浦安キャンパスアドミッションセンター委員会	企画広報課長、学長が必要と認めた者
	明海大学浦安キャンパス国際・地域交流推進委員会	事務部長、庶務課長、学事課長、学長が事務部長の意見を聴き指名した学事課職員
	明海大学浦安キャンパス教務委員会	学長が事務部長の意見を聴き指名した学事課職員、その他学長が必要と認めた者
	明海大学浦安キャンパス学生支援委員会	学長が事務部長の意見を聴き指名した学生支援課職員、その他学長が必要と認めた者
	明海大学浦安キャンパスメディアセンター委員会	センター長が指名したメディアセンター事務課職員・管理課職員、その他センター長が指名した者
	明海大学浦安キャンパスファカルティ・ディベロップメント委員会	庶務課長、学事課長、その他委員会が必要と認めた者
	明海大学浦安キャンパスキャリアサポートセンター運営委員会	副センター長 (事務局長が推薦する学生支援課の職員)、キャリアアドバイザー (学生支援課の事務職員)

歯学部	明海大学歯学部アドミッションセンター委員会	学事課長、学長が必要と認めた者
	明海大学歯学部国際交流委員会	事務部長、庶務課長、学事課長
	明海大学歯学部教務委員会	学事課長、その他学長が必要と認めた者
	明海大学歯学部学生委員会	学事課長、その他学長が必要と認めた者
	明海大学歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会	学事課長、その他委員会が必要と認めた者

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントを強化するためには、教職協働をより一層強力に推進することが重要である。そのためには職員の資質・能力の向上はもちろんのこと、当該学部学科又は大学院研究科に係る教育方針や学問体系の基本的な理解が必要不可欠である。今後は、職員の資質・能力向上のための SD(Staff Development)のみならず FD(Faculty Development)活動にも積極的に参画させることで教学マネジメントを牽引することができる人材を育成する。

#### エビデンス集（資料編）

- 【資料 4-1-1】 明海大学学長等の選任及び職務規程
- 【資料 4-1-2】 明海大学総合協議会規程
- 【資料 4-1-3】 学長裁定（副学長が学長の命を受けてつかさどる校務）
- 【資料 4-1-4】 明海大学学部長等職務規程
- 【資料 4-1-5】 明海大学外国語学部教授会規程（他学部等も同様の規程のため外国語学部のみ添付）
- 【資料 4-1-6】 学長裁定（教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定める事項）
- 【資料 4-1-7】 学長裁定（教育研究に関する事項で、大学院研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定める事項）
- 【資料 4-1-8】 学校法人明海大学事務組織および職務規程
- 【資料 4-1-9】 学校法人明海大学事務分掌規程
- 【資料 4-1-10】 学校法人明海大学職務権限規程
- 【資料 4-1-11】 事務組織及び職員配置表
- 【資料 4-1-12】 学校法人明海大学任用規程
- 【資料 4-1-13】 学校法人明海大学事務職員等・医療職員採用及び昇任手続規程
- 【資料 4-1-14】 明海大学教育基本問題協議会規程
- 【資料 4-1-15】 明海大学浦安キャンパスアドミッションセンター規程
- 【資料 4-1-16】 明海大学浦安キャンパス国際・地域交流推進委員会規程
- 【資料 4-1-17】 明海大学浦安キャンパス教務委員会規程
- 【資料 4-1-18】 明海大学浦安キャンパス学生支援委員会規程
- 【資料 4-1-19】 明海大学浦安キャンパスメディアセンター委員会規程
- 【資料 4-1-20】 明海大学浦安キャンパスファカルティ・ディベロップメント委員会規程

- 【資料 4-1-21】 明海大学浦安キャンパスキャリアサポートセンター規程
- 【資料 4-1-22】 明海大学歯学部アドミッションセンター規程
- 【資料 4-1-23】 明海大学歯学部国際交流委員会規程
- 【資料 4-1-24】 明海大学歯学部教務委員会規程
- 【資料 4-1-25】 明海大学歯学部学生委員会規程
- 【資料 4-1-26】 明海大学歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

## 4-2 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

各学部学科及び大学院研究科の教員組織は、大学設置基準及び大学院設置基準の定めるところにより、学部の種類及び規模に応じ、又は専門分野の別に応じ専攻ごとに置くこととされている専任教員数を確保し、適切に配置している（エビデンス集（データ編）【共通基礎】のとおり）。

外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部は学科目制を採用し、学科目に必要な教員のバランスを考慮しながら主要科目に専任教員を配置している（エビデンス集（データ編）【表 3-1】のとおり）。一方、歯学部は講座制を採用し、講座又は分野ごとに教授、准教授、講師又は助教を適切に配置している。

教員の採用及び昇任に係る任用資格は、大学全体として定めるものとして「学校法人明海大学任用規程」、「学校法人明海大学特定契約職員採用資格規程」、「学校法人明海大学特別契約職員採用資格規程」及び「学校法人明海大学兼任教育職員任用規程」がある。また、各学部において定めるものとして「明海大学歯学部教員資格内規」、「明海大学外国語学部教員資格基準」及び同細則（経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部について同様に整備済）があり、これらに基づいて任用資格審査が行われている（保健医療学部は平成 31(2019)年 4 月開設で設置計画履行期間中のため、大学設置・学校法人審議会における教員審査の結果に基づいて採用・昇任を行う。）。

教員の採用及び昇任の手続きに関することは、「学校法人明海大学教育職員採用及び昇任手続規程」（以下この基準において「教育職員採用及び昇任手続規程」という。）又は「学校法人明海大学特定契約教育職員採用手続規程」に定めており、教育職員採用及び昇任手続規程に基づく手順は概ね次のとおりである。

ア 教員の採用等が必要となったときは、各学部の学部長は学長を経由して理事長に教員選考申出書、公募を行う場合は公募申出書により申し出を行い、その承認を受

ける。

イ 学長は、候補対象者の審査を行うため、学長の下に当該学部の教員資格審査委員会を設置し、候補対象者の資格審査を付託する。

ウ 同委員会は、資格審査の経過及び結果につき、委員会報告書を作成し、学部長を通じて学長に提出する。併せて学部長は、学長の命により教授会の審議の前に候補対象者についての資格審査資料を専任の教授の閲覧に供する。

エ 学部長は、学長の命により同委員会の資格審査の経過及び結果について教授会に報告し、委員会報告書に基づき、票決以外の任意の方法により教授会の意見を聴取する。

オ 学部長は、候補対象者についての教授会の意見及び学部長の意見をもとに、教授会並びに学部長意見書を作成し、委員会報告書とともに学長に提出する。

カ 学長は、本学の教員として相当と認めるときは、学部長から提出された意見書及び報告書を基に、学長意見書及び教員候補者推薦書を作成し、理事長に候補者を推薦する。

キ 理事長は、学長が推薦した候補者に対して面接を行う。

ク 理事長は面接に基づき、理事会に採用等の議案を提出し、理事会が決定する。

なお、大学院応用言語学研究科、経済学研究科及不動産学研究科にあつては、「明海大学大学院研究科担当教員認定手続規程」、「明海大学大学院応用言語学研究科担当教員審査委員会規程」（経済学研究科、不動産学研究科について同様に整備済）に基づき、大学院歯学研究科にあつては「明海大学大学院歯学研究科担当教員認定手続規程」に基づき、それぞれの研究科の大学院における講義又は研究指導の担当教員の認定に関する資格審査を実施し、当該大学院担当教員候補者につき、学長は研究科委員会の意見聴取を経て理事長に推薦し、理事長は理事会の議を経てこれを決定している。

教員評価は、年2回、全専任教員を対象とし、教育活動、研究活動、学内活動、社会活動、勤務状況及び所属長評価の6つの項目について実施しており、期末手当の査定及び昇任候補対象者選考時の参考資料として活用している。

このようなことから、教員の確保と配置は教育目的及び教育課程に即し、かつ、その採用及び昇任手続き等は、厳正かつ適切に行われていると判断する。

#### **4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、総合教育センター、複言語・複文化教育センター及び教職課程センターにあつては「明海大学浦安キャンパスファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、歯学部にあつては「明海大学歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、それぞれの委員会が教員の教育研究活動に必要な専門的能力を維持し、改善するためのFDを企画し組織的に実施している（保健医療学部は平成31(2019)年4月開設のため、今後実施予定)。また、大学院の各研究科についても、これに準じてFDを企画し組織的に実施している。加えて、教員の学術研究の促進と資質の向上を図るため、海外又は国内の大学、研究所その他これに準ずる機関において、一定期間継続して学問専攻分野等の研究及び教育一般に関する研究調査等に従事することができる海外、



国内研修制度を設けるとともに、前述のとおり教員の教育研究業績、勤務状況及び学内外の諸活動等の教育研究活動を多面的に評価する教員評価を年2回実施し、主体的な教育研究活動に必要な専門的能力の維持、改善に繋げている。

#### ア 学生による授業評価アンケート

FD活動の一環として、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発並びに教育内容・方法及び学修指導等の改善のため、毎年度、学生による授業評価アンケートを実施している。アンケートの実施に当たっては、各キャンパスのファカルティ・ディベロップメント委員会及び担当事務局が組織的に関与し、アンケートの企画、実施、集計、結果のフィードバック、改善といったPDCAサイクルが構築されている。

#### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部】

授業評価アンケートは、当該授業に対する学生の取り組み状況（予習・復習時間を含む。）を自己申告させた上で、①板書（スクリーン・画像）・配布物の読みやすさ、②話し方、③説明の分かりやすさ、④進度、⑤理解度、⑥教員の意欲や熱意、⑦学生への対応、⑧授業に相応しい環境の確保、⑨興味・関心の深まりといった9項目のほか、授業に関する全般的な満足度や教員が個別に指定する項目について5段階で評価する。また、5段階評価のほか、当該授業に関して、「良かったと思う点」と「改善してほしいと思う点」を自由に記述できるようになっている。なお、実施方法については適時見直しを行っており、平成30(2018)年度後学期からは、対象を全授業科目に拡大するとともに、マークシートからWEB上での回答へと方式を改めた。集計は、科目ごとの平均点、標準偏差、各回答数の分布、学部学科又は科目区分ごとの平均点とアンケート項目ごとの比較（レーダーチャート）を行っており、集計結果は、教員個人はもちろんのこと、学部学科又は科目区分ごとのFD担当教員へフィードバックするとともに、学内のポータルシステムで公表している。各授業担当者は、フィードバックされた授業評価アンケートの集計結果に対し、その改善策等をFD委員長へ報告する。また、各学部学科又は科目区分のFD担当教員は、当該学部学科又は科目区分の集計結果に対する総括した改善施策等をFD委員長へ報告する。

#### 【歯学部】

授業評価アンケート集計結果は、各授業担当者、教員個人にフィードバックするとともに、学生に対しては5月～6月に学生掲示板にて公表しており、評価の低い教員には、改善報告書の提出を義務づけ、翌年度の教育内容へ反映している。

#### 【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】

授業評価アンケートは、予習復習の取り組み時間を聞いた上で、①授業の目的と目標が教員から説明されたか、②説明のわかりやすさ、③教員の意欲や熱意、④質問への対応、⑤研究に対する意欲が増したか、⑥授業の満足度を5段階で評価する。また、当該授業が大学院入学の目標達成に関してどんな意味を持ったのかを聞くほか、学生が授業に対する改善点を自由に記述できるようになっている。集計は授業ごとに行い、回答数と割合をグラフで表示した結果が担当教員にフィードバックされる。各教員はその結果を参照し、授業の改善策等をFD委員長に

報告する。集計値、各教員から報告された授業の改善策、各研究科の総括を基に、浦安キャンパス大学院授業評価アンケート専門委員会(明海大学浦安キャンパス研究科連絡・調整会議規程第5条第8号に基づき設置)が授業アンケート実施結果をとりまとめ、教員及び学生に向けて学内のポータルシステムで公表している。

#### 【大学院歯学研究科】

授業評価アンケートは、履修者数が5人以上(社会人長期履修生を除く。)の講義科目を対象に、自由記述を中心に行っている。履修者が少ないことから、集計は行わず、全評価票を授業担当者(歯学研究科長)へフィードバックしている。

#### イ 教員による相互授業参観

ホスピタリティ・ツーリズム学部においては、教員による相互授業参観を制度化し、継続的に実施している。授業担当者は、参観者からフィードバックを受け、振り返りを行い、当該学部のFD委員へ報告をすることとしている。こうした取り組みにより、授業担当者及び参観した教員相互の授業改善を図っている。

#### ウ FD研修会

#### 【外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部】

平成30(2018)年度の全学的な活動としては、年間テーマである「学修成果の可視化と授業改善の取組み」に従い、「進級要件単位認定科目の学修成果と授業改善の取組み」、「2018年度FD活動報告—授業外学修の取組みを中心に—」と題した各学科における事例発表を主とする研修会が実施された。また、各学科及び各センターにおいては、それぞれの実施計画に基づくFD活動が行われ、活動ごとに報告書が提出されている。

#### 【歯学部】

明海大学歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会において年度当初に企画・立案された計画に従い実施している。また、歯科医師国家試験合格率向上のための研修会やタイムリーな内容の講演会等も他組織等との共催により適宜開催し、教員の資質・能力向上のための取り組みを行っている。

#### 【大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科】

学内講師による講演会を実施している。平成30(2018)年度は「外部研究資金の獲得および研究倫理について」と題する講演会を実施した。

#### 【大学院歯学研究科】

大学院歯学研究科委員会が主体となり、適宜FD研修会を開催している。

#### エ 海外、国内研修員制度

「明海大学海外研修員規程」、「明海大学海外研修員規程施行細則」、「明海大学国内研修員規程」、「明海大学国内研修員規程施行細則」、「明海大学海外・国内研修員候補者選考基準」及び「明海大学海外・国内研修員選考委員会規程」に基づき、毎年度、計画的に教員を派遣している。この制度は、教員の学術研究の促進と資質の向上を図るため、海外又は国内の大学、研究所その他これに準ずる機関において、一定期間継続して学問専攻分野等の研究及び教育一般に関する研究調査等に従事するため派遣するもので、過去5年間の派遣人数の推移は次のとおりである。

年度	海外研修員	国内研修員	計
平成 26(2014)年度	2 人	2 人	4 人
平成 27(2015)年度	—	1 人	1 人
平成 28(2016)年度	4 人	—	4 人
平成 29(2017)年度	3 人	1 人	4 人
平成 30(2018)年度	1 人	—	1 人

このようなことから、FDをはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発に組織的かつ計画的に取り組むなど、効果的に実施されていると判断する。

### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の確保と配置については、引き続き大学設置基準等を遵守し、教育目的及び教育課程の編成方針に沿って適切に配置するよう努めることとする。教員の資質・能力向上に関することについては、授業評価アンケートの分析精度の向上を図るとともに、教員による相互授業参観を積極的に推進し、授業改善に繋げる。

#### エビデンス集（資料編）

- 【資料 4-2-1】 歯学部講座・分野ごとの専任教員配置（歯学部教員一覧）
- 【資料 4-2-2】 学校法人明海大学任用規程
- 【資料 4-2-3】 学校法人明海大学特定契約職員採用資格規程
- 【資料 4-2-4】 学校法人明海大学特別契約職員採用資格規程
- 【資料 4-2-5】 学校法人明海大学兼任教育職員任用規程
- 【資料 4-2-6】 明海大学歯学部教員資格内規
- 【資料 4-2-7】 明海大学外国語学部教員資格基準
- 【資料 4-2-8】 明海大学外国語学部教員資格基準細則
- 【資料 4-2-9】 明海大学経済学部教員資格基準
- 【資料 4-2-10】 明海大学経済学部教員資格基準細則
- 【資料 4-2-11】 明海大学不動産学部教員資格基準
- 【資料 4-2-12】 明海大学不動産学部教員資格基準細則
- 【資料 4-2-13】 明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部教員資格基準
- 【資料 4-2-14】 明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部教員資格基準細則
- 【資料 4-2-15】 学校法人明海大学教育職員採用及び昇任手続規程
- 【資料 4-2-16】 学校法人明海大学特定契約教育職員採用手続規程
- 【資料 4-2-17】 明海大学大学院研究科担当教員認定手続規程
- 【資料 4-2-18】 明海大学大学院応用言語学研究科担当教員審査委員会規程
- 【資料 4-2-19】 明海大学大学院経済学研究科担当教員審査委員会規程
- 【資料 4-2-20】 明海大学大学院不動産学研究科担当教員審査委員会規程
- 【資料 4-2-21】 明海大学大学院歯学研究科担当教員認定手続規程
- 【資料 4-2-22】 教員評価項目
- 【資料 4-2-23】 明海大学浦安キャンパスファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 【資料 4-2-24】 明海大学歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

- 【資料 4-2-25】 2018 年度学生による授業評価アンケート実施に関する取扱い（浦安キャンパス）
- 【資料 4-2-26】 学生による授業評価アンケート様式（浦安キャンパス）
- 【資料 4-2-27】 学生による授業評価アンケート集計結果様式（浦安キャンパス）
- 【資料 4-2-28】 学生による授業評価アンケート集計結果分析及び授業改善策等様式（浦安キャンパス）
- 【資料 4-2-29】 学生による授業評価アンケート様式（歯学部）
- 【資料 4-2-30】 学生による授業評価アンケート集計結果様式（歯学部）
- 【資料 4-2-31】 学生による授業評価アンケート集計結果分析及び授業改善策等様式（歯学部）
- 【資料 4-2-32】 大学院学生による授業評価アンケート様式（浦安キャンパス）
- 【資料 4-2-33】 明海大学浦安キャンパス研究科連絡・調整会議規程
- 【資料 4-2-34】 大学院学生による授業評価アンケート集計結果分析及び授業改善策等について（様式）（浦安キャンパス）
- 【資料 4-2-35】 教員による相互授業参観実績（2018 年度）
- 【資料 4-2-36】 FD 研修会実績（2018 年度）
- 【資料 4-2-37】 明海大学海外研修員規程
- 【資料 4-2-38】 明海大学海外研修員規程施行細則
- 【資料 4-2-39】 明海大学国内研修員規程
- 【資料 4-2-40】 明海大学国内研修員規程施行細則
- 【資料 4-2-41】 明海大学海外・国内研修員候補者選考基準
- 【資料 4-2-42】 明海大学海外・国内研修員選考委員会規程
- 【資料 4-2-43】 海外・国内研修員派遣実績（2018 年度）

### 4-3 職員の研修

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上への取り組みは、日常的な具体的業務を通じて、当該業務に必要な知識、技術、技能及び態度などを継続的に指導する OJT のほか、SDをはじめとする職員研修及び人事評価により行っている。

職員研修は、「学校法人明海大学事務職員研修規程」に基づき、役職者研修、一般職員研修又は新入職員研修等を毎年度の計画に従い実施するほか、日本私立大学協会及び日本私立歯科大学協会等が主催する各種研修会に積極的に派遣している。また、教員と職員相互の役割を理解、認識するとともに教職協働を推進するため、FD と SD

の合同研修を実施している。さらに、姉妹校である朝日大学とは、姉妹校協定に基づき事務職員の資質向上と職員間の相互コミュニケーションの強化を図ることを目的とした合同研修を毎年1回以上行っている。

人事評価は、年2回、階層別の人事考課表によりこれを行っている。併せて、改革・改善の取り組み実績とその効果、改革・改善に関する提案、マネジメントの取り組み実績とその効果（管理職、係長、主任のみ）、自己啓発の取り組み実績とその効果及び今後の抱負等を自己申告する職務実績等申告書【人事考課付表】を提出させ、人事考課に加点するとともに、必要に応じ、所属長が面談を行っている。

このようなことから、SDをはじめとする職員の資質・能力向上のための取り組みが効果的に行われていると評価する。

### (3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

職員の専門性の向上を図るため、公益財団法人日本高等教育評価機構、日本私立学校振興・共済事業団又は民間企業等への研修派遣を行う。また、職員の外国語運用能力の向上と国際感覚の涵養のため、海外研修制度の導入を検討する。

## エビデンス集（資料編）

【資料 4-3-1】 学校法人明海大学事務職員研修規程

【資料 4-3-2】 SD研修等実績（2016年度～2018年度）

【資料 4-3-3】 人事考課表

【資料 4-3-4】 職務実績等申告書【人事考課付表】

## 4-4 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

#### (2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境については、大学設置基準の定めるところにより、教育研究上の目的を達成するため、以下に述べるとおり、キャンパスごとに、学部等の種類に応じ必要な施設及び研究組織を整備し、適切に運営・管理を行っている。

#### ア 研究施設

##### 【浦安キャンパス】

学部には所属する専任教員に個人研究室を割当てているほか、共同利用の研究室を、外国語学部・経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、総合教育センター、複言語・複文化教育センター及び教職課程センターにそれぞれ設け、担当事務職員を配置し、適切な運用がなされている（保健医療学部は平成

31(2019)年4月開設で設置計画履行期間中)。

**【坂戸キャンパス（歯学部）】**

教授用個室、准教授用2人部屋、各所属分野研究室を確保するほか、共同利用の研究室、研究施設として機器室、低温研究室、遠沈器室、無菌室、ME(Medical Engineer)室、中央写真室、電子顕微鏡室、走査型電顕室、X線分析室、分子生物学研究施設等を設け、適切な運用がなされている。また、分子生物学研究施設については、バイオセーフティレベル2対応施設として、「明海大学分子生物学研究施設規程」、「明海大学歯学部分子生物学研究施設運営委員会規程」、「明海大学歯学部遺伝子組換え実験安全委員会規程」等に則り、施設の利用、実験の実施について予め承認を得た者に限定し、「明海大学歯学部遺伝子組換え実験安全管理及び遺伝子組換え生物拡散防止措置規程」に則って、入退室を掌静脈認証により管理して遺伝子組換え生物等が不適切に拡散するのを防止している。

イ 研究組織

**【浦安キャンパス】**

不動産鑑定士試験合格者を実務修習生として受け入れる機関(実務修習実地演習大学)として公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会から認定を受け、不動産に関する総合的な研究・調査及び教育等を行うことを目的とした「不動産研究センター」や、国内外のホスピタリティ・ツーリズムに関する調査、研究、コンサルティング及び人材育成等の事業活動を通じて、ホスピタリティ・ツーリズム領域の学術的発展とホスピタリティ・ツーリズム産業及び地域社会の発展に資することを目的とした「ホスピタリティ・ツーリズム総合研究所」を設置し、産学連携による研究活動を行っている。

**【坂戸キャンパス（歯学部）】**

歯学部における研究活動全般は、中央研究部長が総括しており、研究に関する重要事項を審議するため、歯学部研究委員会を設置し、適切な管理・運営を行っている。

- ・歯学部遺伝子組換え実験安全委員会：遺伝子組換え実験は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき本委員会で審査を行い、承認が得られた研究課題についてのみ実施が許可されている。
- ・歯学部実験動物センター：公私立大学実験動物施設協議会の加盟施設であり、「明海大学歯学部実験動物センター管理運営規程」に則り適切な管理・運営を行っている。動物実験の立案、実施等に当たっては、法令等及び「明海大学歯学部動物実験実施規程」に適合しているか審査を行う歯学部動物実験倫理委員会の承認を要する。なお、平成30(2018)年には公益社団法人日本実験動物学会の外部検証事業を受審した結果、現行規程の体系的整備を要するものの、概ね文部科学省及び環境省の基準・指針に基づく運用がなされているとの総評を得ている。
- ・歯学部特別研究室等：産官学の多様な連携を通じて歯科医学に関する特定分野とその応用研究を行うとともに、これらの研究成果を社会に還元し、歯科医学の発展と国民の健康・福祉向上に貢献することを目的としている。

- ・歯学部倫理委員会：厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に係る研究についての実験計画について審査を行い、学長の承認を受けた研究課題についてのみ実施を許可し、年次報告、終了報告を義務づけ、適正に管理している。
- ・歯科法医学センター：埼玉県では唯一の組織で、災害などの有事の際における頭頸部を中心とした個人識別からの身元確認作業、戦没者遺骨収集に係る諸外国での対応や平常時捜査への資料提供等、一般歯科臨床と異なる観点から社会への貢献を目指す。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動に係る責任・管理体制の明確化を図るため、「明海大学公的研究費管理・運営規程」、「明海大学コンプライアンス規程」、「学校法人明海大学職員倫理規程」、「明海大学利益相反マネジメント規程」、「明海大学における研究遂行のための行動規範」、「明海大学研究活動における不正行為の防止に係るガイドライン」及び「明海大学における公的研究費不正防止計画」等の諸規程を制定し、本学ホームページ上で公開している。また、以下に述べるとおり、教職員向けの各種講習・研修会等を実施している。これらの取り組みによって、研究倫理の確立と厳正な運用がなされていると評価する。

##### 【浦安キャンパス】

公的研究費の管理・運営に関わる全ての研究者及び事務職員に対して独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」の修了証書の提出及び文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツの受講を義務づけている。また、全教員に対して、科学研究費の公募の時期に合わせ、外国語学部、経済学部、不動産学部及びホスピタリティ・ツーリズム学部の各教授会において、「科研費ハンドブック」を配布するとともに研究費の不正な受給や使用、研究遂行上の不正行為の防止について周知徹底を図っている。加えて、教職員向けに外部研究資金の獲得及び研究倫理に関する FD 研修会を毎年実施し、コンプライアンス教育の一環としている。

##### 【坂戸キャンパス（歯学部）】

平成 27(2015)年度から eAPRIN(旧 CITI JAPAN)による研究倫理に係る e-learning を導入しており、現在では専任教員、大学院生に限らず明海大学の一員として取り組む研究課題の研究者全員必修の単元、厚生労働省「人を対象とする医学系研究に係る倫理指針」に係る研究を行う研究者は必修の単元、動物実験を含む研究を行う研究者は必修の単元を設定し、修了証の提出を義務づけ、研究における多角的場面に対応した遺漏なき研究倫理を確立している。倫理講習会の開催や研究費に係る説明会の際には必ず研究倫理に関する事項を含め、研究者個々の研究倫理向上を図っている。学部生に対しては「歯学基礎科学」、大学院生には「歯科医学学修の基礎」の授業において、リサーチマインドや研究倫理の向上を図っている。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

自己資金による資源配分においては、定額的な配分に加え、競争的な配分を行うことで、研究活動の活性化を図っている。併せて、科学研究費をはじめとする外部資金

の獲得を奨励している。これらの取り組みによって、研究活動の進展が図られていると評価する。

ア 自己資金による資源配分

【浦安キャンパス】

各教員へ配分	個別教育研究費：39,760,000 円 (学部専任教員には一律 300,000 円を配分)
各所属へ配分	総合教育研究費：47,551,000 円
研究成果公表支援	紀要作成費：8,500,000 円 学会招致補助費：300,000 円
学内公募、選考による配分	宮田研究奨励金 学部特別研究費：8,000,000 円 大学院特別研究費：3,000,000 円 学術図書出版助成金：1,000,000 円 国際学術研究等助成金：1,000,000 円
大学院生の研究活動支援	大学院博士後期課程学生研究指導費：2,400,000 円 リサーチ・アシスタント(RA)：4,000,000 円

【坂戸キャンパス (歯学部)】

各所属へ配分	分野研究費：54,870,000 円
各所属を超えた共同利用	中央研究費：30,000,000 円
研究成果公表支援	学会出張費：5,995,000 円 学会補助費：1,500,000 円 歯学雑誌作成費：2,500,000 円
学内公募、選考による配分	宮田研究奨励金 A：研究費補助 9,700,000 円 宮田研究奨励金 B：論文掲載料補助 2,000,000 円 宮田研究奨励金 C：国際学会出張補助 2,000,000 円 宮田研究奨励金 D：A～C 以外の研究補助 3,000,000 円 優秀論文賞：200,000 円
姉妹校 朝日大学との共同研究支援	共同研究費：1,000,000 円
大学院生の研究活動支援	宮田研究奨励金 E：大学院生の研究補助 1,800,000 円 リサーチ・アシスタント(RA)：4,794,000 円

(平成 30(2018)年度実行予算額)

イ 外部資金獲得の推進

科学研究費助成事業をはじめとする外部資金の獲得のため、公募情報の学内周知はもちろんのこと、申請課題採択経験者や審査員経験者を講師として、採択に向けた工夫や留意点等を共有する FD 研修会をキャンパスごとに毎年実施し、機関全体の採択率向上に向けた取り組みを行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

研究活動のさらなる発展のため、自己資金による資源配分に関する諸規程について適時見直しを行うとともに、外部資金獲得者の優遇措置等の導入を検討し、応募意欲の向上を図る。加えて、歯学部においては平成 30(2018)年度末に実施した「研究環境



満足度等調査」集計結果に基づき、研究支援体制の向上を図る。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 4-4-1】 明海大学外国語学部・経済学部共同研究室運営委員会規程
- 【資料 4-4-2】 明海大学歯学部分子生物学研究施設規程
- 【資料 4-4-3】 明海大学歯学部分子生物学研究施設運営委員会規程
- 【資料 4-4-4】 明海大学歯学部分子生物学研究施設使用内規
- 【資料 4-4-5】 明海大学歯学部遺伝子組換え実験安全管理及び遺伝子組換え生物拡散防止措置規程
- 【資料 4-4-6】 明海大学歯学部遺伝子組換え実験安全委員会規程
- 【資料 4-4-7】 明海大学歯学部遺伝子組換え実験室利用細則
- 【資料 4-4-8】 明海大学不動産研究センター規程
- 【資料 4-4-9】 明海大学ホスピタリティ・ツーリズム総合研究所規程
- 【資料 4-4-10】 明海大学歯学部研究委員会規程
- 【資料 4-4-11】 明海大学歯学部実験動物センター管理運営規程
- 【資料 4-4-12】 明海大学歯学部動物実験実施規程
- 【資料 4-4-13】 明海大学歯学部動物実験倫理委員会規程
- 【資料 4-4-14】 動物実験に関する検証結果報告書
- 【資料 4-4-15】 明海大学歯学部特別研究室等規程
- 【資料 4-4-16】 明海大学歯学部倫理委員会規程
- 【資料 4-4-17】 明海大学歯学部歯科法医学センター規程
- 【資料 4-4-18】 明海大学公的研究費管理・運営規程
- 【資料 4-4-19】 明海大学コンプライアンス規程
- 【資料 4-4-20】 学校法人明海大学職員倫理規程
- 【資料 4-4-21】 明海大学利益相反マネジメント規程
- 【資料 4-4-22】 明海大学における研究遂行のための行動規範
- 【資料 4-4-23】 明海大学研究活動における不正行為の防止に係るガイドライン
- 【資料 4-4-24】 明海大学における公的研究費不正防止計画
- 【資料 4-4-25】 「研究倫理教育」及び「コンプライアンス教育」受講のお願い（浦安キャンパス）
- 【資料 4-4-26】 研究倫理教育実施状況（歯学部）
- 【資料 4-4-27】 2018年度総合教育研究費について（通知）（浦安キャンパス）
- 【資料 4-4-28】 明海大学浦安キャンパス宮田研究奨励金規程
- 【資料 4-4-29】 明海大学浦安キャンパス学術図書出版助成金規程
- 【資料 4-4-30】 明海大学浦安キャンパス国際学術研究等助成金取扱基準
- 【資料 4-4-31】 明海大学浦安キャンパス大学院博士後期課程学生研究指導費について
- 【資料 4-4-32】 明海大学リサーチ・アシスタント資格規程
- 【資料 4-4-33】 明海大学歯学部宮田研究奨励金規程
- 【資料 4-4-34】 研究環境満足度等調査集計結果（歯学部）

## [基準4の自己評価]

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップについては、規則及び体制の整備により確立されている。教学マネジメントにおいて、学長並びに学長を補佐する副学長及び学部長等の権限は適切に分散され、かつ、責任の明確化が図られている。職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントは、関連規則に基づき、有効に機能している。

教員の確保と配置は教育目的及び教育課程に即しており、その採用及び昇任手続き等は、関連規則に基づき厳正かつ適切に行われている。FDをはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発については、キャンパスごとに委員会を設置し、組織的かつ計画的に取り組むなど、効果的に実施されている。SDをはじめとする職員の資質・能力向上のための取り組みについては、関連規則に基づき、計画的に実施されている。

研究環境は、教育研究上の目的に即し、施設及び組織が整備され、適切に運営・管理が行われている。研究倫理は、諸規則の整備と研修会の実施などにより確立しており、厳正に運用されている。研究活動への資源配分については、関連諸規則に基づき自己資金による研究支援が適切かつ効果的に行われており、また、外部資金獲得奨励により、研究活動の進展が図られている。

以上のことから、基準4「教員・職員」を満たしていると評価する。

## 基準5 経営・管理と財務

### 5-1 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

##### (2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人の経営に関することは、「学校法人明海大学寄附行為」（以下この基準において「寄附行為」という。）、「学校法人明海大学管理運営基本規則」（以下この基準において「管理運営基本規則」という。）及びこれに基づく関連諸規則等により管理・運営が行われている。寄附行為第3条では、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会性・創造性・合理性を身につけ、広く国際未来社会で活躍し得る有為な人材を育成することを目的とする。」とし、寄附行為の定めるところにより、理事会が学校法人の業務を決し、理事長がこの法人を代表しその業務を総理している。また、管理運営基本規則第2条第1項では、「本法人の管理運営は、建学の精神に基づき、寄附行為に従い、理事会の決するところにより、理事長が総理して行う。」と規定し、同第2項では、「前項に規定する管理運営は、学則の制定・改正、組織、人事（採用、昇任を含む。）、労務及び財務、資産・施設の管理並びに業務命令

及び経営の秩序維持等一切の管理運営をいう。」としている。

理事会及び評議員会の運営並びに業務の執行は、寄附行為、管理運営基本規則及びこれに基づく関連諸規則に基づき適切に行われ、また、理事、監事及び評議員はそれぞれ職務を適切に執行している。また、「明海大学コンプライアンス規程」により法令遵守と公益通報、「学校法人明海大学職員倫理規程」により職員の職務に係る倫理の保持を定めるほか、「学校法人明海大学監査・評価規程」（以下この基準において「監査・評価規程」という。）、「学校法人明海大学監事監査規程」（以下この基準において「監事監査規程」という。）及び「学校法人明海大学監事監査実施細則」（以下この基準において「監査実施細則」という。）に基づき監事、会計監査人及び監査・評価室（内部監査人）による三様監査体制を構築している。加えて、本法人が公共性の高い法人として社会的説明責任を果たし、もって公正かつ透明性の高い運営を実現するため、「学校法人明海大学情報公開規程」及び「学校法人明海大学財務書類閲覧取扱要領」に基づき、学校教育法施行規則第172条の2で指定されている教育情報を含む教育研究活動等の情報及び財務情報を、ホームページ等を通じて適切に公表している。

このようなことから、本法人の経営の規律と誠実性は維持されている。

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を実現するため、理事会は毎年度、中期計画に基づき事業計画を策定し、評議員会の意見を聴いて理事会で審議、決定している。また、当該年度終了後、事業計画の進捗状況等を事業報告書として取りまとめ、理事会審議と評議員会への報告を行っている。特に事業計画の策定に当たっては、策定過程における点検・評価・改善を通じて PDCA サイクルを機能させることで、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関することは、平成21(2009)年6月に宣言した「明海大学『省エネルギー』宣言」及び「学校法人明海大学省エネルギー推進に関する規程」に基づき、①照明の必要時以外の消灯励行、②冷暖房の効率化と適正温度の遵守、③電気製品の電源オフ推進、④節水の推進、⑤リサイクル活動の推進、⑥その他環境保全のための活動の推進を進めている。具体的な取り組み例としては、蛍光灯やグラウンド夜間照明のLED化、廊下等の照明の人感センサー導入、夏季のクールビズの励行等をしている。また、自動水栓の導入による節水やごみの分別にも積極的に取り組んでいる。

人権に関しては、「明海大学学生等個人情報保護規程」及び「学校法人明海大学特定個人情報取扱規程」を制定し、個人情報の取り扱いを適切に行っている。また、「学校法人明海大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」、「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項について（指針）」、「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について（指針）」、「明海大学学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」、「学生に対するセクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項について（指針）」、「学生に対するセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について（指針）」、「学校法人明海大学セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程」及び「学校法人明海大学ハラスメントの

防止等に関する規程」を制定し、あらゆるハラスメントの防止及び排除に努めている。平成 30(2018)年度には、あらゆるハラスメントの防止及び排除を目的に「ハラスメント防止に関する研修会」を実施した。

安全への配慮に関することは、「学校法人明海大学防火・防災管理規程」に基づき、日常又は定期的な法定点検検査等の実施のほか、年 1 回、各キャンパス及び付属病院において防火防災訓練を実施している。また、非常時に備え飲料水や保存食等を備蓄している。AED（自動体外式除細動器）については、浦安キャンパスに 8 台、歯学部 5 台、付属病院に 4 台、PDI 各診療所に各 1 台、計 20 台設置している。平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災を機に、大地震発生時の対応マニュアルを作成し、学生に掲示又は配布している。加えて、「明海大学浦安キャンパス衛生委員会規程」及び「明海大学坂戸キャンパス衛生委員会規程」に基づき、職員の安全と健康の保持・増進を図るとともに、安全で快適な職場環境づくりを促進するため、衛生委員会による職場巡視を実施し改善に努めている。

このようなことから、本法人は環境保全、人権、安全への配慮を適切に行っていると評価する。

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

公共性の高い法人として経営の規律と誠実性の維持・向上を図るためには、社会的説明責任を果たすことが重要である。そのためにも、公開する情報を量から質へ、すなわち内容の充実を図ることを推進する。

#### エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-1-1】 学校法人明海大学寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人明海大学管理運営基本規則
- 【資料 5-1-3】 学校法人実態調査表（平成 30 年度）（抜粋） \* 報酬欄等一部削除
- 【資料 5-1-4】 明海大学コンプライアンス規程
- 【資料 5-1-5】 学校法人明海大学職員倫理規程
- 【資料 5-1-6】 学校法人明海大学監査・評価規程
- 【資料 5-1-7】 学校法人明海大学監事監査規程
- 【資料 5-1-8】 学校法人明海大学情報公開規程
- 【資料 5-1-9】 学校法人明海大学財務書類閲覧取扱要領
- 【資料 5-1-10】 ホームページ>大学概要>大学情報  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/information/index.html>)
- 【資料 5-1-11】 学校法人明海大学中期計画及び 2019 年度事業計画
- 【資料 5-1-12】 2018 年度事業計画・予算の概要
- 【資料 5-1-13】 2018 年度事業報告書
- 【資料 5-1-14】 2019 年度事業計画・予算の概要
- 【資料 5-1-15】 2019 年度事業計画策定資料
- 【資料 5-1-16】 中期計画及び事業計画の PDCA 概念図
- 【資料 5-1-17】 ホームページ>大学概要>その他>省エネルギー宣言

([www.meikai.ac.jp/01about/file/eco.pdf](http://www.meikai.ac.jp/01about/file/eco.pdf))

- 【資料 5-1-18】 学校法人明海大学省エネルギー推進に関する規程
- 【資料 5-1-19】 明海大学学生等個人情報保護規程
- 【資料 5-1-20】 学校法人明海大学特定個人情報取扱規程
- 【資料 5-1-21】 学校法人明海大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-22】 セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項について（指針）
- 【資料 5-1-23】 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について（指針）
- 【資料 5-1-24】 明海大学学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-25】 学生に対するセクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項について（指針）
- 【資料 5-1-26】 学生に対するセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について（指針）
- 【資料 5-1-27】 学校法人明海大学セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程
- 【資料 5-1-28】 学校法人明海大学ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-29】 ハラスメント防止に関する研修会開催概要
- 【資料 5-1-30】 学校法人明海大学防火・防災管理規程
- 【資料 5-1-31】 防火・防災訓練実施要項（浦安キャンパス・歯学部・付属病院）
- 【資料 5-1-32】 非常用物品等一覧（浦安キャンパス・歯学部・付属病院）
- 【資料 5-1-33】 大地震発生時の対応マニュアル（浦安キャンパス・歯学部）
- 【資料 5-1-34】 明海大学浦安キャンパス衛生委員会規程
- 【資料 5-1-35】 明海大学坂戸キャンパス衛生委員会規程
- 【資料 5-1-36】 浦安キャンパス衛生委員会による職場巡視結果（2018年度）
- 【資料 5-1-37】 坂戸キャンパス衛生委員会による職場巡視結果（2018年度）
- 【資料 5-1-38】 明海大学利益相反マネジメント規程

## 5-2 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

使命・目的の達成に向け、本法人の理事会は寄附行為第 15 条第 2 項の規定に基づき最高意思決定機関として、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、管理運営基本規則第 2 条第 1 項では、「本法人の管理運営は、建学の精神に基づき、寄附行為に従い、理事会の決するところにより、理事長が総理して行う。」と規定し、同第 2 項では、「前項に規定する管理運営は、学則の制定・改正、組織、

人事（採用、昇任を含む。）、労務及び財務、資産・施設の管理並びに業務命令及び経営の秩序維持等一切の管理運営をいう。」としている。

理事会の機動的な意思決定の仕組みとしては、「学校法人明海大学副理事長・常務理事選任規程」に基づき副理事長及び常務理事を置くほか、顧問及び相談役を置くなど、理事長の補佐体制を充実させている。加えて、「学校法人明海大学常務理事会規程」に基づき常務理事会を設置し、理事会の議案策定等を行っている。

理事の定数は、寄附行為第5条第1項第1号の規定により7人以上13人以内とし、現在の実数は12人で、その選任は寄附行為第6条第1項第1号から第3号の規定に基づき適切に行われている。また、理事会は原則として毎月1回開催しており、理事の出席状況は95.5%（平成30(2018)年度）と良好である。また、年間の理事会開催日程を前年度の理事会で事前周知するとともに、開催日の7日前までにその都度開催通知（欠席時に意思表示を行う書面を同封）を発することで出席に配慮している。加えて、事前に議案書を送付することで円滑な議事進行にも配慮している。

このようなことから、本法人の理事会は使命・目的の達成に向けた意思決定ができる態勢が整備され、かつ、その機能性は十分確保されていると評価する。

### (3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関を取り巻く環境が著しく変化する中、法人の意思決定は的確かつ迅速に行う必要がある。このようなことから理事会及び常務理事会を原則毎月開催し刻々と変化する情勢に適時適切に対応している。引き続きこれらの体制の維持・向上に努めることとする。

## エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-2-1】 学校法人明海大学寄附行為
- 【資料 5-2-2】 学校法人明海大学管理運営基本規則
- 【資料 5-2-3】 学校法人明海大学副理事長・常務理事選任規程
- 【資料 5-2-4】 学校法人明海大学顧問規程
- 【資料 5-2-5】 学校法人明海大学相談役規程
- 【資料 5-2-6】 学校法人明海大学常務理事会規程
- 【資料 5-2-7】 2018年度理事会開催日程及び報告・審議事項一覧
- 【資料 5-2-8】 2018年度理事会理事出席状況
- 【資料 5-2-9】 理事会の欠席時に意思表示を行う書面（様式）
- 【資料 5-2-10】 学校法人実態調査表（平成30年度）（抜粋）＊報酬欄等一部削除

## 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

本法人は、寄附行為の定めるところにより、理事会が学校法人の業務を決し、理事長がこの法人を代表しその業務を総理する。また、管理運営基本規則の定めるところにより、本法人の管理運営は、建学の精神に基づき、寄附行為に従い、理事会の決するところにより、理事長が総理して行うとし、その対象を学則の制定・改正、組織、人事（採用、昇任を含む。）、労務及び財務、資産・施設の管理並びに業務命令及び経営の秩序維持等一切の管理運営としており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されている。

理事は、寄附行為第6条第1項第1号理事として学長、第2号理事として評議員のうちから評議員会において選任した者、第3号理事として学識経験者のうち理事会において選任した者で構成されており、理事の実数12人中6人が学長又は教職員である。また、理事長、副理事長、常務理事、学長、副学長、大学院研究科長、学部長、事務局長及びその他理事長が指名した者で構成する教育基本問題協議会を毎月開催し、理事長の提案又は諮問に基づき、教育に係わる基本問題及び教学に関する重要事項を審議するなど、法人と教学の意思疎通と連携は適切に行われ、かつ教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

このようなことから、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は円滑に行われていると評価する。

**5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

監事は、寄附行為第7条の規定により本法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任することとなっており、適切な手続きを経て定数である2人が選任されている。また、監事は、理事会及び評議員会に毎回出席するほか、会計監査への立ち会い及び業務監査の実施等、寄附行為第14条に規定する監事の職務を全うしている。文部科学省が行う学校法人監事研修会に毎回派遣するなど、監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上にも努めている。加えて、監事監査規程及び監査実施細則に基づき、監査の理念、監事の基本姿勢、監事の権限、監査の対象、監査計画の策定、監査の方法等を明確にするとともに、会計監査人及び監査・評価室（内部監査人）との綿密な連携を規定し、三様監査体制を構築している。

評議員の定数は、寄附行為第17条第2項の規定により28人以上34人以内を置くこととし、現在の実数は29人で、その選任は寄附行為第21条第1項第1号から第4号の規定に基づき適切に行われている。また、評議員会の諮問事項は、寄附行為第19条の規定に基づき、第1号として予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、第2号として事業計画、第3号として予算外の新たな重要な義務の負担又は権利の放棄、第4号として寄附行為の変更、第5号として合併、第6号として目的たる事業の成功の不能による解散、第7号として収益事業に関する重要事項、第8号として寄附金品の募集に関する事項、第9号としてその他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたものとそれぞれ定められており、理事会

は、これらの決議に当たってはあらかじめ評議員会の意見を聴くなど、評議員会の運営は適切に行われている。なお、平成 30(2018)年度の評議員会は 2 回開催し、その出席状況は 90.3%と良好である。

本学における業務執行の合理性及び妥当性を検証し、また業務の状況を評価し、本学における業務の適正性を図り、社会的信頼性を保持することを目的に、監査・評価規程に基づき内部監査組織である監査・評価室を置き、職員(2人)を配置している。監査・評価室は、会計監査への立ち会い及び業務監査を実施するほか、監事及び会計監査人と綿密に連携し、三様監査体制構築の一役を担っている。

このようなことから、管理運営の円滑化と相互チェックは、有効に機能していると評価する。

### (3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

監事監査規程は平成 29(2017)年度に整備し、平成 30(2018)年度から本格的な運用を開始したところである。また、新たに制定した監査実施細則(平成 31(2019)年 4 月 1 日施行)に基づき、今後、監査内容のより一層の充実と三様監査体制の強化に努めることとする。

## エビデンス集(資料編)

- 【資料 5-3-1】 学校法人明海大学寄附行為
- 【資料 5-3-2】 学校法人明海大学管理運営基本規則
- 【資料 5-3-3】 明海大学教育基本問題協議会規程
- 【資料 5-3-4】 2018 年度教育基本問題協議会構成員
- 【資料 5-3-5】 2018 年度教育基本問題協議会開催日程及び報告・審議事項一覧
- 【資料 5-3-6】 学校法人明海大学監事監査規程
- 【資料 5-3-7】 平成 30 年度学校法人明海大学監事監査計画
- 【資料 5-3-8】 2018 年度監査報告書・平成 30 年度学校法人明海大学監事監査実績
- 【資料 5-3-9】 監事の理事会・評議員会への出席状況(2018 年度予算から 2018 年度決算まで)
- 【資料 5-3-10】 評議員会の開催日程及び報告・諮問事項一覧(2018 年度予算から 2018 年度決算まで)
- 【資料 5-3-11】 学校法人明海大学監査・評価規程
- 【資料 5-3-12】 2018 年度の監査・評価実績がわかる資料
- 【資料 5-3-13】 学校法人実態調査表(平成 30 年度)(抜粋) \* 報酬欄等一部削除
- 【資料 5-3-14】 学校法人明海大学監事監査実施細則

## 5-4 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。



(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

本法人の予算は、「学校法人明海大学経理規程」（以下この基準において「経理規程」という。）第47条において、その目的を「予算は、運営諸活動の持続的発展および永續性を目的として作成するものとする。予算の編成に当たっては、運営諸活動の計画に基づき、各部門活動の円滑な運営を図るとともに、実績との比較検討を行い、全般的調整を経てその編成を行うものとする。」と規定している。また、経理規程第53条第1項では「予算編成のため、理事会が指定した理事をもって事業計画・予算担当理事の会を編成する。」とし、同第2項では「事業計画・予算担当理事の会は、予算の基本方針に基づき理事会審議のための予算案を作成する。」としている。さらに、経理規程第54条で、「理事長は、予算案について、評議員会の意見を聞き、理事会の議を経て、予算を決定する。」と定めている。

本法人では、これら経理規程に定める手続きに従い、毎年度、中期計画及びこれに基づく事業計画、予算の基本方針を基に予算を策定し、併せて10年間の法人全体及び部門別の長期収支予算を策定することで、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を確立している。

**5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保**

本法人の平成30（2018）年度決算における主な事業活動収入は、学生生徒等納付金が56億4,024万円（表示単位未満を四捨五入。以下同じ。）、医療収入が17億7,975万円、受取利息・配当金（有価証券売却差額を含む。）が60億9,389万円で、事業活動収入の合計は145億2,062万円である。一方、主な事業活動支出は、人件費が51億5,875万円、教育研究経費が28億579万円、管理経費が8億4,442万円で、事業活動支出の合計は98億6,314万円となり、これらの差額である基本金組入前当年度収支差額は46億5,748万円である。基本金については、計画的な組入れを行ってきた結果、平成31(2019)年3月31日現在で将来の校地・校舎・設備の取得のための第2号基本金として96億6,000万円、奨学・研究資金等を永續的に確保し、かつ教育事業を維持・安定させるための第3号基本金として1,095億300万円が組入れ済みである。第2号基本金は、新校地や新校舎及び設備等の取得のための組入れで、第3号基本金は、奨学基金、研究基金、国内外交流基金及び教育事業維持・安定基金で構成され、これらの果実（運用益）により安定した教育研究活動を維持している。

より安定した財務基盤の確立を図るため、平成30(2018)年度には収益事業の開始に係る寄附行為変更の認可を受け、不動産賃貸業（マンションの賃貸）を開始した。これらの資産運用や収益事業は、「学校法人明海大学財産の運用および保管規程」（以下この基準において「財産の運用及び保管規程」という。）及び「学校法人明海大学収益事業財産の取得運用等規程」（以下この基準において「収益事業財産の取得運用等規程」という。）に基づき、堅実かつ組織的な運用を行っている。

教育研究活動の活性化を図るため、各種補助金や受託研究費等の外部資金の獲得にも積極的に取り組むとともに、競争的外部資金の獲得のため、これに係るFD(Faculty Development)研修会を行うなど、各教員の啓発にも努めている。

以上のことから、安定した財務基盤が確立され、収支バランスが確保されていると評価する。

なお、平成 30(2018)年度の外部資金の受入れ状況は次のとおりである。

外部資金の種類	金額	備考
科学研究費助成事業	126,875,261 円	
受託研究費	800,000 円	
奨学寄附金	2,588,800 円	
その他	11,510,263 円	観光庁、(財)小貫基金 ほか
合計	141,774,324 円	

### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

収支バランスの継続的安定とより盤石な財務基盤の確立のため、学生生徒等納付金収入の安定化（募集定員に沿った学生確保）を図る。加えて、地域の医療ニーズに応えことで医療収支の改善に努めるとともに、新たな収益事業の展開を検討し、より安定的な運用益の確保に努める。

#### エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-4-1】 学校法人明海大学経理規程
- 【資料 5-4-2】 学校法人明海大学中期計画及び 2019 年度事業計画
- 【資料 5-4-3】 2019 年度 予算の基本方針（2019 年度事業計画・予算（案））
- 【資料 5-4-4】 2019 年度 長期収支予算（2019 年度予算長期収支グラフ）
- 【資料 5-4-5】 2019 年度 事業計画・予算の概要
- 【資料 5-4-6】 2018 年度 事業報告書
- 【資料 5-4-7】 学校法人会計基準に基づく計算書類 平成 30 年度（2018 年度）
- 【資料 5-4-8】 学校法人明海大学財産の運用および保管規程
- 【資料 5-4-9】 学校法人明海大学収益事業財産の取得運用等規程
- 【資料 5-4-10】 学校法人明海大学教育事業維持・安定基金規程
- 【資料 5-4-11】 明海大学公的研究費管理・運営規程
- 【資料 5-4-12】 学校法人明海大学受託研究取扱規程
- 【資料 5-4-13】 明海大学奨学寄附金取扱規程

## 5-5 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、私立学校振興助成法、学校法人会計基準、経理規程、学校法人明海大

学経理事務実施要領、明海大学修繕費支出および資本的支出に関する取扱内規、明海大学固定資産および物品管理規程、財産の運用及び保管規程、収益事業財産の取得運用等規程及び明海大学公的研究費管理・運営規程等に基づき適正に行っている。個々の会計処理及び税務処理において解釈に疑義等が生じた場合は、その都度、監査法人、日本私立学校振興・共済事業団の私学経営情報センター又は国税庁若しくは所轄の税務署に照会するなど、コンプライアンスを第一とする適切な会計処理等に努めている。

予算は、毎年度、前年度の12月の評議員会に諮問し、1月の理事会で決定、3月の実行予算編成を経て4月1日から執行している。また、入学者及び在籍学生数の確定等により予算に著しく乖離が生じる場合は、補正予算を編成し、当該年度の5月の評議員会に諮問し、同日開催の理事会で決定している。

このようなことから、本法人の会計処理は法令等に則り、かつ、所定の手続きを経て予算又は補正予算が編成され、適正に実施していると評価する。

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、私立学校振興助成法に基づき独立監査人による監査を毎年受けている。監査契約の範囲は、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記とし、監査見積時間数は609時間となっている。なお、独立監査人の監査意見は、無限定適正意見が表明されている。

監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき業務の監査及び財産の状況の監査を行っており、内部監査人（監査・評価室長）とともに独立監査人による会計監査に同席し、監査の内容及び結果の情報共有と、指摘事項等があった場合はその改善状況の進捗確認等を行うとともに、これらを含めた監査結果を理事会及び評議員会に報告している。

このようなことから、本法人の会計監査は、独立監査人、監事、内部監査人が連携する三様監査体制が整備され、かつ厳正な監査が実施されていると評価する。

### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監事監査規程は平成29(2017)年度に整備し、平成30(2018)年度から本格的な運用を開始したところである。また、新たに制定した監査実施細則（平成31(2019)年4月1日施行）に基づき、今後、監査内容のより一層の充実と三様監査体制の強化に努めることとする。

#### エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-5-1】 学校法人明海大学経理規程
- 【資料 5-5-2】 学校法人明海大学経理事務実施要領
- 【資料 5-5-3】 明海大学修繕費支出および資本的支出に関する取扱内規
- 【資料 5-5-4】 明海大学固定資産および物品管理規程
- 【資料 5-5-5】 学校法人明海大学財産の運用及び保管規程
- 【資料 5-5-6】 学校法人明海大学収益事業財産の取得運用等規程
- 【資料 5-5-7】 明海大学公的研究費管理・運営規程

- 【資料 5-5-8】 監査契約書  
外郭団体の会計的な指導等に関する業務契約書
- 【資料 5-5-9】 独立監査人の監査報告書
- 【資料 5-5-10】 独立監査人の期中及び期末監査結果
- 【資料 5-5-11】 監査対応状況
- 【資料 5-5-12】 学校法人明海大学寄附行為
- 【資料 5-5-13】 学校法人明海大学監事監査規程
- 【資料 5-5-14】 学校法人明海大学監査・評価規程
- 【資料 5-5-15】 学校法人明海大学監事監査実施細則

### 【基準 5 の自己評価】

理事会及び評議員会の運営並びに業務の執行は、寄附行為、管理運営基本規則及びこれに基づく関連諸規則に基づき適切に行われている。また、法令遵守、公益通報及び職員の職務に係る倫理の保持を規則等において定めるほか、監事、会計監査人及び監査・評価室（内部監査人）による三様監査体制を構築している。加えて、社会的説明責任を果たすため、教育研究活動等の情報についてホームページ等を通じて適切に公表することで、経営の規律と誠実性を維持している。

使命・目的を実現するため、事業計画の策定過程における点検・評価・改善を通じて PDCA サイクルを機能させ、継続的努力を行っている。

環境保全については、「明海大学『省エネルギー』宣言」及び関連規則に基づき活動の推進を進めている。人権に関することは、ハラスメントの防止等に関する規則等を制定するなど、あらゆるハラスメントの防止及び排除に努めている。安全への配慮に関することは、防火防災訓練を実施するなど、様々な配慮を行っている。

理事会は最高意思決定機関として、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会の機動的な意思決定の仕組みとしては、副理事長及び常務理事を置くなど、理事長の補佐体制を充実させている。加えて、常務理事会を設置し、理事会の議案策定等を行っている。理事の選任は寄附行為に基づき適切に行われている。また、理事会は原則として毎月 1 回開催しており、理事の出席状況は良好である。

理事会の構成員に学長又は教職員が加わるほか、法人及び教学の関係者で構成する教育基本問題協議会を毎月開催し、教育に係わる基本問題及び教学に関する重要事項を審議するなど、法人と教学の意思疎通と連携は適切に行われている。

監事は、寄附行為に基づき適切な手続きを経て選任されている。また、監事は、理事会及び評議員会に毎回出席するほか、会計監査への立ち会いや業務監査を実施している。加えて、会計監査人及び監査・評価室（内部監査人）との綿密な連携を規定し、三様監査体制を構築している。評議員の選任は寄附行為に基づき適切に行われている。また、評議員会の諮問事項等その運営は適切に行われている。

予算は、経理規程等に定める手続きに従い、毎年度、中期計画及びこれに基づく事業計画、予算の基本方針を基に予算を策定し、併せて 10 年間の法人全体及び部門別の長期収支予算を策定することで、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を確立している。また、本法人の平成 30(2018)年度決算の基本金組入前当年度収支差額は 46 億

5,748 万円で安定した収支バランスが確保している。基本金については、第 2 号及び第 3 号基本金に計画的に組み入れることで安定した財務基盤を確立している。加えて、教育研究活動の活性化を図るため、各種補助金や受託研究費等の外部資金の獲得にも積極的に取り組んでいる。

会計処理は、関係法令及び諸規則に基づき適正に行っている。

会計監査は、会計監査人、監事、監査・評価室（内部監査人）が連携する三様監査体制が整備され、かつ厳正な監査が実施されている。

よって、基準 5「経営・管理と財務」を満たしていると評価する。

## 基準 6 内部質保証

### 6-1 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、内部質保証の実施体制を確立するため、「明海大学自己点検・評価規程」（以下この基準において「自己点検・評価規程」という。）を定め、その第 1 条において「明海大学の建学の精神を具現化し、教育研究水準の活性化とその質的向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら行う点検および評価に関し、必要な事項を定める。」と明記している。

内部質保証のための組織として、学長の下に明海大学自己点検評価委員会（以下この基準において「全学委員会」という。）を置き、更にキャンパスごとの自己点検・評価を行うため、各キャンパスにキャンパス自己点検評価委員会（以下この基準において「キャンパス委員会」という。）を置いている。このほか、浦安キャンパス執行部会議（兼自己点検・評価執行部会議）、明海大学教育基本問題協議会（以下この基準において「教育基本問題協議会」という。）、明海大学総合協議会（以下この基準において「総合協議会」という。）も内部質保証に関与する体制を整えている。

全学委員会は、学長を委員長とし、副学長、学部長、大学院研究科長、メディアセンター長、附属病院長、教務部長、学生部長、事務局長、その他学長が必要と認めた者で構成されており、学長のリーダーシップにより実施する組織体制が整備されている。全学委員会は、自己点検・評価規程第 13 条の規定に基づき、全学委員会及びキャンパス委員会が行った点検及び評価を取りまとめ、理事会に報告の上、年次報告書として公表する。

浦安キャンパス執行部会議（兼自己点検・評価執行部会議）は、学長を議長として原則毎月 2 回開催し、恒常的に自己点検・評価項目について現状把握のための調査・分析を行い、改善方策の検討・指示する体制を整え、きめ細かく点検・評価活動を行っている。

教育基本問題協議会は、理事長を責任者とする法人部門、学長を責任者とする教学部門、事務局長を責任者とする事務部門からなる総合的な教育研究の連携協議機関である。理事長の提案又は諮問に基づき、教育に係わる基本問題及び教学に関する事項について意見を述べるため、理事長、副理事長、常務理事、学長、副学長、大学院研究科長、学部長、事務局長、その他理事長が指名した者で組織され、法人と教学の共通認識の下、教育目的が有効性をもって機能する仕組みが整備されている。そのため、自己点検に財務 IR(Institutional Research)の観点を交えることができ、内部質保証の実効性を高めることに寄与している。

総合協議会は、浦安キャンパスと歯学部の教学に関する重要事項の審議、キャンパス間相互の連絡調整を行う機関であり、明海大学総合協議会規程第5条の規定の審議事項として、(1)全学的な教育研究に関する重要事項で学長が意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項、(2)各学部、大学院及びその他の機関において、相互の調整を必要とする事項、(3)国際交流に関する事項、(4)IRに関する事項が掲げられている。総合協議会についても学長のリーダーシップにより実施する体制が整備されている。なお、全学委員会の委員と同一の役職者で構成されていることから、全学委員会と同一の日に会議を開催している。

### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

全学委員会、浦安キャンパス委員会、浦安キャンパス執行部会議（兼自己点検・評価執行部会議）及び坂戸キャンパス委員会が中心となって内部質保証の活動に積極的に取り組んでいくとともに、実施体制の整備・強化を図る。

## エビデンス集（資料編）

- 【資料 6-1-1】 明海大学総合協議会規程
- 【資料 6-1-2】 明海大学自己点検・評価規程
- 【資料 6-1-3】 明海大学教育基本問題協議会規程
- 【資料 6-1-4】 学校法人明海大学監査・評価規程

## 6-2 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

学校法人明海大学中期計画及び 2018 年度事業計画に基づき内部質保証の自己点検・評価を行っている。また、各キャンパス委員会を開催し、平成 24(2012)年度に日本高等教育評価機構による認証評価を受審して以降の「エビデンス集（データ編）」

を毎年更新し、各キャンパス委員会に報告され、これを基に自己点検評価書を作成している。自己点検評価書は平成 24(2012)年度版、平成 27(2015)年度版を本学ホームページへ掲載することで本学教職員間での学内共有と学生の保護者・卒業生を含め社会への公表を行っている。

平成 30(2018)年 4 月 23 日に開催された 2018 年度第 1 回総合協議会及び全学委員会で、全学自己点検・評価の視点について、新たな評価基準等の対応を検討し、その後の総合協議会及び全学委員会で、建学の精神の具現化に向け、「明海大学の国際化ビジョン」を策定し本学のホームページに掲載し学内外へ公表している。

恒常的な内部質保証の取り組みとしては、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会の中で「カリキュラム改正の学修成果と今後の取組」、「学修の基礎における学修成果の把握と評価」、「授業外学修の取組み」といったテーマを取り上げ定期的に自己点検・評価を行っている。また、浦安キャンパス執行部会議（兼自己点検・評価執行部会議）では、各学科のカリキュラムマップ作成、各学科の進級要件の在り方、2018 年度シラバスの自己点検・評価と改善などを議論し、その結果を各学部長と共有している。

坂戸キャンパス（歯学部）においては、毎年「歯学部自己点検評価報告書」を作成することにより、定期的に内部質保証のための自己点検・評価が行われている。この報告書は坂戸キャンパス委員会における点検・評価を経て、歯学部ホームページに公表している。

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の IR 組織及び運営体制は、明海大学 IR 推進本部規程に基づき IR 推進本部を設置している。IR 推進本部は特に学生、教学に関する情報を収集及び分析を目的とし、本部長である副学長の下、推進委員に各学部長 6 人を配置し、推進スタッフとして浦安キャンパスの事務職員 2 人、坂戸キャンパスの事務職員 2 人を加えた計 11 人で構成され、自己点検・評価の根拠となる教育研究活動等の情報並びに学部等及び事務局が保有する学生、教学に関する情報を収集し、本部長の命を受けて調査・分析等を行う。平成 30(2018)年度の分析結果として、浦安キャンパス執行部会議で「2015 年度入学生の 3 年間の学修成果と現在の学修・就職状況の把握」、「2017(平成 29)年度アセスメント・ポリシー（試論）」等の情報を学内に提供している。

各部局が保有する入学者選抜から卒業後までの様々なデータを収集し分析した結果を本部長が確認し、各種委員会、教授会、総合協議会、理事会に報告することで全学的な共有が図られ、ラーニング・アウトカムの明確化による専門教育の質向上、離学者対策の強化等に役立てられてきた。

歯学部では、各部局における経常的なデータの調査・分析等を行っているが、本学部の質保証（学修成果・教育成果）は、特に歯科医師国家試験結果に大きく連動していることから、6 年間の総仕上げとなる科目「総合歯科医学」を中心に調査・分析が行われている。これらの結果は、坂戸キャンパス委員会のほか、各会議体を通じて関係者で情報共有し、教育の改善・向上を図っている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

浦安・坂戸の両キャンパス委員会が中心となり、各部署が構築したデータベースの内容と範囲をより一層充実させ、適切な個人情報管理体制の下で、学内教職員が必要に応じて学生データベースの閲覧・利用ができるよう利便性を高め、効果的な運用に努めることで、学内共有をより一層推進する。このことにより、教育研究の質の保証と向上の一環として取り組んでいる離学者対策の強化、国家試験合格者・民間試験の資格取得者の増大及び就職率の向上などに関して学生に対するきめ細やかな教育指導・支援を着実に実行し、教育研究活動の改善を図ることをめざす。坂戸キャンパス（歯学部）に関しては、歯学教育分野別認証評価制度の導入が進められており、今後このトライアルを受審する予定である。また、IR の重要性を鑑み、IR 専門の部署を設置し、専任職員を配置することを検討する。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 6-2-1】 学校法人明海大学中期計画及び 2018 年度事業計画
- 【資料 6-2-2】 ホームページ（自己点検評価・認証評価）  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/certification.html>)
- 【資料 6-2-3】 ホームページ（明海大学の国際化ビジョン）  
(<http://www.meikai.ac.jp/01about/information/file/2018-0726-1548.pdf>)
- 【資料 6-2-4】 FD・SD 研修会実績（2017 年度・2018 年度）
- 【資料 6-2-5】 ホームページ（歯学部自己点検評価報告書掲載ページ）  
(<http://www.meikai.ac.jp/dent/kenkyubu.html>)
- 【資料 6-2-6】 明海大学 IR 推進本部規程
- 【資料 6-2-7】 IR 推進本部分析結果資料
- 【資料 6-2-8】 IR の活動状況を示す資料

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

明海大学の建学の精神を具現化するとともに、学校法人明海大学寄附行為第 3 条に規定する法人の目的、明海大学学則第 1 条に規定する大学の目的及び第 2 条の 2 から第 2 条の 9 に規定する学部学科の目的及び明海大学大学院学則第 3 条から第 3 条の 4 に規定する研究科の目的を達成するため、学校法人明海大学中期計画及び 2019 年度事業計画を定めるものとする。

「2015 年度入学生の 3 年間の学修成果と現在の学修・就職状況の把握」や「学習



成果等アンケート」集計結果の中で学生のやる気と能力を引き出す努力として、1. 学生の出席管理、2. 事前・事後学修の定着化（授業外学修時間の確保）、3. 学生の満足度、4. オフィスアワーや TA( Teaching Assistant) の活用について学生、教員に伝え教育の改善・向上に反映している。ラーニング・アウトカムの明確化による専門教育の向上として、各学部学科で異なるが、資格試験を進級要件等の基準とした対策強化の指導を行っている。

平成 24(2012)年度の認証評価結果の「改善を要する点」の指摘事項における「外国語学部中国語学科及び不動産学部不動産学科の収容定員の充足率が低く改善を要する。」との指摘を踏まえ、収容定員に沿った適切な学生数の維持を図るため、両学科の入学定員を変更した（外国語学部中国語学科の入学定員を 70 人から 40 人に、不動産学部不動産学科の入学定員を 250 人から 180 人に変更）ほか、平成 31(2019)年 4 月に保健医療学部を開設するなど、大学運営の改善・向上を図る取り組みが来ている。

本学の教育研究及び大学運営上の基本となる組織である教育基本問題協議会、総合協議会、浦安キャンパス執行部会議、教授会、各種委員会及び研究科連絡調整会議において、全学的な課題と両キャンパスの個別的な課題に関する点検評価の取り組みの進捗状況と自己点検・評価の結果（及び認証評価の結果）について学内共有し、改善が必要と認められるものについて、その改善に努めている。このように教育研究上の基本組織の間で相互に連携された体制が整えられ、全学的な PDCA サイクルの仕組みが実現し、有効に機能している。

### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の機能性について、既に十分な取り組みを行っているが、更に各キャンパス委員会と各部局の更なる連携強化と情報共有を図る取り組みを検討する。

#### エビデンス集（資料編）

- 【資料 6-3-1】 明海大学建学の精神
- 【資料 6-3-2】 学校法人明海大学寄附行為
- 【資料 6-3-3】 明海大学学則
- 【資料 6-3-4】 明海大学大学院学則
- 【資料 6-3-5】 学校法人明海大学中期計画及び 2018 年度事業計画
- 【資料 6-3-6】 学校法人明海大学中期計画及び 2019 年度事業計画

#### 【基準 6 の自己評価】

本学は、教育研究及び大学運営上の基本となる組織である教育基本問題協議会、総合協議会、浦安キャンパス執行部会議、教授会、研究科委員会等において、全学的な課題と両キャンパスの個別的な課題に関する点検評価の取り組みの進捗状況と自己点検・評価の結果について学内共有し、改善が必要と認められるものについて、改善に努めている。このように教育研究上の基本組織の間で相互に連携された体制が整えられ、大学全体の PDCA サイクルの仕組みが実現し、有効に機能している。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A 歯科医師生涯研修の推進

##### A-1 歯科医師生涯研修の推進

##### A-1-① 特色ある歯科医師生涯研修プログラム等の実施

##### A-1-② 独自の歯科総合医認定医制度

##### A-1-③ フォローアップシステム

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 特色ある歯科医師生涯研修プログラムの実施

本学歯学部は、臨床歯科医学向上のための社会貢献活動並びに最新の歯科医学・臨床を将来にわたりサポートする歯科医師生涯研修活動を推進し、大学教育を学内に留めることなく社会のニーズに対応したリカレント教育へと発展させることを目的として平成 11(1999)年に明海大学歯学部生涯研修部（以下この基準において「生涯研修部」という。）を設置し、姉妹校である朝日大学との共同事業として、明海大学歯学部生涯研修プログラム（以下この基準において「プログラム」という。）を開始した。

プログラムは「クリニカルベーシックセミナー」、「クリニカルステップアップセミナー」、「インターメディエイトセミナー」、「アドバンスセミナー」の 4 部門で編成されており、受講者は歯科医療技術、知識、態度の到達度に応じてプログラムを選択することができる。また、姉妹校である朝日大学、カリフォルニア大学ロサンゼルス校とのジョイントプログラムを共同で企画・推進し、毎年定期的開催している。ここには台湾からの受講生も毎年参加しており、国際的な歯科医療貢献へと名実ともに発展してきている。

##### A-1-② 独自の歯科総合医認定医制度

生涯研修部では、歯科医療の技術や疾病構造の変化など国民の歯科医療に求める価値やニーズの変改に対応した歯科総合医として質の保証を支援するため、平成 26(2014)年度から、歯科総合医育成コース認定医制度を開設し、様々な歯科口腔領域に関わることのできる医療人として、生涯にわたり高い専門性を保ちつつ総合医として患者の信頼を得るような高度の総合歯科医師の養成を図っている。

##### ア Excellent Clinician

「クリニカルベーシックセミナー」及び「クリニカルステップアップセミナー」の全コースを受講し、一定の知識・技能を有し、適切な診断と治療を行うことができる歯科医師に称号を授与する。

##### イ Distinguished Clinician

Excellent Clinician の称号を有する者で、「インターメディエイトセミナー」の全コースを受講し、保存修復系治療、補綴治療の基本、口腔外科・インプラント治療等の知識・能力を高めた口腔機能の向上に寄与できる歯科医師に称号を授与する。

##### ウ Master Clinician

Distinguished Clinician の称号を有する者で「アドバンスセミナー」の全コースを受講し、歯周治療・インプラント治療、補綴治療等の知識、能力を高め口腔機能や全身管理的な評価ができ、かつ豊富な臨床経験を有する歯科医師に称号を授与する。

#### A-1-③ フォローアップシステム

生涯研修部では、プログラムの提供にとどまらず、プログラム修了者のフォローアップシステムを構築し、実際の診療を通じてのサポートも行っている。

##### ア CE（歯科医師生涯研修）フォローアップシステム

インプラント治療を行う場合において、プログラム講師による症例相談、治療計画の立案から手術とそのアシスト、さらには設備などを幅広く提供している。

##### イ CE（歯科医師生涯研修）連携オープンホスピタル

プログラム修了者自身の歯科医院の難症例患者の治療を、本学大学病院や附属歯科診療所において、診査、診断、検査、治療計画の立案、手術などをプログラム講師と共に進めていくことができるシステム。

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

歯科界は日々目覚ましい進歩を遂げており、また少子高齢社会の到来に伴う歯科疾病構造の変化や社会のニーズに対応すべくプログラムの開設に引き続き努めるものとする。なお、令和元(2019)年度からは、超高齢社会の到来に伴う歯科疾患構造の変化や社会ニーズの多様化に対応するため医科歯科連携プログラムコースを開設し、高度専門臨床教育分野の充実を図っている。

### [基準 A の自己評価]

プログラム受講者は日本全国各地で地域医療の中心的な役割を担う歯科医師として活躍し、平成 30(2018)年度までの修了者は延べ 13,871 人に達している。プログラム終了時には、全コースにおいて受講者満足度調査を行っているが、結果は約 90%以上の受講者の評価は 4 以上（5 段階評価）となっており、受講生の満足度については十分満たしていると考えられる。

本学卒業生はもちろんのこと、他大学を卒業した歯科医師や海外の歯科医師までが受講するなど国際的な広がりを見せており、歯科医師生涯研修活動を大学としてここまで本格的に、かつ充実したプログラムを揃え取り組んでいる例は少なく、建学の精神を踏まえた本学の特色的な活動の一つである。

よって、基準 A「歯科医師生涯研修の推進」を満たしていると評価する。

### エビデンス集（資料編）

【資料 A-1-1】 明海大学歯学部生涯研修部運営委員会規程

【資料 A-1-2】 明海大学・朝日大学歯科医師生涯研修合同運営委員会規程

【資料 A-1-3】 2019 年度明海大学・朝日大学歯学部生涯研修部コース・プログラム案内

【資料 A-1-4】 2018 年度受講者満足度調査

**基準 B. 地域における初等中等教育機関との連携・支援事業（地域学校教育センター）**

**B-1 地域における初等中等教育機関との連携・支援事業**

**B-1-① 都立高校在京外国人に対する日本語指導支援**

**B-1-② 足立区小中学校に対する英語支援と生涯学習講座（英語・日本語）実施支援**

**B-1-③ 都立高校「校内寺子屋事業指定校」に対する英語基礎学習支援**

**B-1-④ 浦安市立小学校に対する学習支援**

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**B-1-① 都立高校在京外国人に対する日本語指導支援**

本学が高大連携の協定を締結した都立高校は、都教育委員会が指定した在京外国人枠の高校入試があり、在京外国人が多数在籍している学校で、日本語を母語としない生徒に対する教育がとて大きな課題であった。

平成 30(2018)年度に実施した日本語指導支援は、以下のとおりである。

- ・在京外国人に対する本学日本語学科学生等による日本語支援
- ・本学教員による都立高校教員に対する研修の実施
- ・在京外国人に対する交流会の実施

日程や指導内容等、高校と協力しながら、生徒のニーズに合わせた教材作りや指導支援、交流会開催等の継続により、学修成果が出ている。また、高校教員の疑問点に基づいた研修内容とすることで、活発な質疑応答が生まれた。今後は、教科学習の際に生徒が直面している課題等を分析し、日本語支援が必要な生徒についての理解をさらに深めてもらえるような研修を実施する。

**B-1-② 足立区小中学校に対する英語支援と生涯学習講座（英語・日本語）実施支援**

本学は、足立区と連携協定を締結した平成 28(2016)年度より、足立区教育員会と連携して小中学校に対して本学の研究・教育資源を活かした英語支援教育や足立区民のための生涯学習講座（英語・日本語）を行っている。

平成 30(2018)年度に実施した支援等は以下のとおりである。

- ・足立区立中学校英語授業改善支援
- ・足立区立中学校国際理解教育支援
- ・足立区立小学校英語授業改善支援
- ・足立区立小学校児童支援—明海大学あけみ英語村の実施
- ・足立区教員研修
- ・足立区民対象生涯学習講座（英語）
- ・足立区民対象生涯学習講座（日本語）

授業改善支援では、生徒の興味関心を持たせる指導の在り方について指導助言を行い、一定の評価を得た。今後は、より具体的な支援を検討するために、各教員と面談する時間の確保が重要な課題である。

「明海大学あけみ英語村—異文化交流プロジェクト」は、小学生を本学に招待し、英語でのコミュニケーションを行う形式で平成 29(2017)年度から年 1 回実施してい

る。平成 30(2018)年度の実施後の小学生アンケート調査では、「英語で交流することは楽しい (69%)」「英語をもっと勉強したい (58%)」という結果が出ており、参加した小学生が「英語を楽しんで学ぶ」という目的は達成されている。

教員研修会では、参加者から高い評価を得たが、他の研修会と日程が重なった日があった。来年度は、日程や開催方法の再検討が必要である。

生涯学習講座は、受講希望者が多く、各定員 40 名の抽選倍率は約 1.6 倍であった。また、受講者からは、満足度の高いアンケート結果も出ている。

#### **B-1-③ 都立高校「校内寺子屋事業指定校」に対する英語基礎学習支援**

本学が高大連携の協定を平成 29(2017)年度に締結した都立葛西南高等学校は、「校内寺子屋」事業(基礎学力の定着状況が十分でない生徒に対し、外部人材を活用して、個々に応じた学習を支援する取り組み)の指定校であった。引き続き、平成 30(2018)年度も英米語学科の教職課程履修生が主となり外部講師として英語の補習授業を支援した。

寺子屋では、TT(Team Teaching)を採用、講師である本学の学生 2 名が役割を分担し、1 名が授業の進行役を、もう 1 名が補助役を務め、連携・協力しながら、生徒の学習速度やスタイルなどに応じた指導を行った。このような指導により、中間・期末考査の点数が上がった生徒や、英語に自信が持てるようになった生徒が増えた。

#### **B-1-④ 浦安市立小学校に対する学習支援**

平成 29(2017)年度、教育に関する連携協定を浦安市教育委員会と締結し、平成 30(2018)年度から、具体的な小学校支援が始まった。主な支援は以下のとおりである。

- ・美浜南小学校の児童に対する学習支援
- ・市立小学校の英語授業補助・校務補助支援

美浜南小学校への支援は、夏休みまたは冬休みに入る前に、基礎的な学習の習慣づけと学力の定着のために、国語の漢字の読み書き、算数の簡単な四則計算などの問題を解く児童への学習支援である。日本語学科の教職課程履修生が学校を訪問し、学習補助を行った。学習支援に行った学生の多くは、教職に必要な貴重な体験ができたようである。また、児童からは、学ぶ楽しさを実感した感想が多く寄せられた。

市立小学校の英語授業補助・校務補助支援では、市内 4 校(入船、日の出、明海、明海南)から派遣依頼があり、10 月より約 30 名の教職課程履修生を派遣した。派遣先の各校長からは、「小学校英語の指導で学生の力を借りたことで授業が充実した」「児童が意欲的に英語学習に参加するようになった」など高い評価を得た。

### **(3) B-1 の改善・向上方策(将来計画)**

連携都立高等学校における日本語指導が必要な生徒数及びそのレベルの把握とそれに基づいた効果的な指導方法について確立することが必要である。足立区の小学校英語に関する教育支援、中学校の英語授業改善、足立区民の生涯学習の振興は、足立区の要望を踏まえて推し進めていく。寺子屋支援は、講師として多くの学生を送り出すことにより、開講できるクラス数が拡大され、支援を充実させることができる。そのため、今後も講師役の学生確保には力を入れたい。また、講師間での引継ぎの徹底や指導方法の情報共有を行い、講師の入れ替わりがあっても生徒が安心して授業を受

けられるように改善する。浦安市立小学校に対する学習支援は、浦安市教育委員会との協議を通して、市の要望を聞き取り、それにあつた具体的支援の在り方について検討していく必要がある。

以上のような様々な支援を円滑に行えるように、学内組織を再構築して強力に推進するとともに本学のブランディングとしていく。

### **【基準 B の自己評価】**

平成 28(2016)年 4 月に設置した明海大学地域学校教育センターの規程に示された「明海大学浦安キャンパスが所在する浦安市をはじめ広く千葉県、東京都等に所在する小学校、中学校、高等学校、これを所管する教育委員会及び地域社会との連携の下、本学の教育研究の成果を発信し、還元することで、地域の初等中等教育機関の教育の充実と発展に資する」といった目的に合った取り組みを行っている。また、これらは、本学ホームページや Facebook にもその実績が掲載されているとともに、年度末に例年開催される「明海大学『大学と地域連携の未来』シンポジウム」の配布資料等でその内容と成果は明らかである。

よって、基準 B「地域における初等中等教育機関との連携・支援事業（地域学校教育センター）」を満たしていると評価する。

### **エビデンス集（資料編）**

- 【資料 B-1-1】 明海大学と東京都立飛鳥高等学校との高大連携協定書
- 【資料 B-1-2】 明海大学と東京都立田柄高等学校との高大連携協定書
- 【資料 B-1-3】 明海大学と東京都立竹台高等学校との高大連携協定書
- 【資料 B-1-4】 明海大学と東京都立南葛飾高等学校との高大連携協定書
- 【資料 B-1-5】 2018 年度第 1 回連携都立高校との協議会議事録
- 【資料 B-1-6】 2018 年度第 2 回連携都立高校との協議会議事録
- 【資料 B-1-7】 2018 年度第 3 回連携都立高校との協議会議事録
- 【資料 B-1-8】 2019 明海大学「大学と地域連携の未来」シンポジウム配布資料
- 【資料 B-1-9】 2019 明海大学「大学と地域連携の未来」シンポジウムポスター
- 【資料 B-1-10】 2019 明海大学「大学と地域連携の未来」シンポジウム報告書
- 【資料 B-1-11】 明海大学と足立区との教育連携協定書
- 【資料 B-1-12】 2018 年度第 1 回足立区との連携協議会議事録
- 【資料 B-1-13】 2018 年度第 2 回足立区との連携協議会議事録
- 【資料 B-1-14】 2018 年度第 3 回足立区との連携協議会議事録
- 【資料 B-1-15】 明海大学あけみ英語村 2018 に関する新聞等報道記事・ビデオ
- 【資料 B-1-16】 明海大学と東京都立葛西南高等学校との高大連携協定書
- 【資料 B-1-17】 明海大学と浦安市教育委員会との教育連携に関する協定書
- 【資料 B-1-18】 2018 年度第 1 回浦安市教育委員会との連携協議会議事録
- 【資料 B-1-19】 2018 年度第 2 回浦安市教育委員会との連携協議会議事録

## V. 特記事項

### 1. 歯学部における海外協定校との学生交流事業

本学の建学の精神は「国際未来社会に活躍し得る有為な人材の育成」であり、国際交流活動は本学の基幹をなすものである。歯学部では「明海大学学生奨学海外研修派遣規程」に基づき、渡航費、授業料、宿泊費等の研修に係る費用は大学が負担し、海外協定校への学生派遣（5年次に36人）を行い、国際性の涵養を図っている。また当該校からの研修生も積極的に受入れ、活発な学生の相互交流が行われている。

研修先	開始年	派遣人数/年間	派遣人数/累計	受入人数/累計
カリフォルニア大学ロサンゼルス校（アメリカ）	1993	5人	124人	201人
アラバマ大学バーミングハム校（アメリカ）	1999	5人	102人	170人
テキサス大学サンアントニオ校（アメリカ）	1995	5人	121人	188人
タフツ大学（アメリカ）	2016	2人	6人	5人
メキシコ州立自治大学（メキシコ）	1994	5人	124人	208人
北京大学口腔医学院（中国）	1994	5人	120人	130人
空軍軍医大学口腔医学院（中国）	2002	5人	80人	79人
トゥルク大学（フィンランド）	2006	2人	26人	24人
シエナ大学（イタリア）	2009	2人	20人	18人

[平成31(2019)年3月31日現在]

### 2. 外国人留学生の日本語運用能力向上のための取り組み

建学の精神である「国際未来社会に活躍し得る有為な人材の育成」の具現化に向けて、外国人留学生に対し、日本での就職を見据えた日本語運用能力向上を図る取り組みとして、複言語・複文化教育センターの学修施設「日本語ゾーン」において、日本語・日本文化教育部門専任教員による各種講座を開講している。1年次配当授業科目「アカデミック日本語」(計8単位)と連動した日本語能力検定試験対策講座を中心に、各種検定対策や就職試験対策等、学生個々の強化したい部分に柔軟に対応できるよう講座テーマの見直しを行いながら、年間を通じて週10コマから20コマ程度の講座が開講され、継続的に日本語を学修できる体制が構築されている。なお、日本語ゾーンは講座のない時間帯も開放し、いつでも学修できる環境が整備されている。

### 3. 地域における生涯学習拠点の形成（オープンカレッジ）

本学は、地域社会に根差し、大学の知的財産を社会に還元することも重要な使命と捉え、平成5(1993)年に浦安キャンパスにオープンカレッジを設置、賛助会員制度（令和元(2019)年5月1日現在登録者数2,024人）を設け、学生、教職員及び一般市民に対し、各種講座の開講（平成30(2018)年度実績：教育・教養46講座、実務・ビジネス29講座、趣味・生活19講座、健康・スポーツ205講座、延べ受講者数2,876人）及び大学施設（スイミングプール、ダイビングプール、トレーニングルーム、マルチスタジオ、テニスコート、カルチャールーム、オーディオスタジオ及び和室）の開放事業を行っている。各種講座の中には、本学学生の進級要件に係る資格取得対策講座も含まれ、学生にとっても重要な役割を果たしている。また、地域住民と学生及び教職員の相互交流を図る機会として、学園祭での成果発表（平成30(2018)年度実績11団体）や、新春もちつき大会（延べ参加者数約800人）を開催し、生涯学習のみならず地域交流の拠点としての役割も果たしている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学校教育法第 83 条の趣旨に則り、学則第 1 条に大学の目的を規定している。	1-1
第 85 条	○	学部を置いている（学則第 2 条）。	1-2
第 87 条	○	修業年限を 4 年としている（歯学部は 6 年）（学則第 3 条）。	3-1
第 88 条	—	科目等履修生が入学する場合の修業年限の通算について定めがないため対象外。	3-1
第 89 条	—	早期卒業は設けていないため対象外。	3-1
第 90 条	○	入学資格を学則第 17 条に定め、法令遵守している。	2-1
第 92 条	○	本学におく職員を規定している（学則第 10 条）。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会を置いている（学則第 13 条）。	4-1
第 104 条	○	学位について定めている（学則第 44 条、大学院学則 28 条、学位規程）。	3-1
第 105 条	—	履修証明プログラムは設けていないため対象外。	3-1
第 108 条	—	短期大学は設置していないため対象外。	2-1
第 109 条	○	本学のホームページに点検及び評価結果を公表している。	6-2
第 113 条	○	本学のホームページで公表している他、紀要等を刊行している。	3-2
第 114 条	○	本学におく職員を規定している（学則第 10 条）。	4-1 4-3
第 122 条	○	高等専門学校卒業者の編入学資格は、学則第 18 条第 1 項第 2 号に定め、認めている。	2-1
第 132 条	○	専修学校の専門課程を修了した者の編入学資格は、学則第 18 条第 1 項第 3 号に定め、認めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則により規定している。	3-1 3-2
第 24 条	—	指導要録は対象外。ただし、学籍、成績等適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生に対する懲戒について、学長がこれを行うことを規定している（学則第 53 条）。	4-1
第 28 条	○	担当部署において備えている。	3-2



明海大学

第 143 条	○	各学部教授会規程を制定し、教授会の権限について定めている。	4-1
第 146 条	－	科目等履修生が入学する場合の修行年限の通算について定めがないため対象外。	3-1
第 147 条	－	早期卒業は設けていないため、法令対象外。	3-1
第 148 条	－	修業年限は歯学部が 6 年、その他の学部は 4 年であるため対象外。	3-1
第 149 条	－	早期卒業は設けていないため対象外。	3-1
第 150 条	○	入学資格を学則第 17 条に定め、法令遵守している。	2-1
第 151 条	－	高校からの飛び級入学制度がないため対象外。	2-1
第 152 条	－	高校からの飛び級入学制度がないため対象外。	2-1
第 153 条	－	高校からの飛び級入学制度がないため対象外。	2-1
第 154 条	－	高校からの飛び級入学制度がないため対象外。	2-1
第 161 条	○	編入学のための入学資格は、学則第 18 条第 1 項第 1 号に定め、法令遵守している。	2-1
第 162 条	－	転入学の制度がないため対象外。	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期を規定している（学則第 30 条）。	3-2
第 164 条	－	履修証明プログラムは設けていないため対象外。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを大学全体、学部学科及び研究科ごとに定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価規程で明示している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学のホームページに教育研究活動等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	明海大学学位規程により規定している。	3-1
第 178 条	○	高等専門学校卒業者の編入学は、学則第 18 条に定め、認めている。	2-1
第 186 条	○	専修学校修了者の編入学は、学則第 18 条に定め、認めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準は最低基準と認識し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 2 条の 2 から第 2 条の 10 に各学部学科の目的を規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 20 条の 2 の規定に基づき、公正かつ妥当な方法で適切な体	2-1

明海大学

		制を整えて実施している。	
第2条の3	○	教学関連諸会議体の構成員に事務職員を加えるなど、教職協働体制の下、教育研究活動を組織的かつ効果的に運営している。	2-2
第3条	○	本学の学部学科は、教育研究上適当な規模内容で、教員組織、教員数その他学部として適当である。	1-2
第4条	○	学部には専攻により学科を設けている（学則第3条）。	1-2
第5条	—	課程は設けていないため対象外。	1-2
第6条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織はないため対象外。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	本学の教員組織は、学部学科の規模、学位の種類等に応じて適切に配置されている。	3-2 4-2
第10条	○	授業科目の担当者は、主要授業科目、それ以外の授業科目とも適切に配置されている。	3-2 4-2
第11条	○	必要に応じて、授業を担当しない教員を配置している。	3-2 4-2
第12条	○	本学の専任教員は、専ら本学の教育研究に従事している。	3-2 4-2
第13条	○	本学の専任教員数は、必要な数を満たしている。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長は、本学の建学の精神を具現化するに適した者を選任している（明海大学学長の選任及び職務規程第5条）。	4-1
第14条	○	学校法人明海大学任用規程を制定し、第4条第1項第1号に教授の資格基準を定めている。	3-2 4-2
第15条	○	学校法人明海大学任用規程を制定し、第4条第1項第2号に准教授の資格基準を定めている。	3-2 4-2
第16条	○	学校法人明海大学任用規程を制定し、第4条第1項第3号に講師の資格基準を定めている。	3-2 4-2
第16条の2	○	学校法人明海大学任用規程を制定し、第4条第1項第4号に助教の資格基準を定めている。	3-2 4-2
第17条	—	助手を置いていないため対象外。	3-2 4-2
第18条	○	学則第4条に収容定員を規定し、これに基づき在籍学生数を適正に管理している。	2-1
第19条	○	教育課程の編成について規定している（学則第5条）。	3-2
第20条	○	教育課程の編成について規定している（学則第5条）。	3-2
第21条	○	各授業の単位数について規定している（学則第5条の2）。	3-1
第22条	○	1年間の授業期間は学年暦で定めている。	3-2
第23条	○	各授業科目の授業期間は学年暦で定めている。	3-2

明海大学

第 24 条	○	少人数のクラス編成を推進し、教育効果を十分にあげられるような適当な人数としている。	2-5
第 25 条	○	科目の特性に応じ、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかの方法で適正に授業を実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	講義概要に授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画等を明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	学則第 8 条の 2 第 3 項に外国の大学又は短期大学における履修について規定している。 教育内容等の改善のための組織的な研修等を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	-	昼夜開講制は設けていないため対象外。	3-2
第 27 条	○	試験及び学修の評価について規定している (学則第 34 条・38 条)。	3-1
第 27 条の 2	○	履修単位数の上限は履修の手引きで定めている。	3-2
第 28 条	○	他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について規定している (学則第 8 条の 2)。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修について規定している (学則第 8 条の 3)。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定について規定している (学則第 8 条の 4)。	3-1
第 30 条の 2	-	長期履修制度は設けていないため対象外。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生について規定している (学則第 60 条・65 条)。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件について規定している (学則第 43 条)。	3-1
第 33 条	○	授業時間制の特例について規定している (学則第 5 条の 2 第 2 項)。	3-1
第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は、校舎と同一の敷地内に設けている。	2-5
第 36 条	○	第 36 条第 1 項から第 5 項に掲げる専用の施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	基準校地面積を上回る十分な校地を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	基準校舎面積を上回る十分な校舎を有している。	2-5
第 38 条	○	教育研究上必要な資料等を備え、専任の職員を配置している。	2-5
第 39 条	○	附属病院を置いている。	2-5
第 39 条の 2	-	該当する学部学科を置いていないため対象外。	2-5
第 40 条	○	学部又は学科の種類に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境は、教育研究上の目的達成に相応しいものである。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名及び学科の名称は、大学として適当であり、教育研究上の目的に相応しいものである。	1-1

明海大学

第 41 条	○	事務組織は、専任職員を配置し、適切に設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導は、専門の部署を置き、専任職員を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培えるよう、学内組織が連携し適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	FD、SD 研修を適切に実施している。	4-3
第 43 条	－	共同教育課程を設置していないため対象外。	3-2
第 44 条	－	共同教育課程を設置していないため対象外。	3-1
第 45 条	－	共同教育課程を編成する学科を設置していないため対象外。	3-1
第 46 条	－	共同教育課程を設置していないため対象外。	3-2 4-2
第 47 条	－	共同教育課程を編成する学科を設置していないため対象外。	2-5
第 48 条	－	共同教育課程を編成する学科を設置していないため対象外。	2-5
第 49 条	－	共同教育課程を編成する学科を設置していないため対象外。	2-5
第 49 条の 2	－	工学に関する学部を設置していないため対象外。	3-2
第 49 条の 3	－	工学に関する学部を設置していないため対象外。	4-2
第 49 条の 4	－	工学に関する学部を設置していないため対象外。	4-2
第 57 条	－	外国に学部学科を設置していないため対象外。	1-2
第 58 条	－	学部を設置しているため対象外。	2-5
第 60 条	○	平成 31(2019)年 4 月開設の保健医療学部については、年次計画を確実に履行中である。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	明海大学学位規程第 2 章により規定している。	3-1
第 10 条	○	明海大学学位規程第 2 章により規定している。	3-1
第 13 条	○	明海大学学位規程第 23 条により規定している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に理事、監事の定数、理事長の選任について規定し、これに基づき選任している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条に理事会について規定し、これに基づき運営している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条から第 14 条に理事長及び監事の職務等について	5-2

明海大学

		規定し、これに基づき職務遂行されている。	5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条に理事の選任、第 7 条に監事の選任について規定し、これに基づき選任している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に、監事は本法人の理事、評議員又は職員と兼ねてはならないことを規定し、これに基づき選任している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に役員の新補充について規定し、これに基づき運営している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 17 条に評議員会について規定し、これに基づき運営している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 19 条に理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことについて規定し、これに基づき運営している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 20 条に評議員会の意見具申等について規定し、これに基づき運営している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 21 条に評議員の選任について規定し、これに基づき運営している。	5-3
第 45 条	○	寄附行為第 38 条に寄附行為の変更について規定し、これに基づき運営している。	5-1
第 46 条	○	寄附行為第 31 条に評議員会に対する決算の報告について規定し、これに基づき運営している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 32 条に財産目録等の備付け及び閲覧について規定し、これに基づき運営している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 34 条に学校法人の会計年度について規定し、これに基づき運営している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条で明示している。	1-1
第 100 条	○	研究科を設置している。(大学院学則第 2 条)。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 7 条及び第 8 条で明示している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 7 条、第 8 条及び大学院案内・学生募集要項で明示している。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 7 条、第 8 条及び大学院案内・学生募集要項で明示している。	2-1

明海大学

第 157 条	－	大学からの飛び入学制度がないため対象外。	2-1
第 158 条	－	大学からの飛び入学制度がないため対象外。	2-1
第 159 条	－	大学からの飛び入学制度がないため対象外。	2-1
第 160 条	－	大学からの飛び入学制度がないため対象外。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準は必要最低限の基準と認識し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 3 条から第 3 条の 4 に規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 11 条の規定に基づき、公正かつ妥当な方法で適切な体制を整えて実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	教職協働体制の下、教育研究活動を組織的かつ効果的に運営している。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 2 条に課程（修士、博士、博士前期、博士後期）を規定している。	1-2
第 2 条の 2	－	専ら夜間において教育を行う大学院の課程を置いていないため対象外。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 3 条の 2 に修士課程の目的を規定するとともに、大学院学則第 5 条に標準修業年限を規定し、適切に運用している。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 3 条、第 3 条の 3 及び第 3 条の 4 に博士課程の目的を規定するとともに、大学院学則第 5 条に標準修業年限を規定し、適切に運用している。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 2 条から第 4 条の規定により、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織するとともに、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有している。	1-2
第 6 条	○	教育研究上適当な専攻を置き、大学院学則第 2 条に規定している。	1-2
第 7 条	○	それぞれの学部を基礎とする研究科を組織しており、学部、研究科間の連携は適切に行われている。	1-2
第 7 条の 2	－	共同教育課程を設置していないため対象外。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	－	研究科以外の教育研究上の基本となる組織はないため対象外。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	本学大学院の教員組織は、学部の教員がこれを兼ねており、研究	3-2

明海大学

		科及び専攻の規模、学位の種類等に応じて適切に配置されている。	4-2
第9条	○	大学院担当教員の資格基準については、各研究科担当教員審査委員会規程にこれを定めている。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第4条に収容定員を規定し、これに基づき在籍学生数を適正に管理している。	2-1
第11条	○	大学院学則第4章の規定に基づき、教育課程の編成を適切に行っている。	3-2
第12条	○	大学院学則第18条に明示している。	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第21条及び第22条に明示している。	2-2 3-2
第14条	○	大学院学則第24条に教育方法の特例について規定している。	3-2
第14条の2	○	講義概要に授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を明示している。	3-1
第14条の3	○	授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために、学部と連携し、組織的な取り組みを実施している。	3-3 4-2
第15条	○	大学院学則第18条から第25条に大学院の教育方法を規定し、適切に運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	修士課程の修了要件については、大学院学則第27条に規定している。	3-1
第17条	○	博士課程の修了要件については、大学院学則第27条に規定している。	3-1
第19条	○	教育研究に必要な専用の施設を備えている。	2-5
第20条	○	研究科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第21条	○	研究科の種類に応じ、教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第22条	○	図書館等を学部と共用している。	2-5
第22条の2	○	必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第22条の3	○	教育研究環境は、教育研究上の目的達成に相応しいものである。	2-5 4-4
第22条の4	○	研究科等の名称は、当該研究科等の教育研究上の目的に合致している。	1-1
第23条	—	独立大学院を置いていないため対象外。	1-1 1-2
第24条	—	独立大学院を置いていないため対象外。	2-5
第25条	—	通信教育課程を置いていないため対象外。	3-2

明海大学

第 26 条	—	通信教育課程を置いていないため対象外。	3-2
第 27 条	—	通信教育課程を置いていないため対象外。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育課程を置いていないため対象外。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育課程を置いていないため対象外。	2-5
第 30 条	—	通信教育課程を置いていないため対象外。	2-2 3-2
第 31 条	—	共同教育課程を編成する専攻を置いていないため対象外。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を編成する専攻を置いていないため対象外。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を編成する専攻を置いていないため対象外。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を編成する専攻を置いていないため対象外。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を設置していないため対象外。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を設置していないため対象外。	4-2
第 42 条	○	大学院事務の遂行のため、担当部署を適切に設置している。	4-1 4-3
第 43 条	○	学部と連携し、FD、SD 研修を適切に実施している。	4-3
第 45 条	—	外国に研究科、専攻その他の組織を設けていないため対象外。	1-2
第 46 条	—	大学院及び研究科の新設がないため対象外。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2



明海大学

第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

明海大学

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	明海大学学位規程第3章により規定している。	3-1
第4条	○	明海大学学位規程第4章により規定している。	3-1
第5条	○	明海大学学位規程第5条第2項及び第15条第2項により規定している。	3-1
第12条	○	明海大学学位規程第23条により規定している。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人明海大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内 MEIKAI UNIVERSITY 2020	
	大学院案内・学生募集要項 2019	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	明海大学学則、明海大学大学院学則	

【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2019 年度入学試験要項、大学院案内・学生募集要項 2019、 2019 年度編入学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	(外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツ ーリズム学部、保健医療学部) CAMPUS GUIDE 2019 (大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科) 2019 年度 大学院教育要覧 (歯学部) 学生便覧 (大学院歯学研究科) 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2019 年度 事業計画・予算の概要	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2018 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ 大学案内 110 ページ キャンパスマップ 大学案内 75 ページ、101 ページ	【資料 F-2】を参照
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人明海大学規程集 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度 開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿、評議員名簿、2018 年度理事会出席状況、2018 年 度評議員会出席状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	学校法人会計基準に基づく計算書類（過去 5 年間） 監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	(外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツ ーリズム学部、保健医療学部) 2019 年度履修の手引、教職課程履修の手引、講義概要 (大学院応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科) 2019 年度 大学院教育要覧、講義概要 (歯学部) 授業要綱 (大学院歯学研究科) 大学院授業要綱	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	ホームページ ・大学概要>大学情報>入学者受入・教育課程編成・学位授 与に関する方針 <学部・学科> ( <a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/department_policy.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/department_policy.html</a> ) <研究科> ( <a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/policy.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/policy.html</a> )	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	明海大学保健医療学部口腔保健学科【認可】設置に係る設置 計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	明海大学建学の精神	
【資料 1-1-2】	明海大学学則（抜粋）	
【資料 1-1-3】	明海大学大学院学則（抜粋）	
【資料 1-1-4】	ホームページ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学概要 &gt; 建学の精神 (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/mind.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/mind.html</a>)</li> <li>・ 大学概要 &gt; 大学の使命・目的等 (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/mission.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/mission.html</a>)</li> <li>・ 大学概要 &gt; 理事長メッセージ (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/2016-0502-0947-18.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/2016-0502-0947-18.html</a>)</li> <li>・ 大学概要 &gt; 学長メッセージ (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/message.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/message.html</a>)</li> <li>・ 大学概要 &gt; 大学情報 (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/information/index.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/information/index.html</a>)</li> <li>・ 学部・大学院等 (<a href="http://www.meikai.ac.jp/02dept/index.html">http://www.meikai.ac.jp/02dept/index.html</a>)</li> </ul>	
【資料 1-1-5】	大学案内「MEIKAI UNIVERSITY 2020」	【資料 F-2】を参照
【資料 1-1-6】	大学概要	
【資料 1-1-7】	CAMPUS GUIDE 2019（浦安キャンパス）	【資料 F-5】を参照
【資料 1-1-8】	履修の手引き（浦安キャンパス）	【資料 F-12】を参照
【資料 1-1-9】	学生便覧（歯学部）	【資料 F-5】を参照
【資料 1-1-10】	学則の一部改正 新旧対照表	
【資料 1-1-11】	学校法人明海大学監事監査規程	
【資料 1-1-12】	学校法人明海大学監査・評価規程	
【資料 1-1-13】	学校法人明海大学監事監査実施細則	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	明海大学学則（抜粋）	【資料 1-1-2】を参照
【資料 1-2-2】	明海大学大学院学則（抜粋）	【資料 1-1-3】を参照
【資料 1-2-3】	明海大学浦安キャンパス教務委員会規程	
【資料 1-2-4】	明海大学歯学部教務委員会規程	
【資料 1-2-5】	明海大学外国語学部教授会規程	
【資料 1-2-6】	学長裁定（教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定める事項）	
【資料 1-2-7】	明海大学総合協議会規程	
【資料 1-2-8】	明海大学浦安キャンパス研究科連絡・調整会議規程	
【資料 1-2-9】	明海大学大学院歯学研究科運営委員会規程	
【資料 1-2-10】	明海大学大学院応用言語学研究科委員会規程	
【資料 1-2-11】	学校法人明海大学常務理事会規程	
【資料 1-2-12】	学校法人明海大学寄附行為（抜粋）	
【資料 1-2-13】	理事会決定事項（見本）	

明海大学

【資料 1-2-14】	<p>ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学概要＞建学の精神 (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/mind.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/mind.html</a>)</li> <li>・ 大学概要＞大学の使命・目的等 (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/mission.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/mission.html</a>)</li> <li>・ 大学概要＞理事長メッセージ (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/2016-0502-0947-18.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/2016-0502-0947-18.html</a>)</li> <li>・ 大学概要＞学長メッセージ (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/message.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/message.html</a>)</li> <li>・ 大学概要＞大学情報 (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/information/index.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/information/index.html</a>)</li> <li>・ 学部・大学院等 (<a href="http://www.meikai.ac.jp/02dept/index.html">http://www.meikai.ac.jp/02dept/index.html</a>)</li> </ul>	【資料 1-1-4】を参照
【資料 1-2-15】	学校法人明海大学中期計画及び 2019 年度事業計画	
【資料 1-2-16】	<p>入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針（学部） (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/department_policy.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/department_policy.html</a>)</p>	【資料 F-13】を参照
【資料 1-2-17】	<p>入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針（研究科） (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/policy.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/policy.html</a>)</p>	【資料 F-13】を参照
【資料 1-2-18】	明海大学組織図	
【資料 1-2-19】	明海大学浦安キャンパス総合教育センター規程	
【資料 1-2-20】	明海大学複言語・複文化教育センター規程	
【資料 1-2-21】	明海大学教職課程センター規程	
【資料 1-2-22】	明海大学浦安キャンパスメディアセンター規程	
【資料 1-2-23】	明海大学歯学部メディアセンター規程	
【資料 1-2-24】	明海大学浦安キャンパスキャリアサポートセンター規程	
【資料 1-2-25】	明海大学地域学校教育センター規程	
【資料 1-2-26】	明海大学不動産研究センター規程	
【資料 1-2-27】	明海大学ホスピタリティ・ツーリズム総合研究所規程	
【資料 1-2-28】	明海大学歯学部実験動物センター管理運営規程	
【資料 1-2-29】	明海大学歯学部歯科法医学センター規程	
【資料 1-2-30】	明海大学歯学部教育支援センター規程	
【資料 1-2-31】	明海大学歯学部特別研究室等規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	明海大学学則（抜粋）	
【資料 2-1-2】	明海大学大学院学則（抜粋）	
【資料 2-1-3】	浦安キャンパス執行部会議要録	
【資料 2-1-4】	明海大学教育基本問題協議会規程	
【資料 2-1-5】	入学試験要項 2019（抜粋）	
【資料 2-1-6】	大学院案内・学生募集要項 2019（抜粋）	
【資料 2-1-7】	<p>ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学概要＞大学情報＞入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針 &lt;学部・学科&gt; (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/department_policy.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/department_policy.html</a>)</li> <li>&lt;研究科&gt; (<a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/policy.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/policy.html</a>)</li> </ul>	
【資料 2-1-8】	オープンキャンパス・パンフレット 2018	
【資料 2-1-9】	2018 年度高等学校進路指導担当者連絡協議会実施要項	
【資料 2-1-10】	2018 年度大学院進学説明会実施要項、案内チラシ	

明海大学

【資料 2-1-11】	入学試験要項 2017 (抜粋)	
【資料 2-1-12】	大学院案内・学生募集要項 2017 (抜粋)	
【資料 2-1-13】	入学試験要項 2018 (抜粋)	
【資料 2-1-14】	大学院案内・学生募集要項 2018 (抜粋)	
【資料 2-1-15】	2019 年度アドミッション・オフィス入学試験出願申請書	
【資料 2-1-16】	2019 年度アドミッション・オフィス入学試験個人評価票	
【資料 2-1-17】	明海大学浦安キャンパスアドミッションセンター規程	
【資料 2-1-18】	浦安キャンパス入学試験実施要項	
【資料 2-1-19】	明海大学歯学部アドミッションセンター規程	
【資料 2-1-20】	歯学部入学試験実施要項	
【資料 2-1-21】	明海大学浦安キャンパス研究科連絡・調整会議規程	
【資料 2-1-22】	浦安キャンパス大学院入学試験実施要項	
【資料 2-1-23】	明海大学大学院歯学研究科委員会規程	
【資料 2-1-24】	明海大学大学院歯学研究科運営委員会規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	明海大学浦安キャンパス教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	明海大学浦安キャンパス学生支援委員会規程	
【資料 2-2-3】	学生 DB・Web ポータルシステム概要	
【資料 2-2-4】	学年主任等による学修指導体制 (2016 年 3 月 23 日歯学部教授会決定)	
【資料 2-2-5】	2019 年度クラス主任一覧 (歯学部)	
【資料 2-2-6】	明海大学歯学部教務委員会規程	
【資料 2-2-7】	明海大学歯学部学生委員会規程	
【資料 2-2-8】	明海大学歯学部教育支援センター規程	
【資料 2-2-9】	2018 年度第 6 回大学院歯学研究科運営委員会議事録及び別紙資料 1、4	
【資料 2-2-10】	入学試験要項 2018 (抜粋)	
【資料 2-2-11】	健康管理票	
【資料 2-2-12】	CAMPUS GUIDE 2018 (抜粋)	
【資料 2-2-13】	2018 年度浦安キャンパスオフィスアワー一覧	
【資料 2-2-14】	明海大学大学院 (応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科) ティーチング・アシスタント資格規程	
【資料 2-2-15】	2018 年度ティーチング・アシスタント委嘱関係資料	
【資料 2-2-16】	2018 年度少人数クラス制の対応に関する学科別アンケート調査結果	
【資料 2-2-17】	不動産学部保護者への通知文書	
【資料 2-2-18】	ホスピタリティ・ツーリズム学部保護者面談実施要領及び関係資料	
【資料 2-2-19】	2018 年度履修未登録者対応関係資料	
【資料 2-2-20】	2018 年度授業出欠席状況調査関係資料	
【資料 2-2-21】	2018 年度浦安キャンパス教育後援会地区懇談会関係資料	
【資料 2-2-22】	2018 年度教育後援会地区懇談会における個別面談関係資料	
【資料 2-2-23】	MEIKAI UNIVERSITY 浦安キャンパス Web ポータルシステム利用マニュアル (教員用)	
【資料 2-2-24】	明海大学浦安キャンパス Web ポータルシステム利用マニュアル (学生用)	
【資料 2-2-25】	明海大学浦安キャンパス Web ポータルシステム利用マニュアル (保護者用)	
【資料 2-2-26】	退学願・休学願様式 (浦安キャンパス)	
【資料 2-2-27】	学生異動台帳 (見本)	

明海大学

【資料 2-2-28】	2019 年度歯学部学生便覧、2019 年度オフィスアワー掲示文書	【資料 F-5】を参照
【資料 2-2-29】	明海大学大学院歯学研究科ティーチング・アシスタント資格規程	
【資料 2-2-30】	2018 年度歯学部第 3 回教務・学生合同委員会議事録	
【資料 2-2-31】	出席管理システム関係資料	
【資料 2-2-32】	退学願・休学願様式（歯学部）	
【資料 2-2-33】	明海大学浦安キャンパス研究科連絡・調整会議規程	
【資料 2-2-34】	明海大学リサーチ・アシスタント資格規程	
【資料 2-2-35】	2018 年度大学院経済学研究科オリエンテーション資料	
【資料 2-2-36】	不動産学研究科木曜サロン実施関係資料	
【資料 2-2-37】	明海大学歯学部宮田研究奨励金規程	
【資料 2-2-38】	浦安キャンパス離学者抑制対策会議議事録	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2018 年度浦安キャンパス講義概要（抜粋）	
【資料 2-3-2】	キャリアデザイン（コーチング）に関する学生向け案内チラシ	
【資料 2-3-3】	2018 年度産学連携教育プログラム手続要項、案内チラシ	
【資料 2-3-4】	明海大学浦安キャンパス学生のインターンシップ派遣に関する規程	
【資料 2-3-5】	インターンシップガイド 2018	
【資料 2-3-6】	2018 年度インターンシップ派遣実績	
【資料 2-3-7】	2018 年度キャリアデザインにおけるインターンシップ参加報告書	
【資料 2-3-8】	明海大学浦安キャンパス総合教育センター規程	
【資料 2-3-9】	小学校教員養成特別プログラム説明会資料	
【資料 2-3-10】	明海大学教職課程センター規程	
【資料 2-3-11】	教職課程履修者数及び免許状取得者数	
【資料 2-3-12】	2018 年度就職支援行事月別年間スケジュール	
【資料 2-3-13】	MEIKAI SPI 学生向け案内資料	
【資料 2-3-14】	留学生向け就職活動支援行事案内チラシ	
【資料 2-3-15】	MGO 概要資料	
【資料 2-3-16】	明海大学浦安キャンパスキャリアサポートセンター規程	
【資料 2-3-17】	2018 年度キャリアサポートセンター年間利用状況	
【資料 2-3-18】	明海大学オープンカレッジ規程	
【資料 2-3-19】	オープンカレッジ 2018 年度講座案内パンフレット	
【資料 2-3-20】	明海大学資格取得奨励奨学金給付に関する規程	
【資料 2-3-21】	資格取得奨励奨学金給付実績	
【資料 2-3-22】	明海大学浦安キャンパス単位認定に関する規程	
【資料 2-3-23】	2018 年度単位認定状況（大学以外の教育施設等における学修）	
【資料 2-3-24】	2018 年度不動産学部宅地建物取引士資格試験対策夏合宿関係資料	
【資料 2-3-25】	2018 年度不動産学部宅地建物取引士資格試験実績	
【資料 2-3-26】	2018 年度歯学部授業要綱（抜粋）	
【資料 2-3-27】	2018 年度臨床研修生必携	
【資料 2-3-28】	2019 年度明海大学歯学部附属明海大学病院臨床研修歯科医師募集要項	
【資料 2-3-29】	2018 年度歯科医師臨床研修マッチング結果	
【資料 2-3-30】	海上自衛隊説明会関係資料	
【資料 2-3-31】	大学院案内・学生募集要項 2019（抜粋）	



明海大学

【資料 2-3-32】	2018 年度大学院歯学研究科 FD 研修会（総合セミナー）開催実績一覧	
【資料 2-3-33】	2019 年度大学院歯学研究科オリエンテーション資料（1 年生用）	
【資料 2-3-34】	2018 年度進路状況について	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	明海大学浦安キャンパス学生支援委員会規程	
【資料 2-4-2】	2018 年度学生支援課（学生支援担当）修学支援業務スケジュール	
【資料 2-4-3】	2018 年度相談内容別集計表	
【資料 2-4-4】	明海大学私費外国人留学生授業料減免規程	
【資料 2-4-5】	明海大学浦安キャンパス学修奨励奨学金規程	
【資料 2-4-6】	明海大学資格取得奨励奨学金給付に関する規程	
【資料 2-4-7】	2018 年度浦安キャンパス各種奨学金一覧（揭示文書）	
【資料 2-4-8】	明海大学体育会規程	
【資料 2-4-9】	明海大学体育会運営細則	
【資料 2-4-10】	明海大学スポーツ奨励奨学金規程、クラブ別対象基準	
【資料 2-4-11】	明海大学浦安キャンパス学友会規約	
【資料 2-4-12】	浦安キャンパス課外活動紹介冊子 2018	
【資料 2-4-13】	CAMPUS GUIDE 2019（抜粋）	
【資料 2-4-14】	明海大学浦安キャンパス課外教育活動団体の組織等に関する規程	
【資料 2-4-15】	浦安キャンパスクラブハウス見取図、部室貸与資料	
【資料 2-4-16】	2018 年度浦安キャンパス保健管理センター業務報告書	
【資料 2-4-17】	トレーナーズ・ルーム業務実施状況報告書	
【資料 2-4-18】	明海大学浦安キャンパス保健管理センター規程	
【資料 2-4-19】	2018 年度学生支援課オリエンテーション実施要項	
【資料 2-4-20】	学内全面禁煙実施関係資料	
【資料 2-4-21】	2018 年度学年暦	
【資料 2-4-22】	2018 年度クリーンキャンペーン実施要領	
【資料 2-4-23】	CAMPUS GUIDE 2019（抜粋）	
【資料 2-4-24】	明海大学浦安キャンパス国際・地域交流推進委員会規程	
【資料 2-4-25】	地域連携行事実態関係資料	
【資料 2-4-26】	明海大学歯学部学生委員会規程	
【資料 2-4-27】	2018 年度歯学部第 3 回教務・学生合同委員会議事録	
【資料 2-4-28】	2018 年度歯学部各種奨学金制度一覧	
【資料 2-4-29】	2018 年度歯学部奨学金対象実績	
【資料 2-4-30】	明海大学歯学部学生会会則	
【資料 2-4-31】	歯学部教育後援会 2018 年度事業概要	
【資料 2-4-32】	明海大学歯学部教育後援会クラブ指導者援助金の支給基準	
【資料 2-4-33】	学生連絡協議会関係資料	
【資料 2-4-34】	2018 年度歯学部保健管理センター利用状況	
【資料 2-4-35】	2018 年度歯学部学生相談室利用状況	
【資料 2-4-36】	2018 年度マナー向上委員会資料	
【資料 2-4-37】	2019 年度歯学部学生便覧	【資料 F-5】を参照
【資料 2-4-38】	2019 年度歯学部オリエンテーション関係資料	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	浦安キャンパス管理委託業務一覧	
【資料 2-5-2】	歯学部施設設備法定点検等一覧	

明海大学

【資料 2-5-3】	学校法人明海大学防火・防災管理規程	
【資料 2-5-4】	図書館の所蔵数、年間利用実績、職員数及び施設・設備	
【資料 2-5-5】	明海大学浦安キャンパスメディアセンター委員会規程	
【資料 2-5-6】	図書館利用案内（浦安キャンパス）	
【資料 2-5-7】	METTS Commons 入室状況	
【資料 2-5-8】	明海大学歯学部メディアセンター委員会規程	
【資料 2-5-9】	図書館利用案内（歯学部）	
【資料 2-5-10】	授業科目別履修者数一覧（浦安キャンパス）	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2018 年度授業評価アンケート実施関係資料	
【資料 2-6-2】	CAMPUS GUIDE 2018（抜粋）	
【資料 2-6-3】	学生支援課相談記録シート、個別相談メモノート	
【資料 2-6-4】	2018 年度履修未登録者対応関係資料	
【資料 2-6-5】	2018 年度授業出欠席状況調査関係資料	
【資料 2-6-6】	2018 年度学生支援課相談内容別集計表	
【資料 2-6-7】	退学願様式（浦安キャンパス）	
【資料 2-6-8】	2018 年度前学期離学者分析資料	
【資料 2-6-9】	歯学部学生満足度調査関係資料	
【資料 2-6-10】	明海大学歯学部学生会会則	
【資料 2-6-11】	学生連絡協議会関係資料	
【資料 2-6-12】	明海大学大学院歯学研究科運営委員会規程	
【資料 2-6-13】	世話人に関する資料	
【資料 2-6-14】	2018 年度 UPI 調査票	
【資料 2-6-15】	2018 年度 UPI 実施要領	
【資料 2-6-16】	2018 年度 UPI 実施結果集計等関係資料	
【資料 2-6-17】	2018 年度学友会サマーキャンプしおり	
【資料 2-6-18】	2018 年度学友会サマーキャンプ報告会資料	
【資料 2-6-19】	2017 年度学友会サマーキャンプにおける意見・要望進捗状況	
【資料 2-6-20】	2018 年度教学関係アンケート調査用紙、アンケート調査結果	
【資料 2-6-21】	2018 年度浦安キャンパス課外活動連絡協議会関連資料	
【資料 2-6-22】	2018 年度大学院経済学研究科オリエンテーション資料	
【資料 2-6-23】	不動産学研究科 2018 年度オリエンテーション資料	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	明海大学学則	【資料 F-3】を参照
【資料 3-1-2】	明海大学大学院学則	【資料 F-3】を参照
【資料 3-1-3】	入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針（学部） ( <a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/department_policy.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/department_policy.html</a> )	【資料 F-13】を参照
【資料 3-1-4】	入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針（研究科） ( <a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/policy.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/policy.html</a> )	【資料 F-13】を参照
【資料 3-1-5】	履修の手引	【資料 F-12】を参照
【資料 3-1-6】	学生便覧（歯学部）	【資料 F-5】を参照
【資料 3-1-7】	大学ポータル（日本私立学校振興・共済事業団） ( <a href="https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000156301000.html">https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000156301000.html</a> )	
【資料 3-1-8】	明海大学浦安キャンパスにおける単位認定及び成績評価に関するガイドライン（2019 年 4 月改正学長裁定）	

明海大学

【資料 3-1-9】	講義概要（学部）（抜粋）	
【資料 3-1-10】	明海大学浦安キャンパス単位認定に関する規程	
【資料 3-1-11】	明海大学外国語学部における進級基準等に関する規程 明海大学経済学部における進級基準等に関する規程 明海大学不動産学部における進級基準等に関する規程 明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部における進級基準等に関する規程 明海大学保健医療学部における進級基準等に関する規程	
【資料 3-1-12】	講義概要（大学院）（抜粋）	
【資料 3-1-13】	大学院教育要覧（抜粋）	
【資料 3-1-14】	歯学部授業要綱	【資料 F-12】を参照
【資料 3-1-15】	宮田賞授与選考基準	
【資料 3-1-16】	奨学海外研修派遣候補者選考基準 海外研修奨学金給付候補者選考基準	
【資料 3-1-17】	明海大学浦安キャンパス教務委員会規程	
【資料 3-1-18】	明海大学外国語学部教授会規程 明海大学経済学部教授会規程 明海大学不動産学部教授会規程 明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部教授会規程 明海大学保健医療学部教授会規程	
【資料 3-1-19】	教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定める事項に関する件（2019年4月1日施行学長裁定）	
【資料 3-1-20】	明海大学歯学部教務委員会規程	
【資料 3-1-21】	明海大学歯学部教授会規程	
【資料 3-1-22】	明海大学学位規程	
【資料 3-1-23】	明海大学大学院応用言語学研究科委員会規程 明海大学大学院経済学研究科委員会規程 明海大学大学院不動産学研究科委員会規程	
【資料 3-1-24】	明海大学浦安キャンパス研究科連絡・調整会議規程	
【資料 3-1-25】	明海大学大学院歯学研究科委員会規程	
【資料 3-1-26】	明海大学大学院歯学研究科運営委員会規程	
【資料 3-1-27】	GPA(Grade Point Average)制度の導入について（歯学部）	【資料 F-5】を参照
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針（学部） ( <a href="http://www.meikai.ac.jp/01/about/department_policy.html">http://www.meikai.ac.jp/01/about/department_policy.html</a> )	【資料 F-13】を参照
【資料 3-2-2】	入学者受入・教育課程編成・学位授与に関する方針（研究科） ( <a href="http://www.meikai.ac.jp/01/about/policy.html">http://www.meikai.ac.jp/01/about/policy.html</a> )	【資料 F-13】を参照
【資料 3-2-3】	履修の手引	【資料 F-12】を参照
【資料 3-2-4】	学生便覧（歯学部）	【資料 F-5】を参照
【資料 3-2-5】	大学ポータル（日本私立学校振興・共済事業団） ( <a href="https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000156301000.html">https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000156301000.html</a> )	
【資料 3-2-6】	カリキュラムマップ（履修系統図）	
【資料 3-2-7】	歯学部履修系統図	
【資料 3-2-8】	明海大学学則	【資料 F-3】を参照
【資料 3-2-9】	キャリアプランニングⅠ～Ⅲ、キャリアデザイン学修成果報告	
【資料 3-2-10】	明海大学学生奨学海外研修派遣規程	
【資料 3-2-11】	明海大学浦安キャンパス派遣留学生奨学金規程	
【資料 3-2-12】	海外研修成果報告書	
【資料 3-2-13】	講義概要（抜粋）	

明海大学

【資料 3-2-14】	授業要綱（歯学部）	【資料 F-12】を参照
【資料 3-2-15】	大学院教育要覧	【資料 F-12】を参照
【資料 3-2-16】	学生便覧（歯学研究科）	【資料 F-5】を参照
【資料 3-2-17】	明海大学浦安キャンパス総合教育センター規程	
【資料 3-2-18】	明海大学複言語・複文化教育センター規程	
【資料 3-2-19】	2018 年度複言語・複文化教育センター活動実績	
【資料 3-2-20】	「国内集中英語研修」資料	
【資料 3-2-21】	歯学部教員一覧	
【資料 3-2-22】	「教養系科目に関する FD 研修会」資料	
【資料 3-2-23】	明海大学歯学部教務委員会規程	
【資料 3-2-24】	基礎教育科目の教科書	
【資料 3-2-25】	明海大学浦安キャンパス学生のインターンシップ派遣に関する規程	
【資料 3-2-26】	課題探求活動支援関係資料	
【資料 3-2-27】	Eラーニングシステム利用実績	
【資料 3-2-28】	明海大学浦安キャンパスファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 3-2-29】	ファカルティ・ディベロップメント活動実績一覧	
【資料 3-2-30】	講義概要原稿確認関係資料	
【資料 3-2-31】	歯学部教授方法の工夫・開発関連資料	
【資料 3-2-32】	STS 関連資料	
【資料 3-2-33】	明海大学歯学部教育支援センター規程	
【資料 3-2-34】	シラバス校正依頼（歯学部）	
【資料 3-2-35】	シラバス校正依頼（歯学研究科）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	学習成果等アンケート（2018 年度）	
【資料 3-3-2】	明海大学外国語学部における進級基準等に関する規程 明海大学経済学部における進級基準等に関する規程 明海大学不動産学部における進級基準等に関する規程 明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部における進級基準等に関する規程	
【資料 3-3-3】	進級基準科目のシラバス（資格取得等を達成目標に掲げる科目）	
【資料 3-3-4】	4 年生内定状況（教授会資料）	
【資料 3-3-5】	明海大学に関するアンケート調査 明海大学卒業生への就職に関するアンケート調査 明海大学卒業生に関するアンケート調査	
【資料 3-3-6】	2018 年度アクションプラン	
【資料 3-3-7】	学生便覧（歯学部）	【資料 F-5】を参照
【資料 3-3-8】	6 年生授業アンケート（様式）	
【資料 3-3-9】	2018 年度総合歯科医学試験日程	
【資料 3-3-10】	6 年生教育関係アンケート	
【資料 3-3-11】	歯科医師国家試験結果分析（抜粋）	
【資料 3-3-12】	大学院教育要覧（抜粋）	
【資料 3-3-13】	明海大学大学院応用言語学会会誌	
【資料 3-3-14】	不動産学研究科における課程博士学位論文の審査手続き等に関する内規	
【資料 3-3-15】	明海大学大学院応用言語学研究科紀要 明海大学大学院経済学研究科紀要	
【資料 3-3-16】	歯学研究科教育目標の達成状況の把握関連資料	
【資料 3-3-17】	授業評価アンケート	

明海大学

【資料 3-3-18】	2018 年度第 2 回浦安キャンパス FD・SD 研修会関係資料	
【資料 3-3-19】	歯学部授業評価アンケート（様式）	
【資料 3-3-20】	浦安キャンパス大学院授業評価アンケート	
【資料 3-3-21】	歯学研究科授業評価アンケート（様式）	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	明海大学学長等の選任及び職務規程	
【資料 4-1-2】	明海大学総合協議会規程	
【資料 4-1-3】	学長裁定（副学長が学長の命を受けてつかさどる校務）	
【資料 4-1-4】	明海大学学部長等職務規程	
【資料 4-1-5】	明海大学外国語学部教授会規程（他学部等も同様の規程のため外国語学部のみ添付）	
【資料 4-1-6】	学長裁定（教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定める事項）	
【資料 4-1-7】	学長裁定（教育研究に関する事項で、大学院研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定める事項）	
【資料 4-1-8】	学校法人明海大学事務組織および職務規程	
【資料 4-1-9】	学校法人明海大学事務分掌規程	
【資料 4-1-10】	学校法人明海大学職務権限規程	
【資料 4-1-11】	事務組織及び職員配置表	
【資料 4-1-12】	学校法人明海大学任用規程	
【資料 4-1-13】	学校法人明海大学事務職員等・医療職員採用及び昇任手続規程	
【資料 4-1-14】	明海大学教育基本問題協議会規程	
【資料 4-1-15】	明海大学浦安キャンパスアドミッションセンター規程	
【資料 4-1-16】	明海大学浦安キャンパス国際・地域交流推進委員会規程	
【資料 4-1-17】	明海大学浦安キャンパス教務委員会規程	
【資料 4-1-18】	明海大学浦安キャンパス学生支援委員会規程	
【資料 4-1-19】	明海大学浦安キャンパスメディアセンター委員会規程	
【資料 4-1-20】	明海大学浦安キャンパスファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-1-21】	明海大学浦安キャンパスキャリアサポートセンター規程	
【資料 4-1-22】	明海大学歯学部アドミッションセンター規程	
【資料 4-1-23】	明海大学歯学部国際交流委員会規程	
【資料 4-1-24】	明海大学歯学部教務委員会規程	
【資料 4-1-25】	明海大学歯学部学生委員会規程	
【資料 4-1-26】	明海大学歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	歯学部講座・分野ごとの専任教員配置（歯学部教員一覧）	
【資料 4-2-2】	学校法人明海大学任用規程	
【資料 4-2-3】	学校法人明海大学特定契約職員採用資格規程	
【資料 4-2-4】	学校法人明海大学特別契約職員採用資格規程	
【資料 4-2-5】	学校法人明海大学兼任教育職員任用規程	
【資料 4-2-6】	明海大学歯学部教員資格内規	
【資料 4-2-7】	明海大学外国語学部教員資格基準	
【資料 4-2-8】	明海大学外国語学部教員資格基準細則	
【資料 4-2-9】	明海大学経済学部教員資格基準	

明海大学

【資料 4-2-10】	明海大学経済学部教員資格基準細則	
【資料 4-2-11】	明海大学不動産学部教員資格基準	
【資料 4-2-12】	明海大学不動産学部教員資格基準細則	
【資料 4-2-13】	明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部教員資格基準	
【資料 4-2-14】	明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部教員資格基準細則	
【資料 4-2-15】	学校法人明海大学教育職員採用及び昇任手続規程	
【資料 4-2-16】	学校法人明海大学特定契約教育職員採用手続規程	
【資料 4-2-17】	明海大学大学院研究科担当教員認定手続規程	
【資料 4-2-18】	明海大学大学院応用言語学研究科担当教員審査委員会規程	
【資料 4-2-19】	明海大学大学院経済学研究科担当教員審査委員会規程	
【資料 4-2-20】	明海大学大学院不動産学研究科担当教員審査委員会規程	
【資料 4-2-21】	明海大学大学院歯学研究科担当教員認定手続規程	
【資料 4-2-22】	教員評価項目	
【資料 4-2-23】	明海大学浦安キャンパスファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-2-24】	明海大学歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-2-25】	2018 年度学生による授業評価アンケート実施に関する取扱い（浦安キャンパス）	
【資料 4-2-26】	学生による授業評価アンケート様式（浦安キャンパス）	
【資料 4-2-27】	学生による授業評価アンケート集計結果様式（浦安キャンパス）	
【資料 4-2-28】	学生による授業評価アンケート集計結果分析及び授業改善策等様式（浦安キャンパス）	
【資料 4-2-29】	学生による授業評価アンケート様式（歯学部）	
【資料 4-2-30】	学生による授業評価アンケート集計結果様式（歯学部）	
【資料 4-2-31】	学生による授業評価アンケート集計結果分析及び授業改善策等様式（歯学部）	
【資料 4-2-32】	大学院学生による授業評価アンケート様式（浦安キャンパス）	
【資料 4-2-33】	明海大学浦安キャンパス研究科連絡・調整会議規程	
【資料 4-2-34】	大学院学生による授業評価アンケート集計結果分析及び授業改善策等について（様式）（浦安キャンパス）	
【資料 4-2-35】	教員による相互授業参観実績（2018 年度）	
【資料 4-2-36】	FD 研修会実績（2018 年度）	
【資料 4-2-37】	明海大学海外研修員規程	
【資料 4-2-38】	明海大学海外研修員規程施行細則	
【資料 4-2-39】	明海大学国内研修員規程	
【資料 4-2-40】	明海大学国内研修員規程施行細則	
【資料 4-2-41】	明海大学海外・国内研修員候補者選考基準	
【資料 4-2-42】	明海大学海外・国内研修員選考委員会規程	
【資料 4-2-43】	海外・国内研修員派遣実績（2018 年度）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人明海大学事務職員研修規程	
【資料 4-3-2】	SD 研修等実績（2016 年度～2018 年度）	
【資料 4-3-3】	人事考課表	
【資料 4-3-4】	職務実績等申告書【人事考課付表】	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	明海大学外国語学部・経済学部共同研究室運営委員会規程	
【資料 4-4-2】	明海大学歯学部分子生物学研究施設規程	
【資料 4-4-3】	明海大学歯学部分子生物学研究施設運営委員会規程	
【資料 4-4-4】	明海大学歯学部分子生物学研究施設使用内規	

明海大学

【資料 4-4-5】	明海大学歯学部遺伝子組換え実験安全管理及び遺伝子組換え生物拡散防止措置規程	
【資料 4-4-6】	明海大学歯学部遺伝子組換え実験安全委員会規程	
【資料 4-4-7】	明海大学歯学部遺伝子組換え実験室利用細則	
【資料 4-4-8】	明海大学不動産研究センター規程	
【資料 4-4-9】	明海大学ホスピタリティ・ツーリズム総合研究所規程	
【資料 4-4-10】	明海大学歯学部研究委員会規程	
【資料 4-4-11】	明海大学歯学部実験動物センター管理運営規程	
【資料 4-4-12】	明海大学歯学部動物実験実施規程	
【資料 4-4-13】	明海大学歯学部動物実験倫理委員会規程	
【資料 4-4-14】	動物実験に関する検証結果報告書	
【資料 4-4-15】	明海大学歯学部特別研究室等規程	
【資料 4-4-16】	明海大学歯学部倫理委員会規程	
【資料 4-4-17】	明海大学歯学部歯科法医学センター規程	
【資料 4-4-18】	明海大学公的研究費管理・運営規程	
【資料 4-4-19】	明海大学コンプライアンス規程	
【資料 4-4-20】	学校法人明海大学職員倫理規程	
【資料 4-4-21】	明海大学利益相反マネジメント規程	
【資料 4-4-22】	明海大学における研究遂行のための行動規範	
【資料 4-4-23】	明海大学研究活動における不正行為の防止に係るガイドライン	
【資料 4-4-24】	明海大学における公的研究費不正防止計画	
【資料 4-4-25】	「研究倫理教育」及び「コンプライアンス教育」受講のお願い（浦安キャンパス）	
【資料 4-4-26】	研究倫理教育実施状況（歯学部）	
【資料 4-4-27】	2018 年度総合教育研究費について（通知）（浦安キャンパス）	
【資料 4-4-28】	明海大学浦安キャンパス宮田研究奨励金規程	
【資料 4-4-29】	明海大学浦安キャンパス学術図書出版助成金規程	
【資料 4-4-30】	明海大学浦安キャンパス国際学術研究等助成金取扱基準	
【資料 4-4-31】	明海大学浦安キャンパス大学院博士後期課程学生研究指導費について	
【資料 4-4-32】	明海大学リサーチ・アシスタント資格規程	
【資料 4-4-33】	明海大学歯学部宮田研究奨励金規程	
【資料 4-4-34】	研究環境満足度等調査集計結果（歯学部）	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人明海大学寄附行為	【資料 F-1】を参照
【資料 5-1-2】	学校法人明海大学管理運営基本規則	
【資料 5-1-3】	学校法人実態調査表（平成 30 年度）（抜粋）* 報酬欄等一部削除	
【資料 5-1-4】	明海大学コンプライアンス規程	
【資料 5-1-5】	学校法人明海大学職員倫理規程	
【資料 5-1-6】	学校法人明海大学監査・評価規程	
【資料 5-1-7】	学校法人明海大学監事監査規程	
【資料 5-1-8】	学校法人明海大学情報公開規程	
【資料 5-1-9】	学校法人明海大学財務書類閲覧取扱要領	
【資料 5-1-10】	ホームページ＞大学概要＞大学情報 ( <a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/information/index.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/information/index.html</a> )	

明海大学

【資料 5-1-11】	学校法人明海大学中期計画及び 2019 年度事業計画	
【資料 5-1-12】	2018 年度事業計画・予算の概要	
【資料 5-1-13】	2018 年度事業報告書	【資料 F-7】を参照
【資料 5-1-14】	2019 年度事業計画・予算の概要	【資料 F-6】を参照
【資料 5-1-15】	2019 年度事業計画策定資料	
【資料 5-1-16】	中期計画及び事業計画の PDCA 概念図	
【資料 5-1-17】	ホームページ>大学概要>その他>省エネルギー宣言 ( <a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/file/eco.pdf">www.meikai.ac.jp/01about/file/eco.pdf</a> )	
【資料 5-1-18】	学校法人明海大学省エネルギー推進に関する規程	
【資料 5-1-19】	明海大学学生等個人情報保護規程	
【資料 5-1-20】	学校法人明海大学特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-21】	学校法人明海大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-22】	セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項について (指針)	
【資料 5-1-23】	セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について (指針)	
【資料 5-1-24】	明海大学学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-25】	学生に対するセクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項について (指針)	
【資料 5-1-26】	学生に対するセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について (指針)	
【資料 5-1-27】	学校法人明海大学セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程	
【資料 5-1-28】	学校法人明海大学ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-29】	ハラスメント防止に関する研修会開催概要	
【資料 5-1-30】	学校法人明海大学防火・防災管理規程	
【資料 5-1-31】	防火・防災訓練実施要領 (浦安キャンパス・歯学部・付属病院)	
【資料 5-1-32】	非常用物品等一覧 (浦安キャンパス・歯学部・付属病院)	
【資料 5-1-33】	大地震発生時の対応マニュアル (浦安キャンパス・歯学部)	
【資料 5-1-34】	明海大学浦安キャンパス衛生委員会規程	
【資料 5-1-35】	明海大学坂戸キャンパス衛生委員会規程	
【資料 5-1-36】	浦安キャンパス衛生委員会による職場巡視結果 (2018 年度)	
【資料 5-1-37】	坂戸キャンパス衛生委員会による職場巡視結果 (2018 年度)	
【資料 5-1-38】	明海大学利益相反マネジメント規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人明海大学寄附行為	【資料 F-1】を参照
【資料 5-2-2】	学校法人明海大学管理運営基本規則	
【資料 5-2-3】	学校法人明海大学副理事長・常務理事選任規程	
【資料 5-2-4】	学校法人明海大学顧問規程	
【資料 5-2-5】	学校法人明海大学相談役規程	
【資料 5-2-6】	学校法人明海大学常務理事会規程	
【資料 5-2-7】	2018 年度理事会開催日程及び報告・審議事項一覧	
【資料 5-2-8】	2018 年度理事会理事出席状況	
【資料 5-2-9】	理事会の欠席時に意思表示を行う書面 (様式)	
【資料 5-2-10】	学校法人実態調査表 (平成 30 年度) (抜粋) * 報酬欄等一部削除	【資料 5-1-3】を参照
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人明海大学寄附行為	【資料 F-1】を参照



明海大学

【資料 5-3-2】	学校法人明海大学管理運営基本規則	
【資料 5-3-3】	明海大学教育基本問題協議会規程	
【資料 5-3-4】	2018 年度教育基本問題協議会構成員	
【資料 5-3-5】	2018 年度教育基本問題協議会開催日程及び報告・審議事項一覧	
【資料 5-3-6】	学校法人明海大学監事監査規程	
【資料 5-3-7】	平成 30 年度学校法人明海大学監事監査計画	
【資料 5-3-8】	2018 年度監査報告書・平成 30 年度学校法人明海大学監事監査実績	【資料 F-11】を参照
【資料 5-3-9】	監事の理事会・評議員会への出席状況（2018 年度予算から 2018 年度決算まで）	
【資料 5-3-10】	評議員会の開催日程及び報告・諮問事項一覧（2018 年度予算から 2018 年度決算まで）	
【資料 5-3-11】	学校法人明海大学監査・評価規程	
【資料 5-3-12】	2018 年度の監査・評価実績がわかる資料	
【資料 5-3-13】	学校法人実態調査表（平成 30 年度）（抜粋）* 報酬欄等一部削除	【資料 5-1-3】を参照
【資料 5-3-14】	学校法人明海大学監事監査実施細則	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人明海大学経理規程	
【資料 5-4-2】	学校法人明海大学中期計画及び 2019 年度事業計画	【資料 5-1-11】を参照
【資料 5-4-3】	2019 年度予算の基本方針（2019 年度事業計画・予算（案））	
【資料 5-4-4】	2019 年度長期収支予算（2019 年度予算長期収支グラフ）	
【資料 5-4-5】	2019 年度事業計画・予算の概要	【資料 F-6】を参照
【資料 5-4-6】	2018 年度事業報告書	【資料 F-7】を参照
【資料 5-4-7】	学校法人会計基準に基づく計算書類 平成 30 年度(2018 年度)	【資料 F-11】を参照
【資料 5-4-8】	学校法人明海大学財産の運用および保管規程	
【資料 5-4-9】	学校法人明海大学収益事業財産の取得運用等規程	
【資料 5-4-10】	学校法人明海大学教育事業維持・安定基金規程	
【資料 5-4-11】	明海大学公的研究費管理・運営規程	
【資料 5-4-12】	学校法人明海大学受託研究取扱規程	
【資料 5-4-13】	明海大学奨学寄附金取扱規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人明海大学経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人明海大学経理事務実施要領	
【資料 5-5-3】	明海大学修繕費支出および資本的支出に関する取扱内規	
【資料 5-5-4】	明海大学固定資産および物品管理規程	
【資料 5-5-5】	学校法人明海大学財産の運用及び保管規程	
【資料 5-5-6】	学校法人明海大学収益事業財産の取得運用等規程	
【資料 5-5-7】	明海大学公的研究費管理・運営規程	
【資料 5-5-8】	監査契約書 外郭団体の会計的な指導等に関する業務契約書	
【資料 5-5-9】	独立監査人の監査報告書	【資料 F-11】を参照
【資料 5-5-10】	独立監査人の期中及び期末監査結果	
【資料 5-5-11】	監査対応状況	
【資料 5-5-12】	学校法人明海大学寄附行為	【資料 F-1】を参照
【資料 5-5-13】	学校法人明海大学監事監査規程	
【資料 5-5-14】	学校法人明海大学監査・評価規程	
【資料 5-5-15】	学校法人明海大学監事監査実施細則	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	明海大学総合協議会規程	
【資料 6-1-2】	明海大学自己点検・評価規程	
【資料 6-1-3】	明海大学教育基本問題協議会規程	
【資料 6-1-4】	学校法人明海大学監査・評価規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	学校法人明海大学中期計画及び 2018 年度事業計画	
【資料 6-2-2】	ホームページ（自己点検評価・認証評価） ( <a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/certification.html">http://www.meikai.ac.jp/01about/certification.html</a> )	
【資料 6-2-3】	ホームページ（明海大学の国際化ビジョン） ( <a href="http://www.meikai.ac.jp/01about/information/file/2018-0726-1548.pdf">http://www.meikai.ac.jp/01about/information/file/2018-0726-1548.pdf</a> )	
【資料 6-2-4】	FD・SD 研修会実績（2017 年度・2018 年度）	
【資料 6-2-5】	ホームページ（歯学部自己点検評価報告書掲載ページ） ( <a href="http://www.meikai.ac.jp/dent/kenkyubu.html">http://www.meikai.ac.jp/dent/kenkyubu.html</a> )	
【資料 6-2-6】	明海大学 IR 推進本部規程	
【資料 6-2-7】	IR 推進本部分析結果資料	
【資料 6-2-8】	IR の活動状況を示す資料	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	明海大学建学の精神	
【資料 6-3-2】	学校法人明海大学寄附行為	【資料 F-1】を参照
【資料 6-3-3】	明海大学学則	【資料 F-3】を参照
【資料 6-3-4】	明海大学大学院学則	【資料 F-3】を参照
【資料 6-3-5】	学校法人明海大学中期計画及び 2018 年度事業計画	
【資料 6-3-6】	学校法人明海大学中期計画及び 2019 年度事業計画	

基準 A. 歯科医師生涯研修の推進

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 歯科医師生涯研修の推進		
【資料 A-1-1】	明海大学歯学部生涯研修部運営委員会規程	
【資料 A-1-2】	明海大学・朝日大学歯科医師生涯研修合同運営委員会規程	
【資料 A-1-3】	2019 年度明海大学・朝日大学歯学部生涯研修部コース・プログラム案内	
【資料 A-1-4】	2018 年度受講者満足度調査	

基準 B. 地域における初等中等教育機関との連携・支援事業（地域学校教育センター）

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 地域における初等中等教育機関との連携・支援事業		
【資料 B-1-1】	明海大学と東京都立飛鳥高等学校との高大連携協定書	
【資料 B-1-2】	明海大学と東京都立田柄高等学校との高大連携協定書	
【資料 B-1-3】	明海大学と東京都立竹台高等学校との高大連携協定書	
【資料 B-1-4】	明海大学と東京都立南葛飾高等学校との高大連携協定書	
【資料 B-1-5】	2018 年度第 1 回連携都立高校との協議会議事録	
【資料 B-1-6】	2018 年度第 2 回連携都立高校との協議会議事録	
【資料 B-1-7】	2018 年度第 3 回連携都立高校との協議会議事録	
【資料 B-1-8】	2019 明海大学「大学と地域連携の未来」シンポジウム配布資料	

明海大学

【資料 B-1-9】	2019 明海大学「大学と地域連携の未来」シンポジウムポスター	
【資料 B-1-10】	2019 明海大学「大学と地域連携の未来」シンポジウム報告書	
【資料 B-1-11】	明海大学と足立区との教育連携協定書	
【資料 B-1-12】	2018 年度第 1 回足立区との連携協議会議事録	
【資料 B-1-13】	2018 年度第 2 回足立区との連携協議会議事録	
【資料 B-1-14】	2018 年度第 3 回足立区との連携協議会議事録	
【資料 B-1-15】	明海大学あけみ英語村 2018 に関する新聞等報道記事・ビデオ	
【資料 B-1-16】	明海大学と東京都立葛西南高等学校との高大連携協定書	
【資料 B-1-17】	明海大学と浦安市教育委員会との教育連携に関する協定書	
【資料 B-1-18】	2018 年度第 1 回浦安市教育委員会との連携協議会議事録	
【資料 B-1-19】	2018 年度第 2 回浦安市教育委員会との連携協議会議事録	

